須坂市立地適正化計画

（素案）

令和６年１月

目　次

第１章　計画の概要
１　計画策定の背景・目的 ---------- 1
２　計画で定める内容 ---------- 1
３　計画の位置付け ---------- 2
４　計画の対象区域 ---------- 3
５　計画の期間 ---------- 3

第２章　須坂市の現況と課題
１　都市づくりの現況 ---------- 5
２　都市づくりの課題 ---------- 31

第３章　立地適正化に関する基本的な方針
１　将来像とまちづくりの方針---------- 32
２　目指すべき都市の骨格構造---------- 33
３　課題解決のための施策・誘導の方針 ---------- 35

第４章　誘導区域
１　誘導区域設定の考え方 ---------- 37
２　居住誘導区域の設定 ---------- 38
３　都市機能誘導区域の設定 ---------- 48
４　誘導施設の設定 ---------- 57
５　市独自の誘導区域等の設定---------- 59

第５章　誘導施策
１　居住---------- 61
２　都市機能---------- 63
３　公共交通---------- 66

第６章　防災指針
１　防災指針とは ---------- 67
２　地域特性---------- 68
３　災害リスクの分析 ---------- 71
４　防災上の課題 ---------- 82
５　防災まちづくりの取組 ---------- 83

第７章　計画の進行管理
１　目標値---------- 85
２　施策の達成状況の評価方法---------- 87

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景・目的

多くの地方都市では急速な人口減少と高齢化が進んでおり、利用者人口に支えられている医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスの提供は、将来的に困難になることが懸念されています。将来にわたり持続可能な都市運営を続けていくためには、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークを形成することが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、国においては、居住や都市機能を集約した複数の拠点を公共交通でつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げ、2014年８月に改正都市再生特別措置法を施行し、「立地適正化計画制度」を創設しました。また、2020年６月には、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」を盛り込むことが義務付けられました。

また、本市では、第六次総合計画において、目指すべき将来像を「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち須坂を掲げるとともに、須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、健康長寿発信都市「須坂ＪＡＰＡＮ」を掲げ、人口減少対策と地方創生の実現に取り組んでいます。須坂市都市計画マスタープランにおいては、目指すべき将来像を一人ひとりが輝き、磨かれた「ほんもの」の魅力あふれるまちを掲げ、「信州版コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えを基に、持続可能な都市構造の実現を目指すこととしています。

一方、近年の本市の人口・世帯の動向を見ると、人口減少・少子高齢化が進展しているとともに、1970年当時は、中心市街地に人口集積があったものが、現在は低密な市街地に変容しています。また、世帯の増加は、徐々に緩やかになっており、近い将来、世帯減少の時代が到来すると見込まれ、空き家の増加が懸念されます。

このような本市の都市づくりを取り巻く状況を踏まえ、人口減少・少子高齢社会において、暮らしやまちの活力・魅力の維持・充実を図るため、防災の観点を踏まえたコンパクトなまちづくりと地域公共交通との連携による、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づいたまちづくりを推進することとし、このたび「須坂市立地適正化計画」を策定しました。

■人口分布の変化

【1970年】　【2015年】

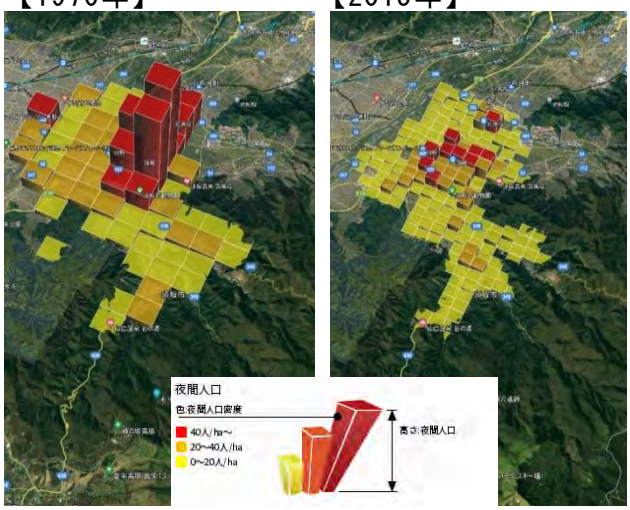

出典：都市構造可視化計画WEBサイト

■住宅及び空き家率の推移

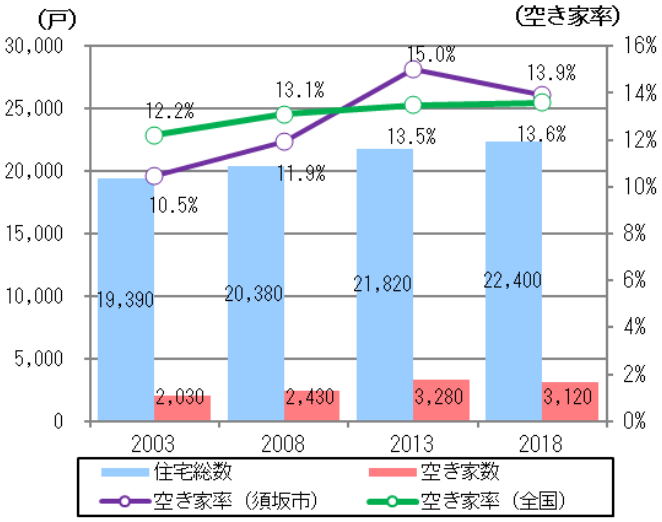

出典：総務省「住宅・土地統計」を基に作成

2　計画で定める内容

立地適正化計画は、都市全体を見渡す観点から、居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の適正な立地、地域公共交通の充実を図るためのマスタープランです。

今後の人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を実現するため、居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、区域内への誘導を図るために講じる施策等を示すものです。

■立地適正化計画のイメージ

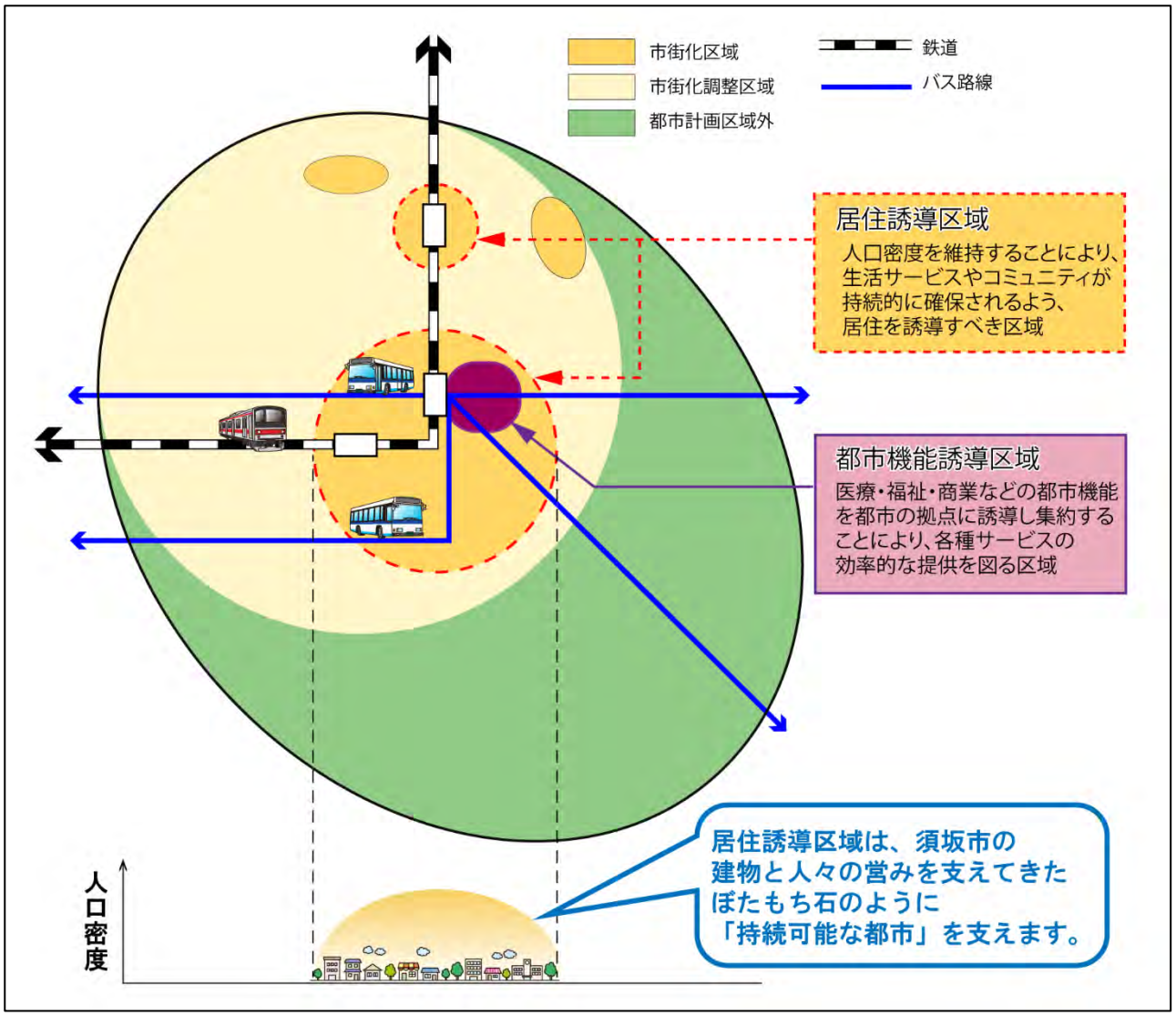

3　計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めるものです。同法第82条の規定に基づき、都市計画法に基づく市町村マスタープラン（須坂市都市計画マスタープラン）の高度化版としての性格を有します。

このため、立地適正化計画の内容は「須坂市都市計画マスタープラン」と整合を図るとともに、「第六次須坂市総合計画」及び「須坂都市計画（須坂市、小布施町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(長野県)に即することが求められます。また、2022年度策定の地域公共交通計画をはじめとした本市の関連計画と連携を図りながら定めます。

■須坂市立地適正化計画の位置付け

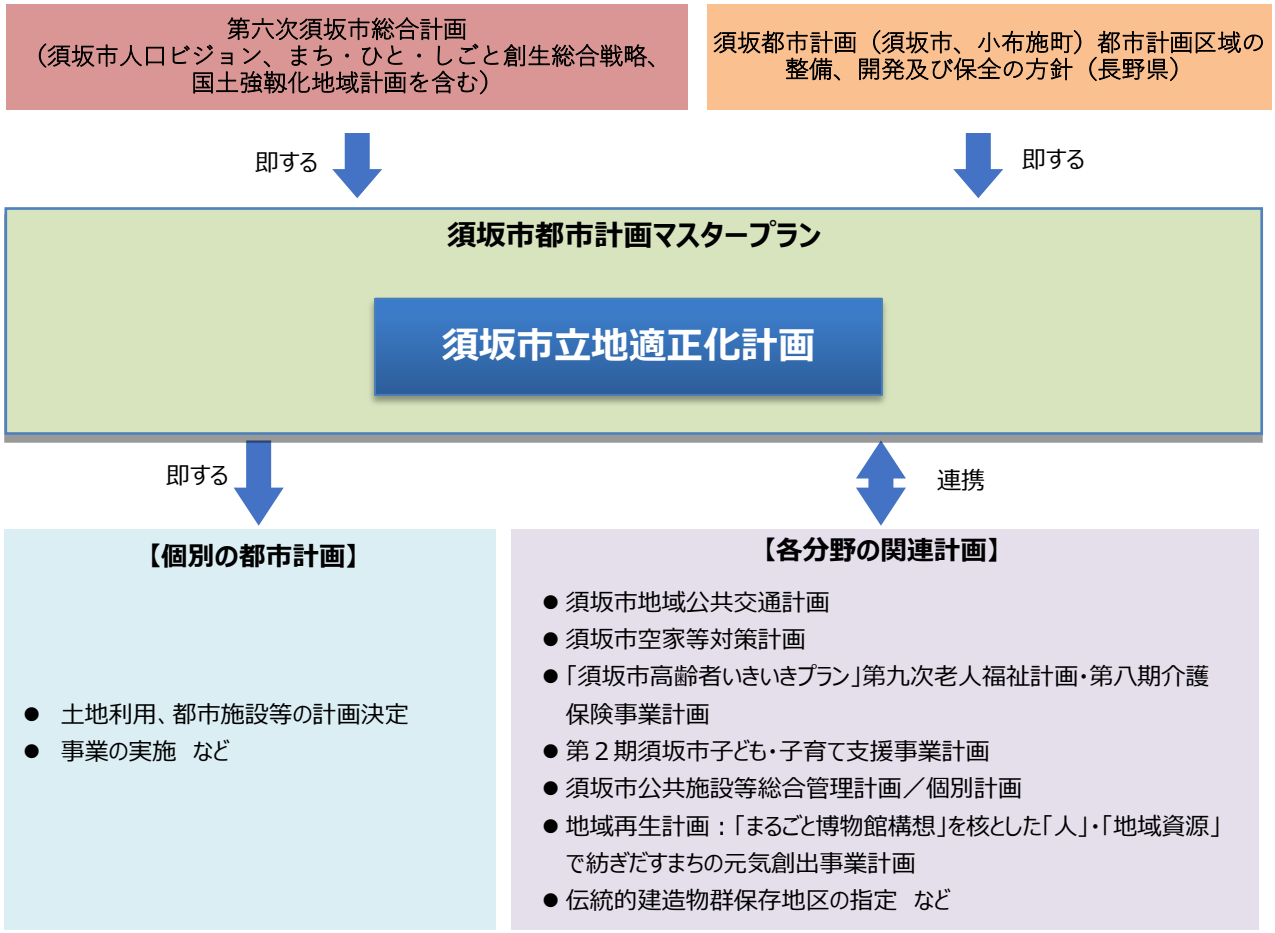

4　計画の対象区域

本市では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域外も分析・評価の対象とするとともに、都市計画区域外での施策展開も視野に入れ、対象区域を須坂市全域とします。ただし、都市再生特別措置法に基づく計画の区域は、都市計画区域内となります。

■立地適正化計画の対象区域：行政区域

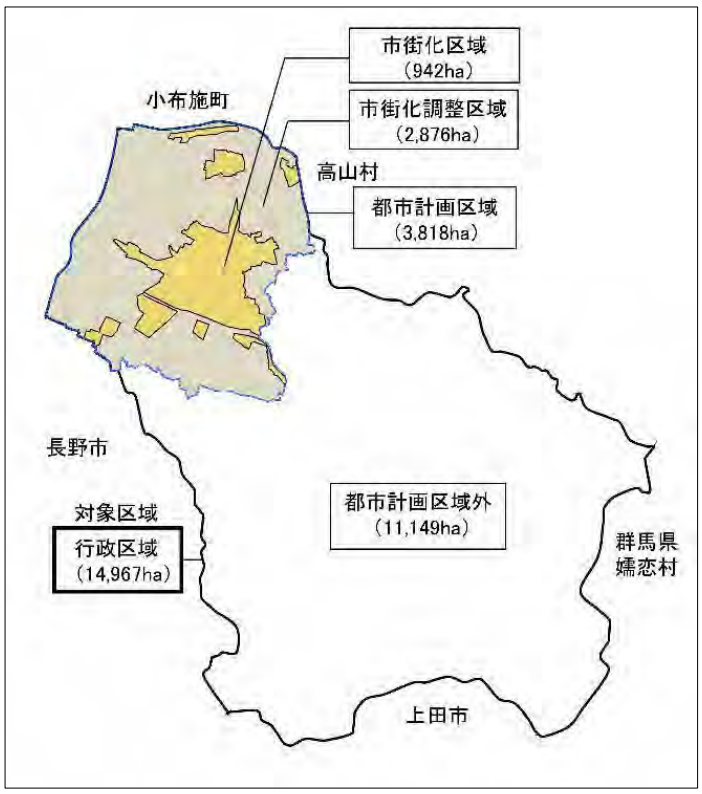

5　計画の期間

計画期間は、「須坂市都市計画マスタープラン」との整合を図り、2040年度とします。

なお、本計画は、都市再生特別措置法の規定により、概ね５年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況についての調査、分析及び評価し、人口動態や都市機能の立地状況、効果等の確認を行いながら適宜、見直すこととします。

■計画の期間と見直しのフロー

2023年度　須坂市立地適正化計画の策定

↓

概ね５年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況についての調査、分析及び評価し、人口動態や都市機能の立地状況、効果等の確認を行いながら適宜、見直し

↓

2040年度　計画の目標年次

第２章　須坂市の現況と課題

１　都市づくりの現況

（１）位置・面積

本市は、長野県の北部、長野盆地（善光寺平）の東部に位置し、長野市から鉄道で約30分のところにあります。千曲川をはさんで西に長野市、北に小布施町、東に高山村、群馬県嬬恋村、南に上田市と接しています。市域は、東西約16.4km、南北約16.7km に広がり、149.67km^2 の面積を有しています。

■本市の広域的な位置

出典：須坂市都市計画マスタープラン（令和元年8月）

（２）自然的条件

地形は市域南東端の四阿山（標高2,332.9m）が最高点で、北西に傾斜して下り、市域の北西部の千曲川付近（標高約330m）が最低点となっています。主要河川としては、市域の西端を南北に千曲川が流れ、これに流入する松川、八木沢川、百々川、鮎川などの支流が扇状地のなだらかな地形を形成しています。

■本市の地形

出典：国土地理院陰影図

（３）人口・世帯

１）人口

①人口の推移

総人口は2000年の54,207人をピークに減少傾向に転じており、2020年には５万人を下回る49,559人となっています。また、2040年には40,563人となることが見込まれています。

年齢３区分別の人口を見ると、高齢化率は2020年の32.3%から2040年には38.2%となることが見込まれます。

■人口の推移

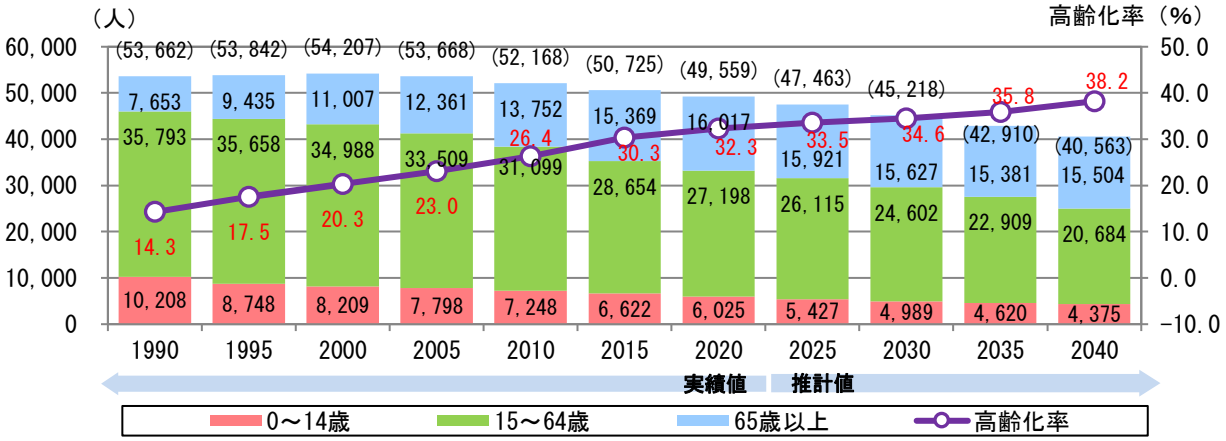

※（　）内の数値は総人口で年齢不詳を含む

出典：1990～2020年は総務省「国勢調査」を基に作成。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018 年）３月推計）」を基に、2020年の推計値と2020年の実績値の乖離を補正して作成

②将来の人口分布

今後の人口分布は、全市的に減少で推移することが見込まれ、特に須坂駅東側の中心市街地のほか、田の神団地や望岳台、旭ケ丘団地といった住宅団地で人口減少が顕著になることが見込まれます。

■2020年の100ｍメッシュ人口（現況）

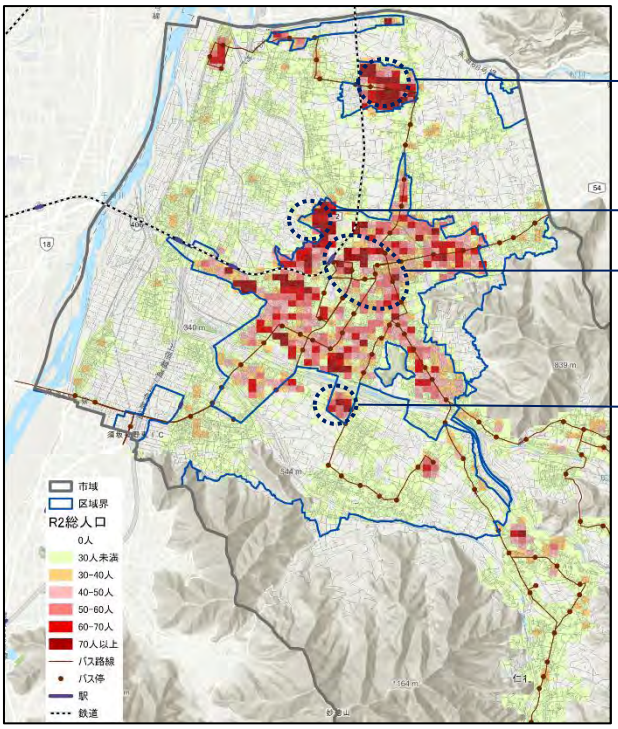

■2040年の100ｍメッシュ人口（将来推計）

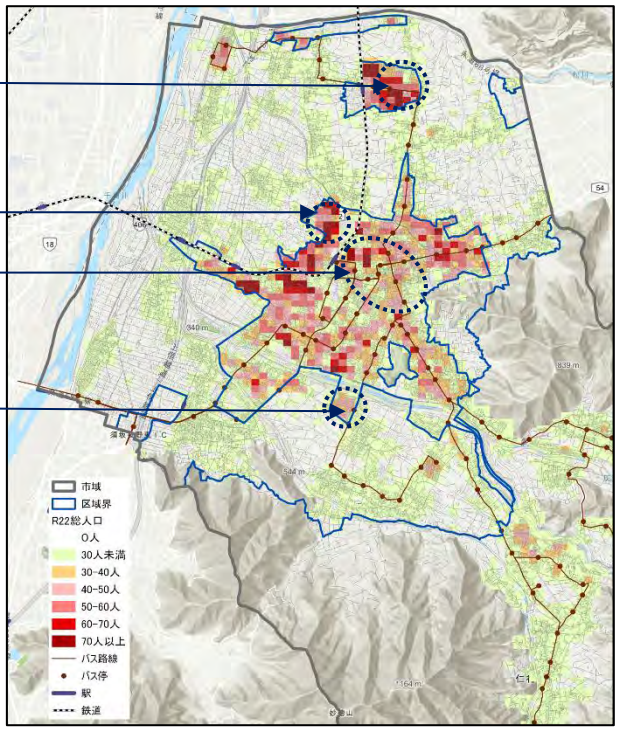

③都市計画の区域別の人口変化

人口の減少数は、市街化区域が最も多く、次いで市街化調整区域、都市計画区域外の順となっていますが、減少率では都市計画区域外が最も高く、次いで市街化調整区域、市街化区域の順となっています。

■都市計画の区域別の人口変化

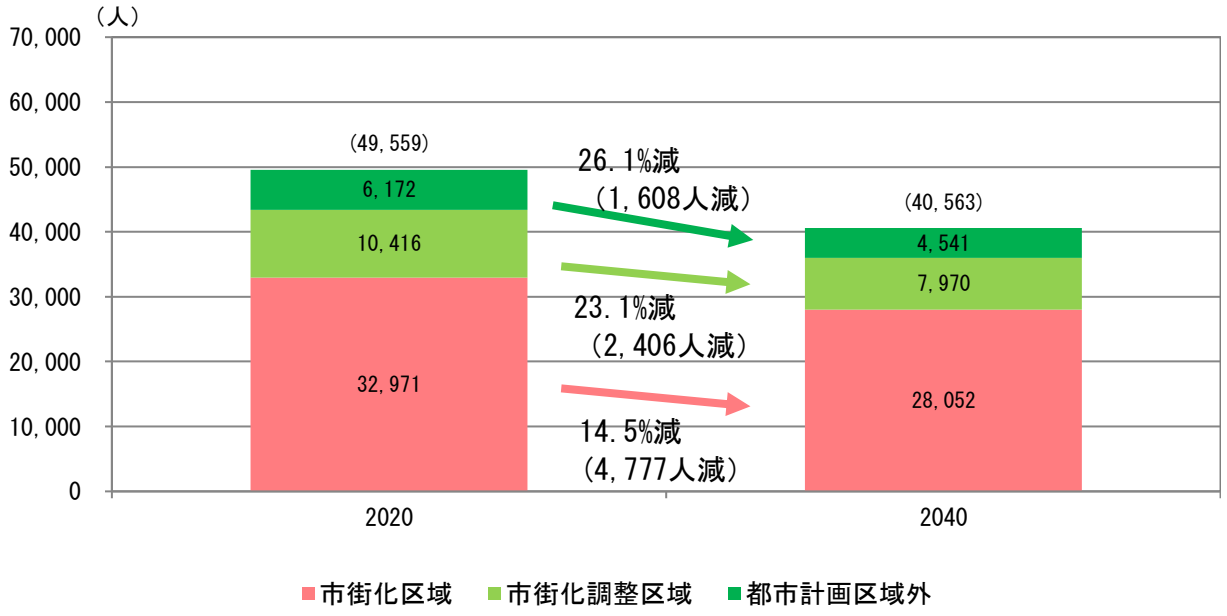

２）世帯

①世帯数の推移

世帯数は世帯分離を背景に増加しており、1990年の15,346世帯から、2020年には18,839世帯に増加していますが、増加数は徐々に緩やかになっています。また、１世帯当たりの人員は、1990年の3.50人／世帯から2020年には2.63人／世帯に減少しています。

■世帯数と一世帯当たりの人員の推移

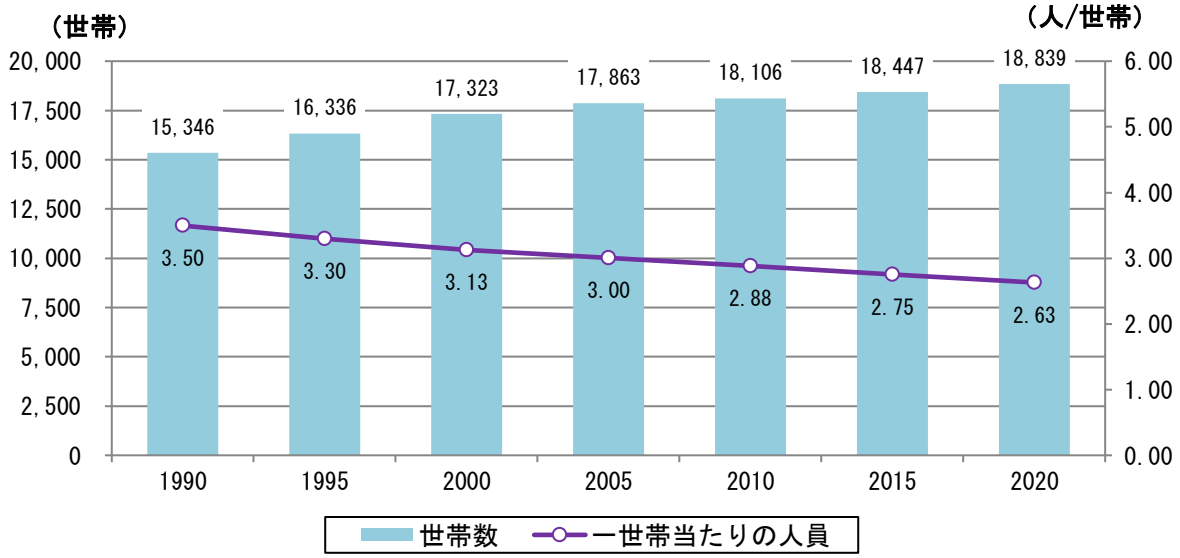

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

②家族類型別世帯数の推移

家族類型別の世帯数の推移を見ると、「夫婦と子供から成る世帯」が減少傾向にある一方、「夫婦のみ世帯」や「単独世帯」が増加傾向にあり、今後、住宅需要は収束していくことが考えられます。

■家族類型別世帯数の推移

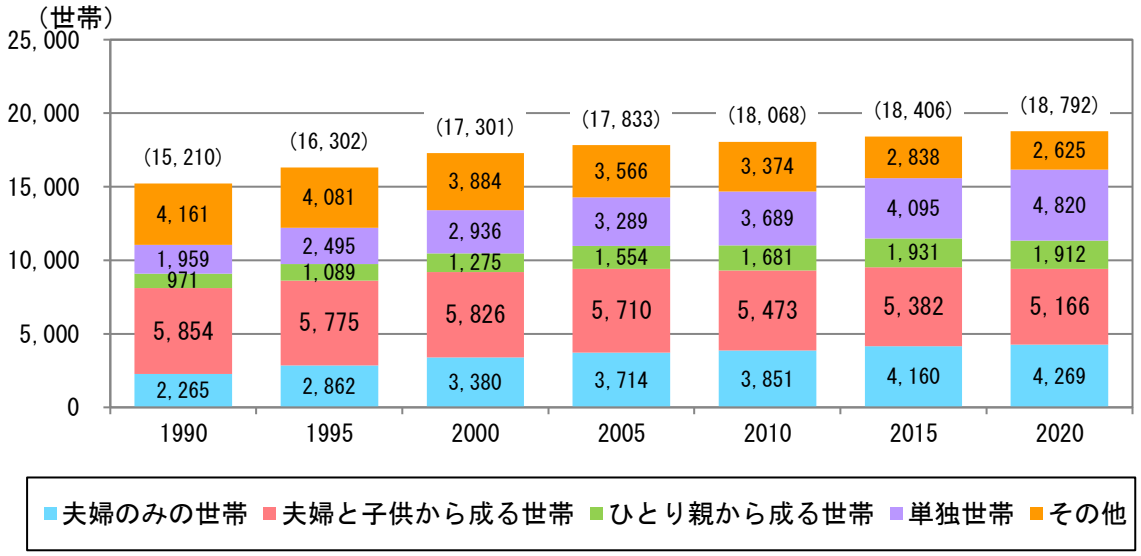

※（　）内の数値は総人口で年齢不詳を含む

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

③高齢者世帯数の推移

高齢化の進展を背景に、高齢夫婦世帯、高齢者単身世帯が増加傾向にあります。災害時の避難を含め地域ぐるみでの見守りニーズの高まりが考えられるほか、高齢単身世帯の世帯主の死亡に伴う空き家の増加も懸念されます。

■高齢者世帯数の推移

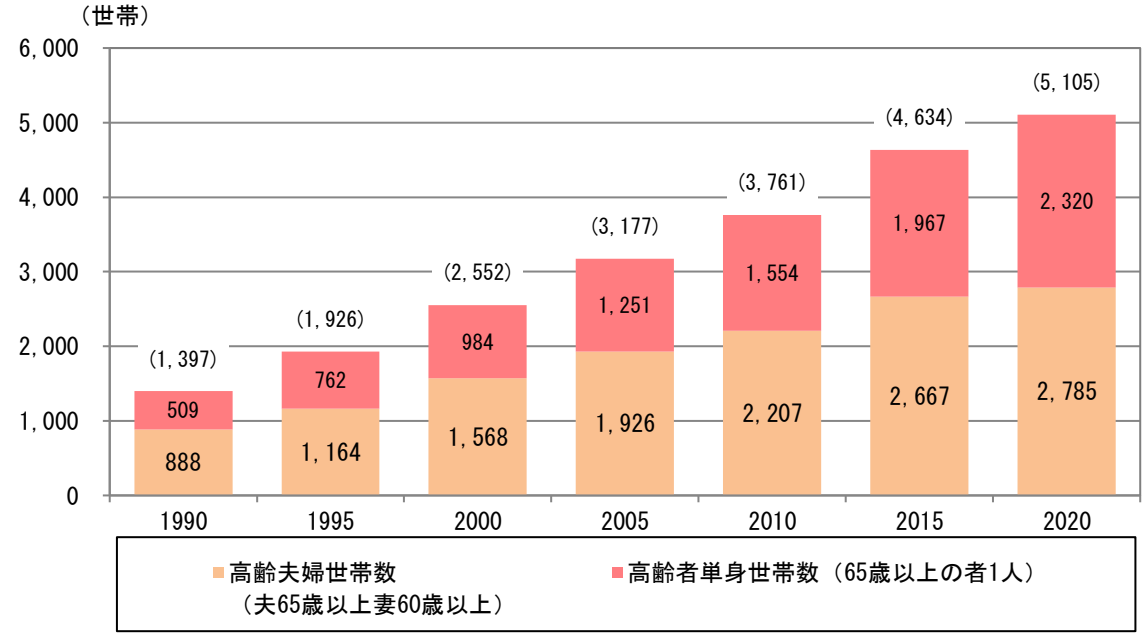

※（　）内の数値は総数

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

（４）地域経済

１）全体的な傾向

①就業人口

就業人口は、1995年をピークに減少傾向にあり、特に第２次産業の減少が顕著です。第３次産業は14,000人以上の値を維持しており、概ね横這いです。第１次産業は、漸減傾向となっています。

■就業人口の推移

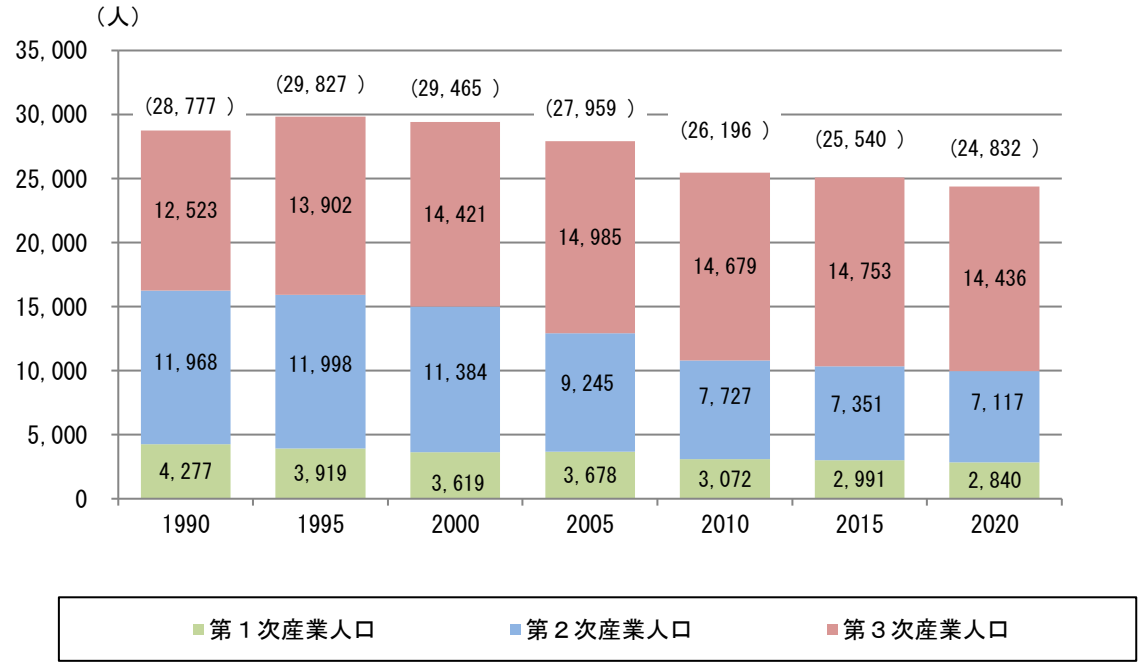

※（ ）内の数値は総数

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

②事業所数・従業者数

事業所数は、増減しながらも緩やかな減少傾向、従業者数は増減しながらも横這いで推移しています。事業所数が減少しながらも従業者が横這い傾向であることから、小規模な事業者が減少していると考えられます。

■事業所数・従業者数の推移

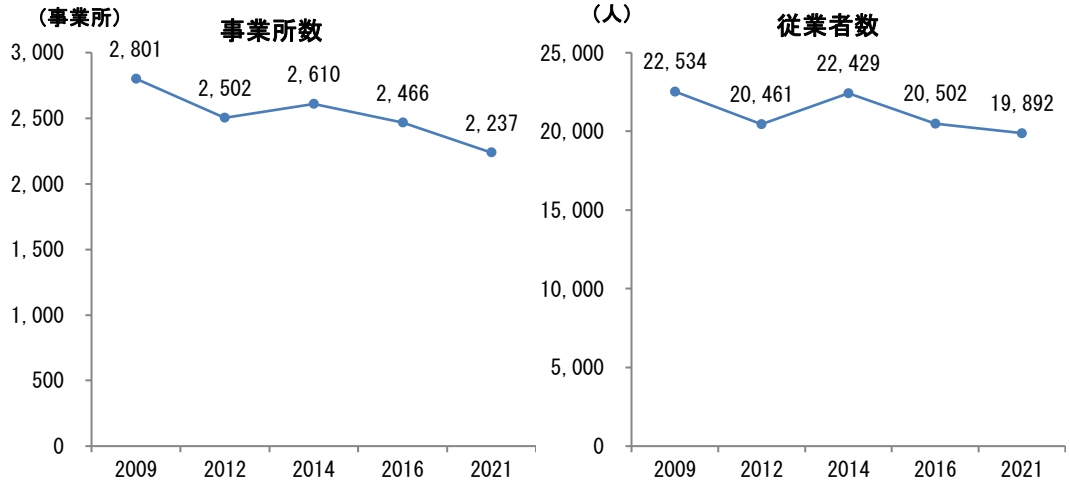

出典：総務省「経済センサス-活動調査」，「経済センサス-基礎調査」を基に作成

２）産業別の傾向

①農業

本市の農業において、りんご、ぶどうの栽培は長い歴史を持ち、経営耕地面積は樹園地が中心となっています。しかし、農家数と経営耕地面積は減少傾向にあり、特に樹園地は1995年の1,138haから2020年は763haになっています。農業の担い手の減少とともに、農地も減少することが懸念されます。

■経営耕地面積と農家数の推移

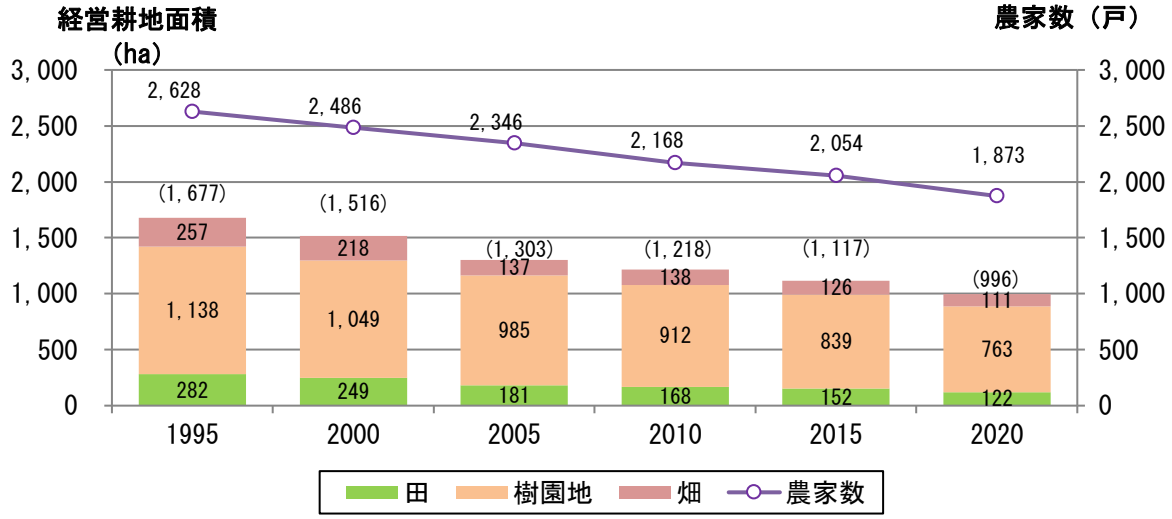

※（ ）内の数値は総数

出典：「須坂市の統計」を基に作成

②製造業

本市の製造業は、富士通須坂工場を中心に、企業城下町として発展してきた歴史があり、現在では携帯部品などの電子部品、電気機械、金属、食品など多種多様な業種の工場が立地しています。

従業者数は5,000～6,000人程度で推移しています。また、製造品出荷額等は、東日本大震災による景気の減速が生じた2011年に一時的に減少しましたが、その後回復し、2013年以降は1,200～1,400億円の間で推移しています。

■製造業の従業者数と製造品出荷額等の推移

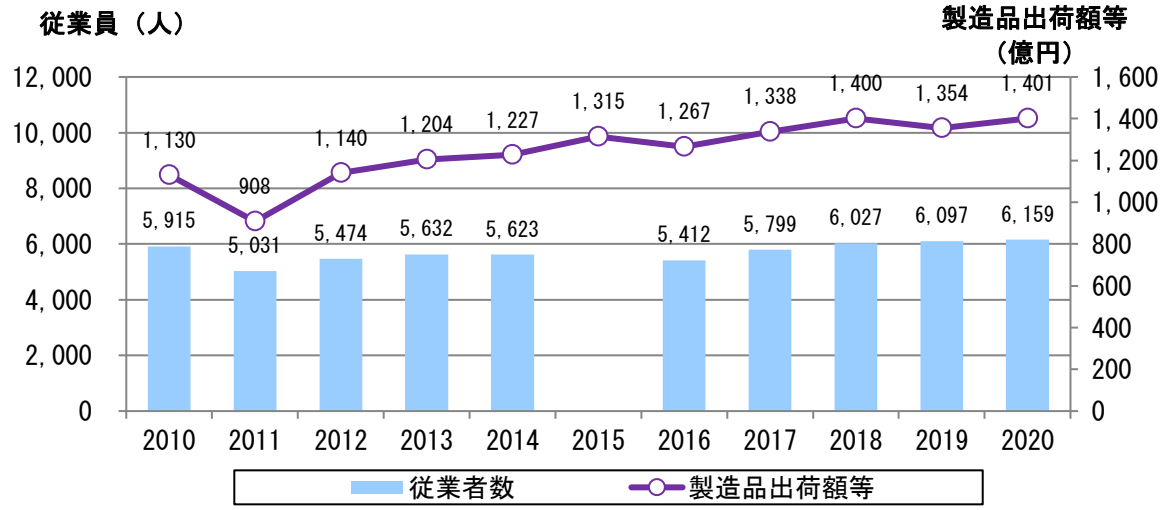

※「平成27年工業統計調査」は「平成28年経済センサス-活動調査」の実施に伴い中止

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサス-活動調査」を基に作成

③商業

小売業の年間商品販売額は、1997年～2012年にかけて減少基調で推移し、以降は回復傾向に転じ、2016年は456億円となりましたが、2021年はコロナ禍を背景に再び減少し、413億円となっています。

大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法に基づく届出：2017年）は、12施設が立地しています。本市における最初の大規模小売店舗である須坂ショッピングセンターパルム（工場跡地に整備）は、老朽化が顕著であるほか、再開発事業で整備されたシルキーも、商業機能が撤退したことにより市の子育て就労総合支援センターが開設されるなど、機能が変化しています。一方、須坂長野東I.C.周辺地区開発では、新たに「（仮称）イオンモール須坂」やホームセンター、家電大型店といった複数店舗が2025年に出店する予定となっています。

■小売業の年間商品販売額の推移

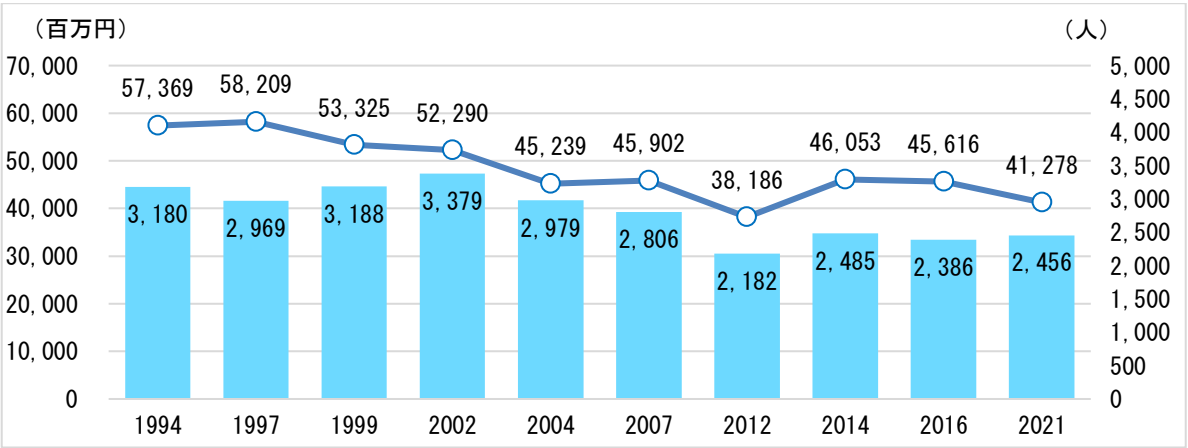

出典：経済産業省「商業統計調査」，総務省「経済センサス-活動調査」，「経済センサス-基礎調査」を基に作成

■大規模小売店舗の分布

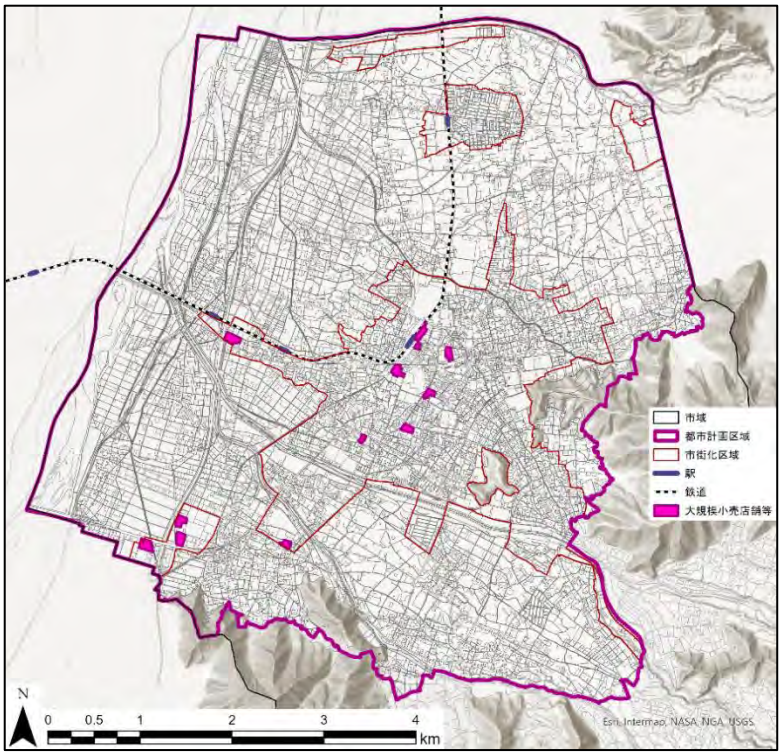

出典：長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（平成30年3月）」を基に作成

④観光

本市は、「蔵の町並み」や「臥竜公園」など市街地内に観光資源があるほか、山間部には「峰の原高原」、「米子大瀑布」、「五味池破風高原」などの優れた景勝地を有しているなど、多彩な観光資源に恵まれています。

市内では、「日本さくら名所100選・日本の名松100選」に選ばれた臥竜公園の利用者数が卓越していますが、2012年以降は減少傾向にあり、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく落ち込んでいます。また、市街地に現存する蔵は明治から昭和にかけて建築されたものが多く、蔵の町並みも観光資源となっていますが、利用者数では他の観光資源と比べて少ない状況です。

一方で、1993年から2009年にかけ土蔵造りの建築物が集中する旧街道筋を中心に須坂地区歴史的景観保存対策事業・保存区域と定め、区域内の住宅や店舗、門、塀、広告物等の修理・修景に対する補助を行ったことにより、歴史的町並みの復元・保存が進み、歴史的建物を活用した新たな店舗が増加したほか、地域外からまちなかに移り住む若い起業家も増えています。

■観光地利用者数の推移

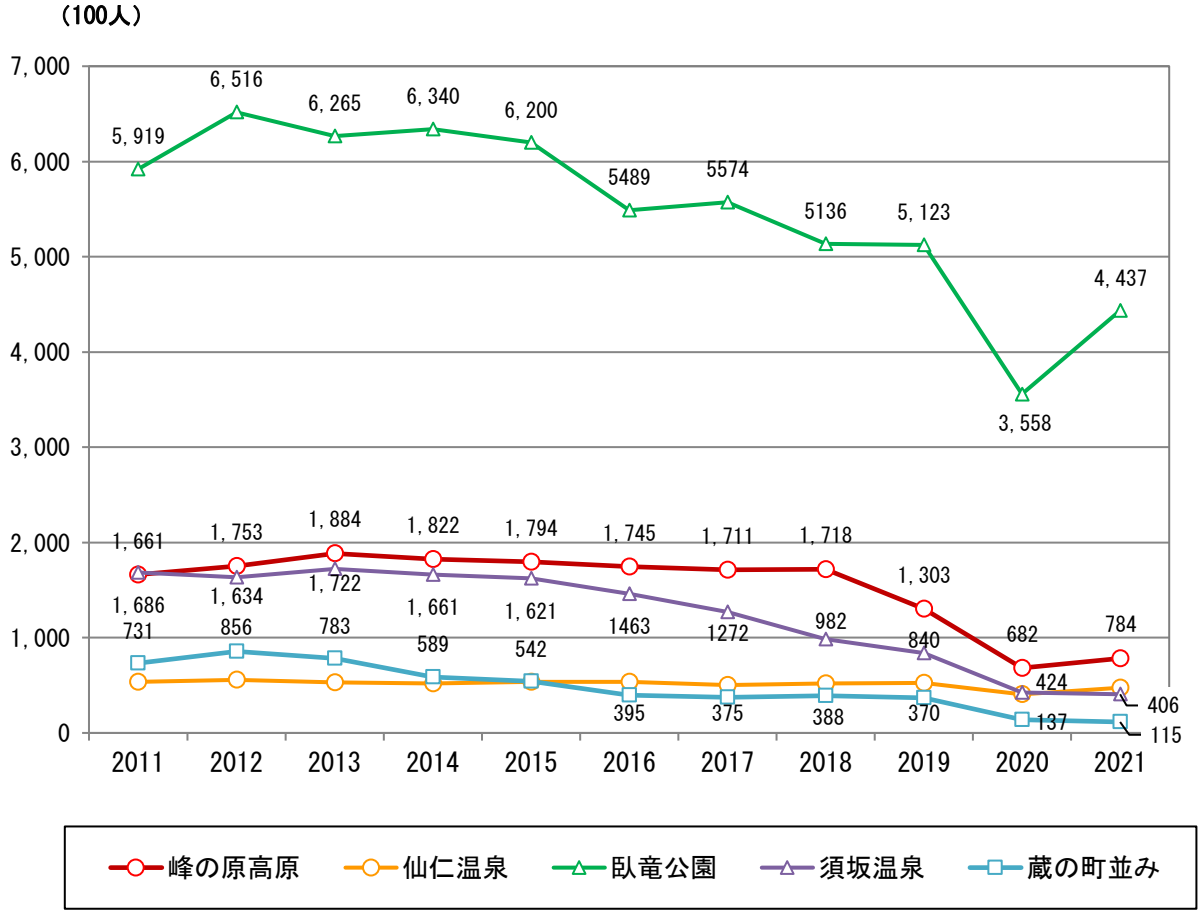

出典：商業観光課資料を基に作成

（５）土地利用

１）市街地形成

人口集中地区は1970年の330haから1980年に450haに拡大し、これに伴い人口密度は46.8人/haに減少し、以降の人口密度は微減傾向で推移してきました。

2015年～2020年では人口集中地区が88ha拡大し、5年間の拡大面積としては、1970年以降で最大規模となっていますが、これには臥竜公園（約30ha）が含まれており、これを除いても約58haの拡大です。臥竜公園を除く拡大区域は、日野駅周辺、米持、日滝大谷町、日滝高橋町、塩川などとなっています。また、2020年の人口集中地区の人口密度は39.2人/haであり、臥竜公園を除いたとしても約41人/haとなります。

■人口集中地区（DID）の面積と人口密度の推移

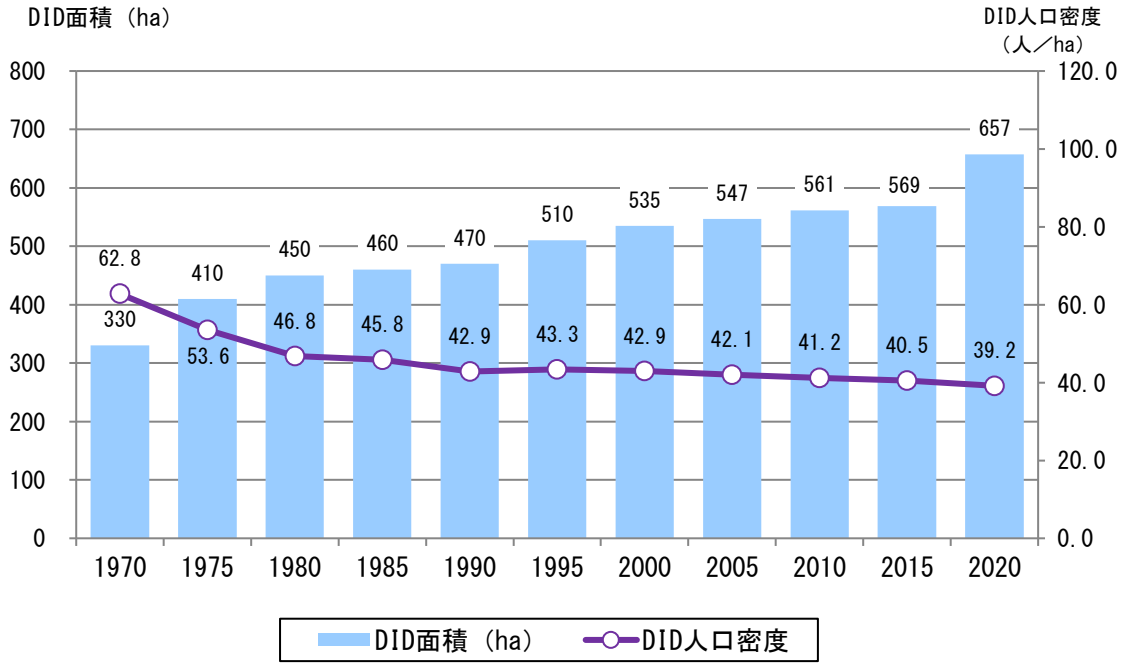

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

■人口分布の変化

【1970年】

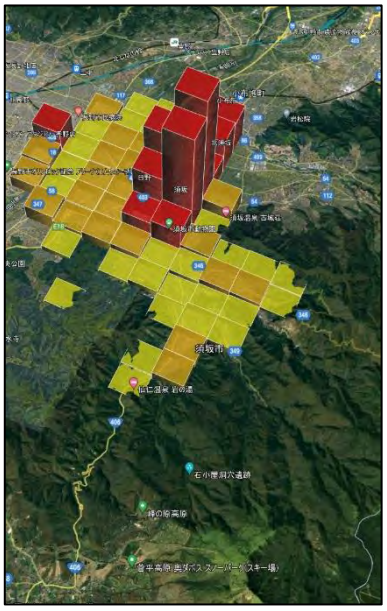

【2015年】

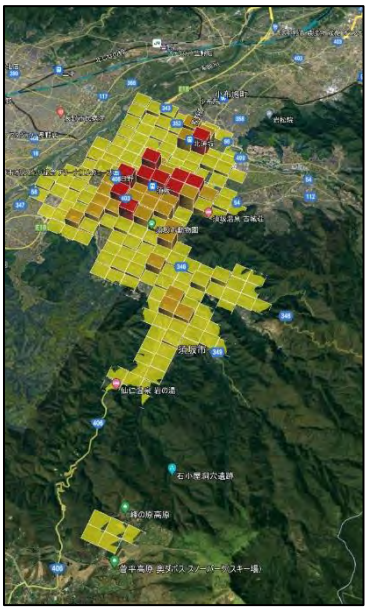

出典：都市構造可視化計画WEBサイト

■人口集中地区（DID）の変遷

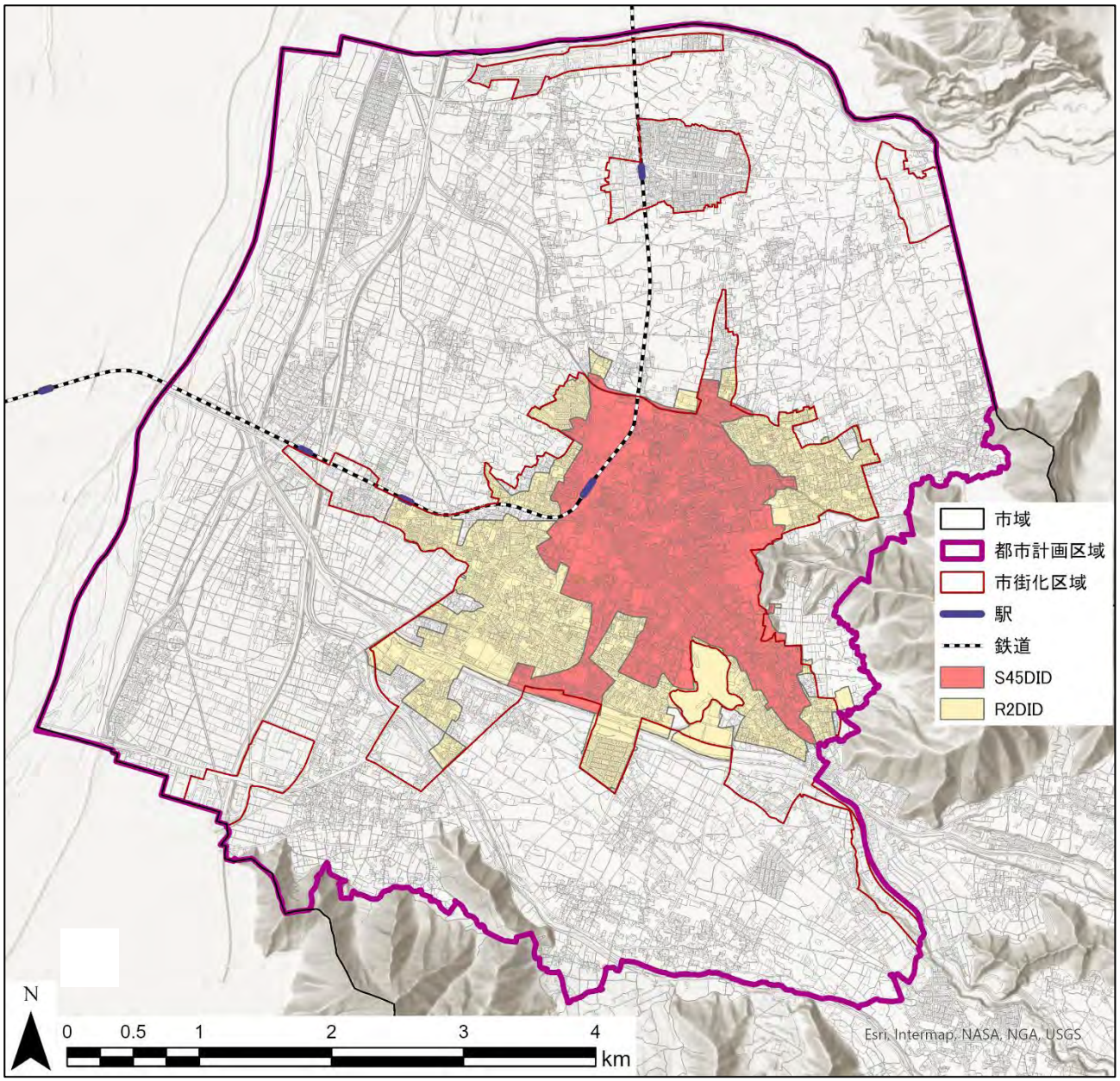

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

２）土地利用構成

市域の東から南に向けて、群馬県との県境をなす山地が連なっており、これらの急峻な山地から流れ出る河川が流下し、北西へ向けて扇状地の平野部を形成しています。都市計画区域は平野部を中心に指定されています。

2021年の市街化区域の宅地利用は、住宅用地が39.8%と最も多く、工業用地が11.9%、公共施設用地が9.4%、商業用地が6.2%の順となっています。また、市街化区域内には農地が6.7%を占めているほか、その他の空地は6.6%を占めており、市街化区域内に残存する開発余地は13.3%となっています。

2017年と2021年の土地利用構成の変化を見ると、農地の割合が減少する一方、住宅用地の割合が増加しています。

■市街化区域の土地利用構成

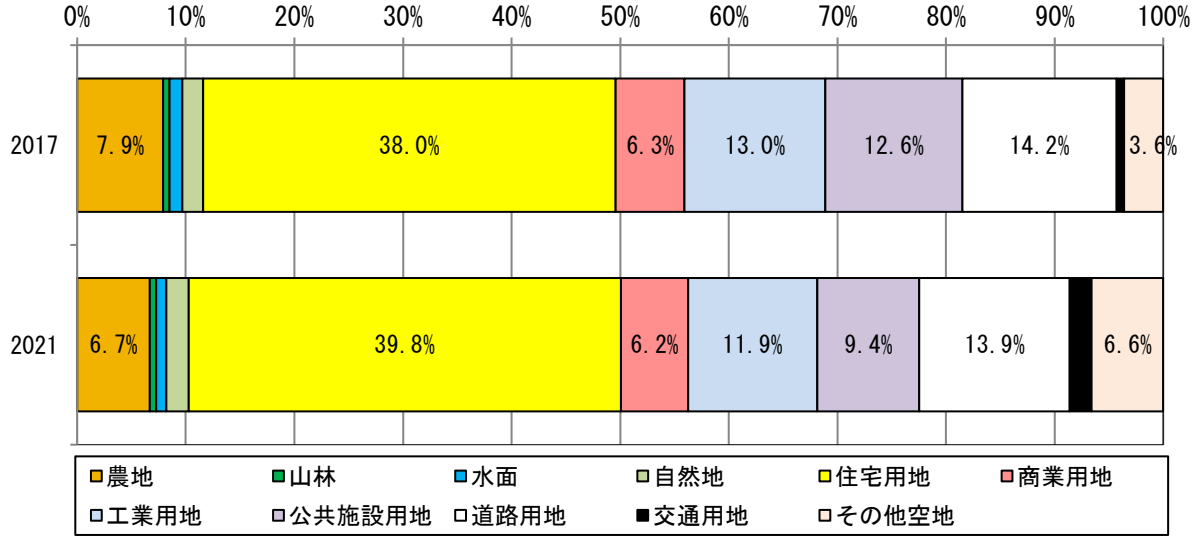

出典：長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書」を基に作成

３）土地利用分布

商業地は、須坂駅東側の古くからの市街地、南部の境沢、米持、幸高地区に大規模施設が立地しています。住宅地は市街化区域のほぼ全域に分布し、特に中心市街地では密度も高くなっています。また、都市計画区域南西端に上信越自動車道須坂長野東I.C.があり、周辺では商業・工業用地の開発が進んでいます。

市街化調整区域は、畑を中心とした土地利用となっており、千曲川寄りの低地に多く分布しています。都市的土地利用は住宅が主で、古くからの集落地、大規模住宅団地（北相之島、明徳）などが分散しています。

都市計画区域外は、河川沿いの低地部に住宅を主とする都市的土地利用及び農地が分布していますが大半は山林に覆われています。

■土地利用分布

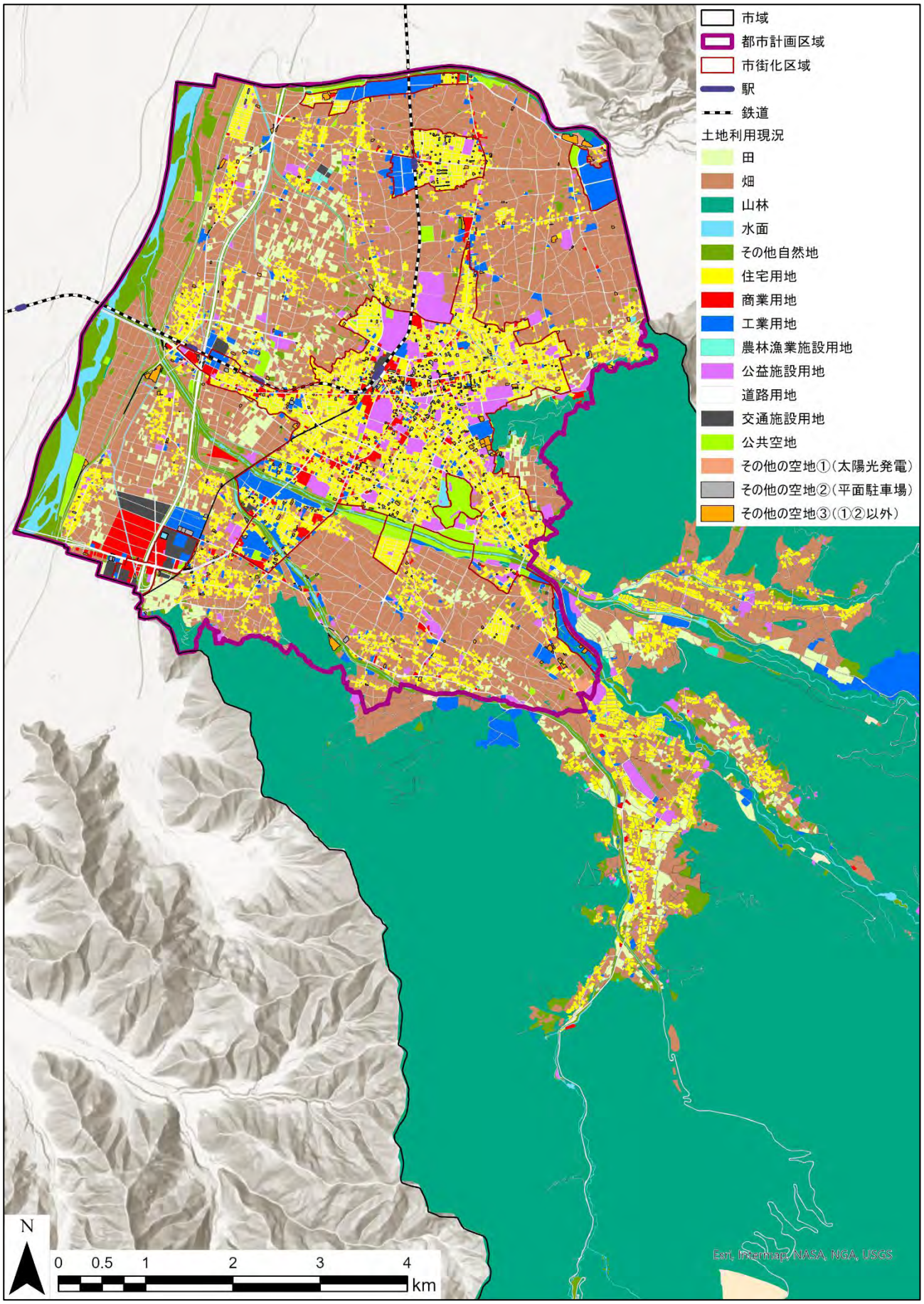

出典：長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書」を基に作成（都市計画区域内は令和５年３月、都市計画区域外は平成30年３月）

４）開発動向

2017～2021年度の開発行為は56.6ha（104件）であり、このうち住宅用地が16.8%、商業用地が42.2%、工業用地が15.9%を占めています。また、開発行為の面積のうち市街化区域が14.0%、市街化調整区域が65.4%となっており、2020年より市街化調整区域の須坂長野東I.C.周辺において大規模な商業施設の開発が行われています。

■開発行為（2017～2021年）

	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
住宅用地	33	67,715	59	27,160	92	94,875
商業用地	0	0	2	230,174	2	230,714
工業用地	0	0	2	90,083	2	90,083
公共施設用地	2	3,236	2	2,091	4	5,327
その他	1	8,358	3	136,912	4	145,270
合計	36	79,309	68	486,420	104	565,729

出典：長野県･須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

■宅地開発位置（2017～2021年）

出典：長野県･須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

（６）建物利用

１）新築動向

2017～2021年度における都市計画区域内の5年間の新築は1,035件あり、このうち82.7%の856件が市街化区域内で行われています。目的別件数は住宅が最も多く、都市計画区域全体の93.8%を占めています。

■新築件数（2017～2021年）

	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
住宅	827	144	971
商業施設	17	1	18
工業施設	3	9	12
公共施設	7	7	14
その他	2	18	20
合計	856	179	1,035

出典：長野県･須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

■新築建物分布（2017～2021年）

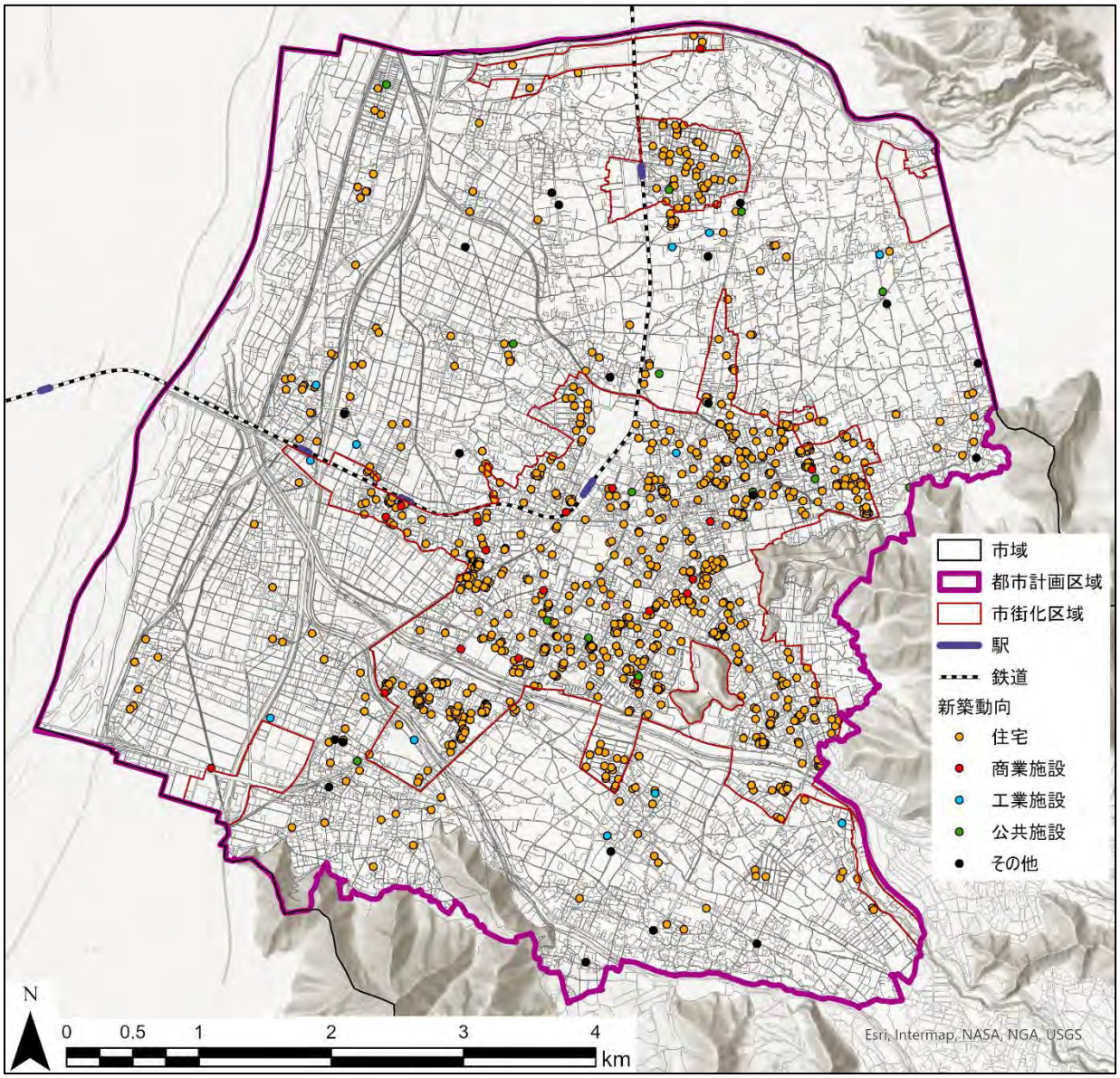

出典：長野県･須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

２）住宅

①住宅及び空き家数

住宅数が増加で推移するなか、空き家率は2003年の10.5%から2018年には13.9%となっており、2013年以降の本市の空き家率は全国平均よりも高い水準にあります。

■住宅及び空き家率の推移

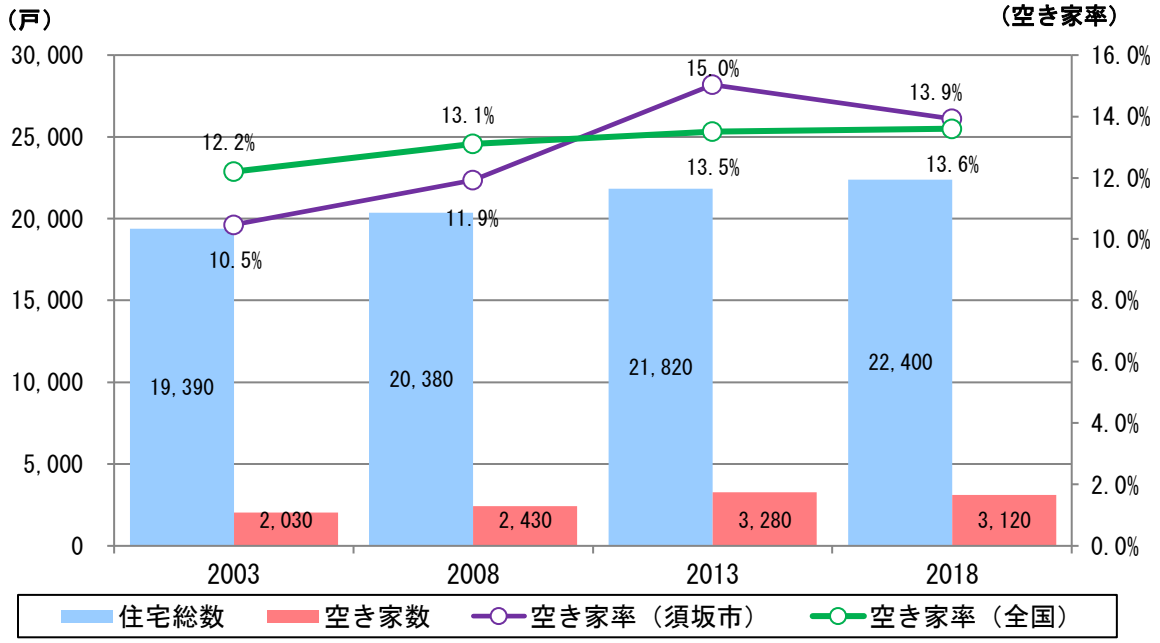

出典：総務省「住宅・土地統計調査」を基に作成

②建て方別の住宅数

住宅の建て方は一戸建が主体となっている中、長屋建が減少、共同住宅が増加傾向にあります。

■建て方別の住宅数の推移

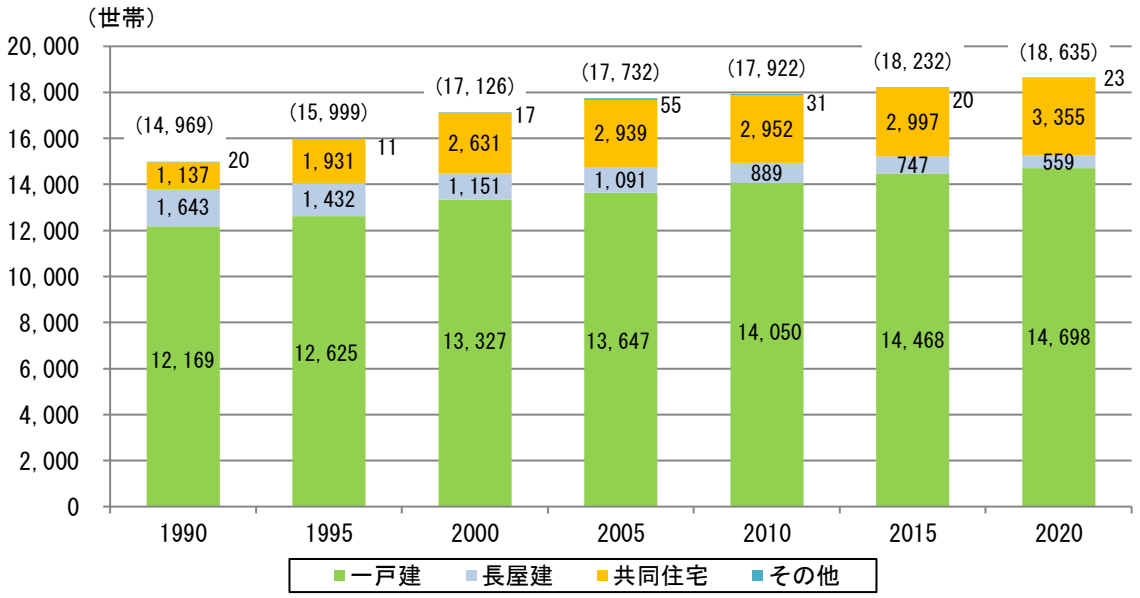

※（　）内の数値は総数

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

（７）市街地整備

土地区画整理事業は、市内の10地区で施行されており、いずれも組合が事業主体となっています。また、市街地再開発事業は、須坂駅前第一種市街地再開発事業（大規模小売店舗が1986年に開店）があります。

また、本市では人口増加の受け皿として、旭ヶ丘町（1960年）を皮切りに、北旭ヶ丘町（1966年）、松川団地（1968年）、望岳台団地（1970年）、田の神団地（1981年）、光ヶ丘ニュータウン（1994年）、豊島団地（1995年・豊島地区地区計画策定）において宅地造成を進めてきました。

産業系の開発では、地区計画の手法により、市街化調整区域おける開発を進め、現在、須坂長野東I.C.周辺では井上・福島地区、井上・九反田地区の２地区において、観光集客、物流関連、ものづくり産業といった複合機能をもつ拠点整備が進められています。

中心市街地では、48haを街なみ環境整備促進区域と定め、小公園や公衆トイレなど地区施設の整備と、家屋の修理修景に対して補助金を交付する須坂地区歴史的景観保存対策事業等を実施しました。

■市街地整備地区の分布

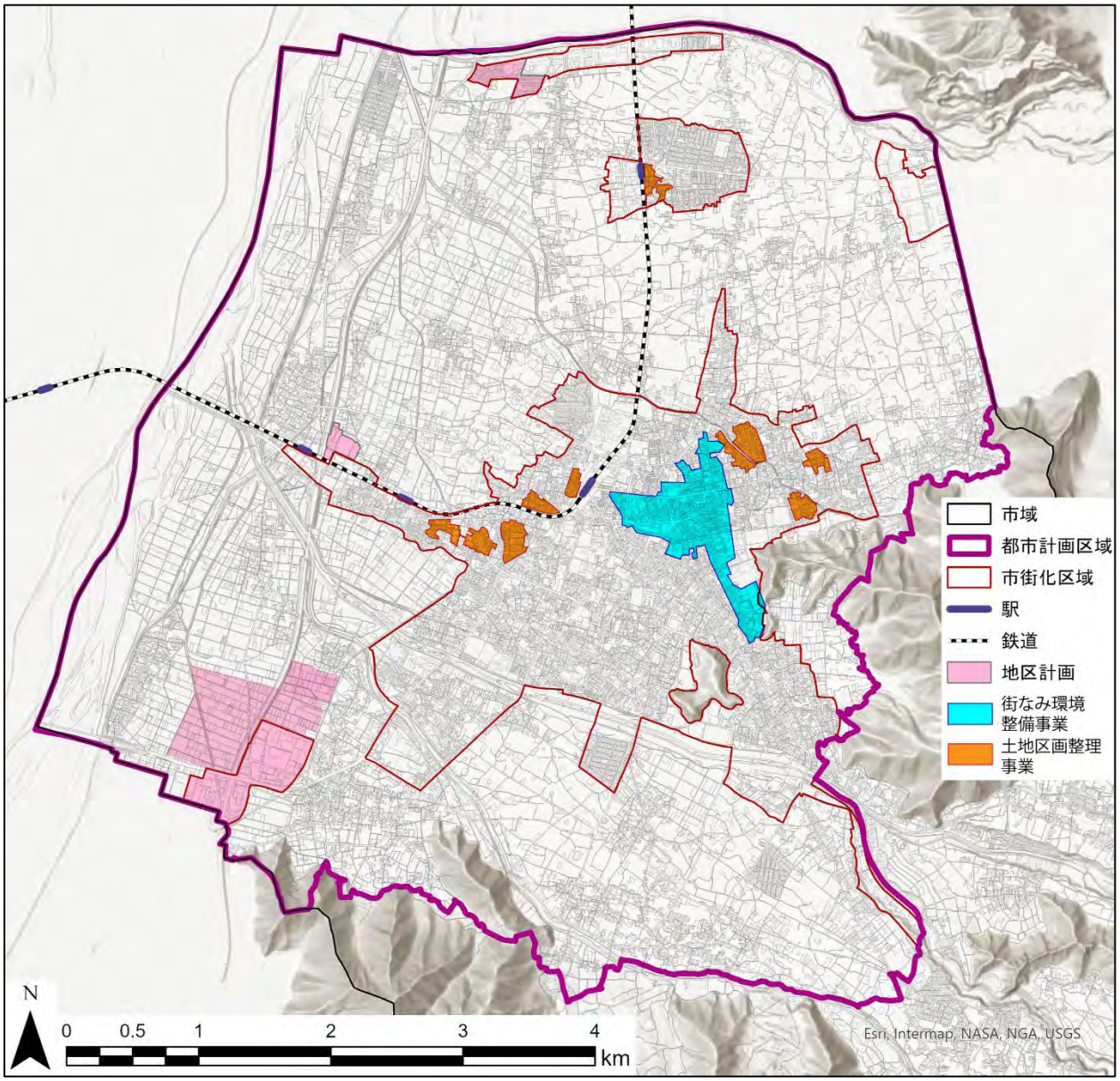

出典：長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（平成30年３月）」を基に作成（一部改め）

（８）生活関連施設

１）市役所・公民館等

市役所は市街化区域の中央に位置しており、市役所を含む主要な公共施設は須坂地区に集積しています。また、公民館は市内を12のエリアに区分したブロック単位を基本に配置されています（中央地域公民館は第１～第３ブロックをカバー）。

■市役所・公民館等の分布

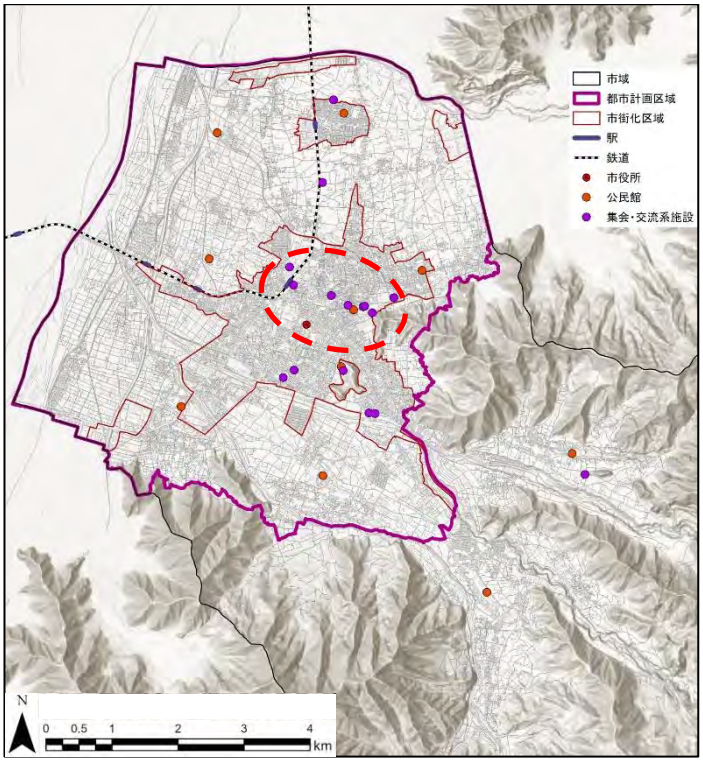

出典：国土交通省「国土数値情報 市町村役場等及び公的集会施設データ（平成22年）」を基に作成

２）子育て支援・教育施設

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校は、身近な施設として、市内での均衡ある配置が考慮されています。また、須坂地区は、各種の子育て支援・教育施設が、集約的に配置されています。

■子育て支援・教育施設の分布

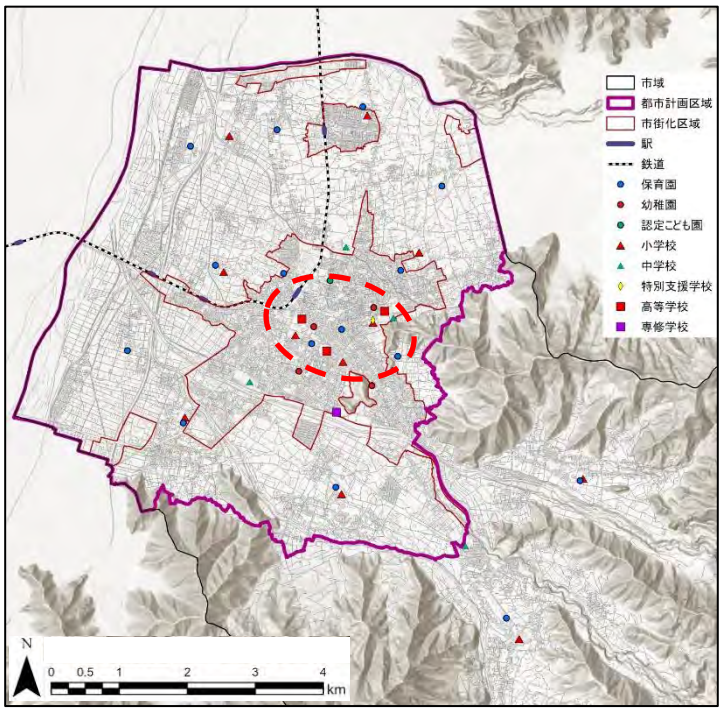

出典：国土交通省「国土数値情報 福祉施設データ・学校データ（令和３年）」を基に作成

３）医療・高齢者福祉施設

医療施設は、県立信州医療センターと民間病院があり、診療所も含め須坂地区に集積しています。また、老人デイサービスセンターや介護保険等の施設も須坂地区に複数施設が立地しています。

■医療・福祉施設の分布

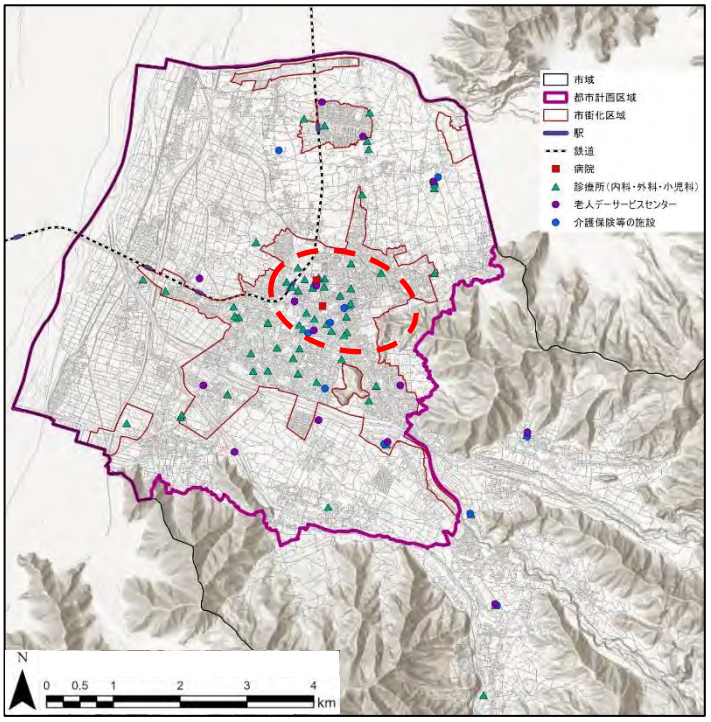

出典：国土交通省「国土数値情報 福祉施設データ（令和３年）・医療機関データ（令和２年）」を基に作成

（９）公共交通

１）公共交通網

市内では長野電鉄が鉄道を運行しており、長野線（１路線）が通っています。駅は村山駅、日野駅、須坂駅、北須坂駅の４駅があり、いずれも市街化区域内にあります（市街化区域に接する駅を含む）。

バス路線は、すざか市民バス、長電バスの２社の事業者が路線バスを運行しており、須坂駅を中心に本郷町、須坂長野東I.C.方向へ向かうバスは、1日20回以上のサービスレベルとなっています。

■公共交通網

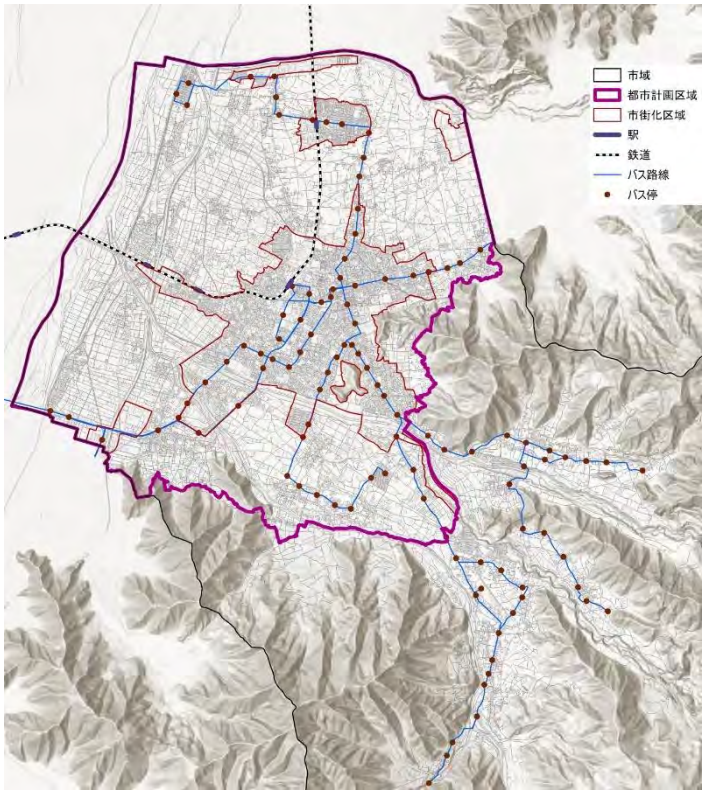

出典：鉄道・駅は、国土交通省「国土数値情報 鉄道データ（令和３年）」を基に作成
バス路線・バス停は長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

２）利用者数

①鉄道

鉄道駅の乗降者数は2020年に減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症による影響と考えられます。市全体では、2020年を除くと、増減はしながらも概ね8,000人前後を維持しています。

須坂駅では2012年以降、概ね6,000人前後で推移しています。北須坂駅及び日野駅では、2004年と2019年を比較すると、微増傾向が見られます。村山駅では、2008～2010年にかけて減少しましたが、以降は再び増加に転じ、2016年から再び減少傾向が見られます。

■鉄道乗降者数（日平均）の推移

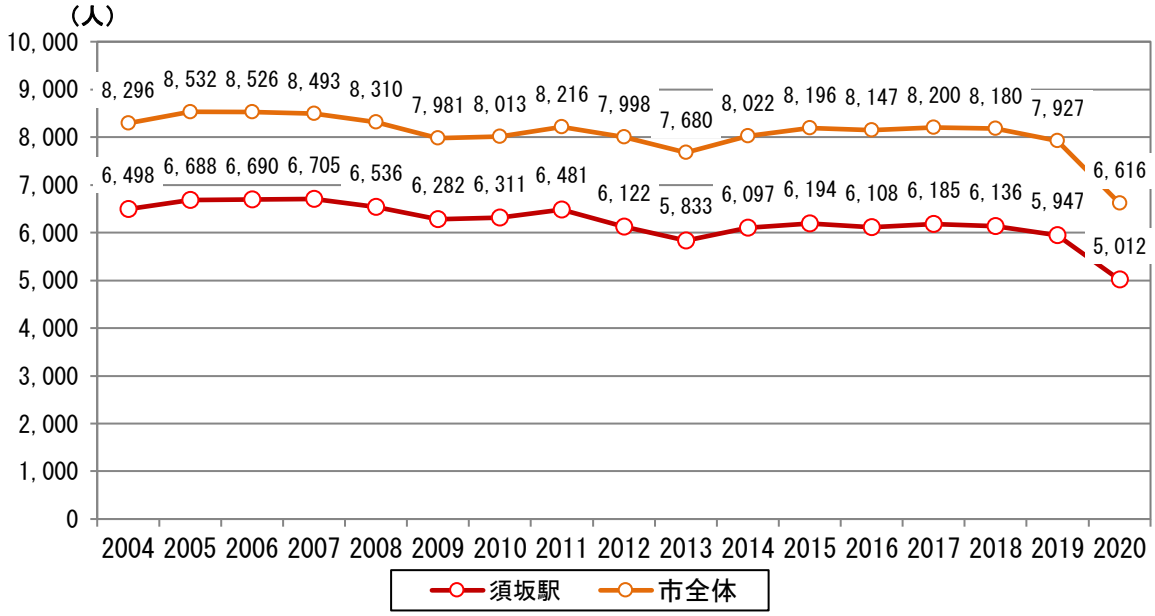

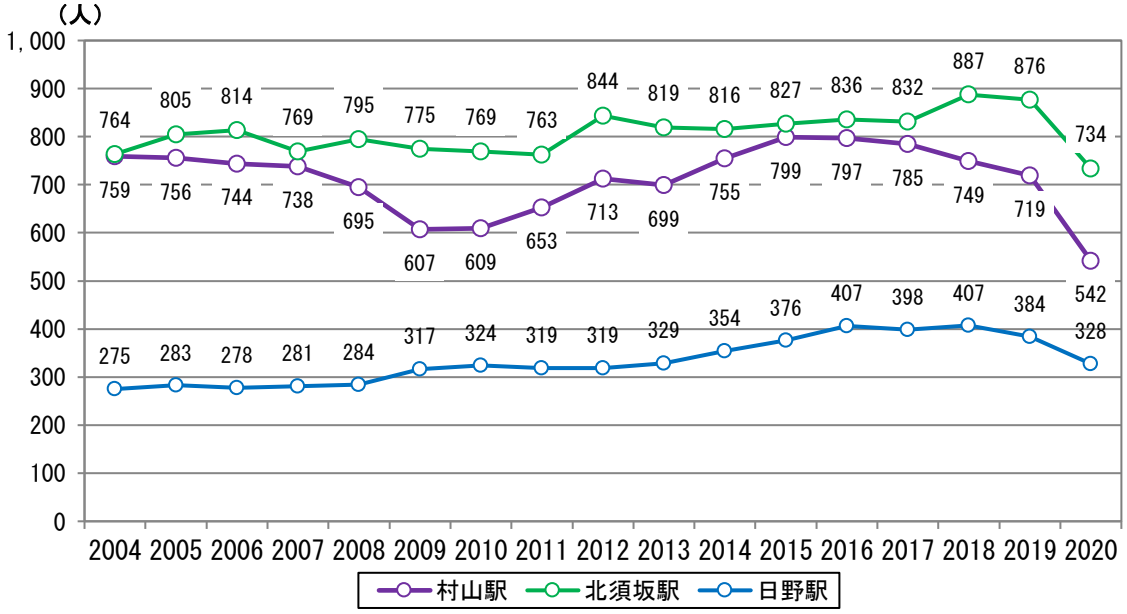

出典：長野電鉄株式会社資料を基に作成

②すざか市民バス

須坂市地域公共交通会議が運営する「すざか市民バス」（全4路線）は、2010～2016年は10万人以上の利用者数を維持し、概ね横這いで推移していましたが、2017年以降は減少傾向となり、2019年は10万人を下回っています。2020・2021年はコロナ禍の影響により、利用者数は７万人台となりましたが、2022年からは回復傾向となり約9万人となっています。

■すざか市民バス利用者数の推移

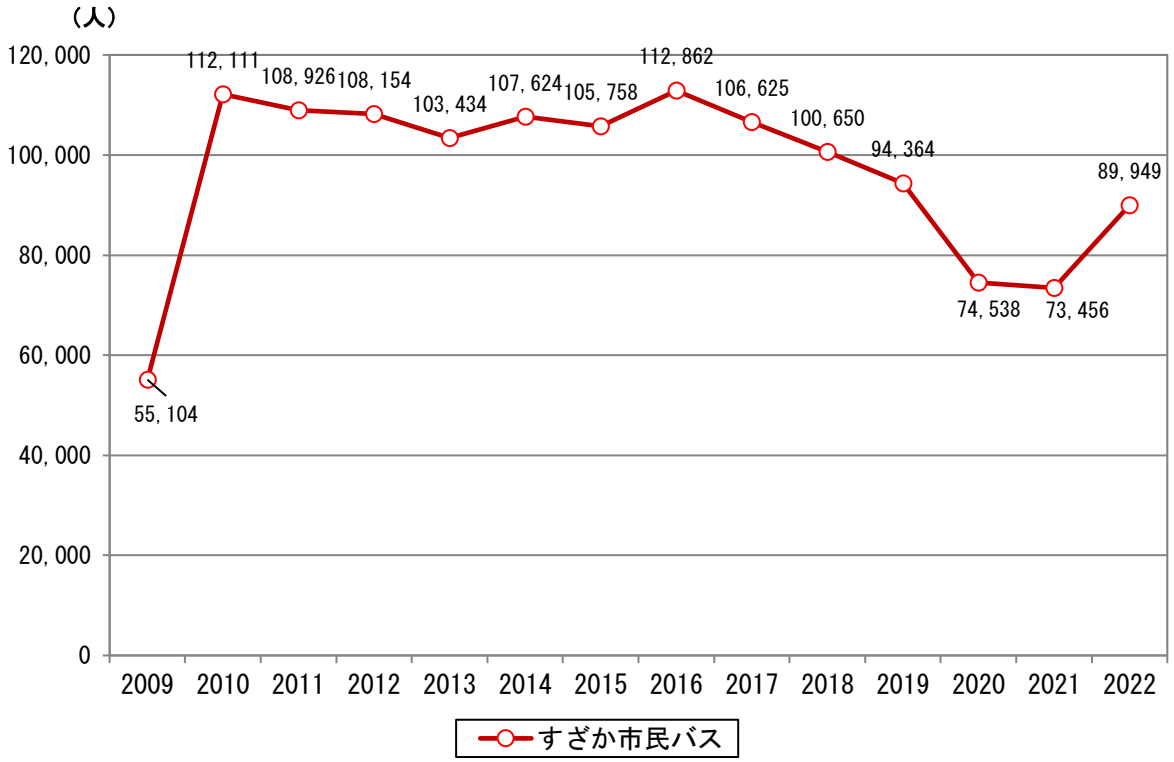

※2009年10月より運用開始

出典：須坂市市民課資料を基に作成

（10）防災

１）土砂災害

本市の山地を構成する地質は、安山岩質溶岩、石英閃緑岩、頁岩等からなり、脆弱であったり、斜面勾配が大きいようなところでは、斜面崩壊の可能性が高くなるほか、崖錐や段丘崖の斜面でも、急傾斜となっているところでは崩壊の危険性があるとされています。

土砂災害の危険区域の分布を見ると、ほとんどが都市計画区域外に分布しています。市域内の渓流は急峻で崩壊しやすいため、異常豪雨によって土石流災害が発生するおそれがあり、土砂災害警戒区域（土石流）の面的な分布が見られます。また、市街化区域では、臥竜山や市街化区域に接する鎌田山の山裾において、土砂災害特別警戒区域が分布しています。

■土砂災害の危険区域の分布

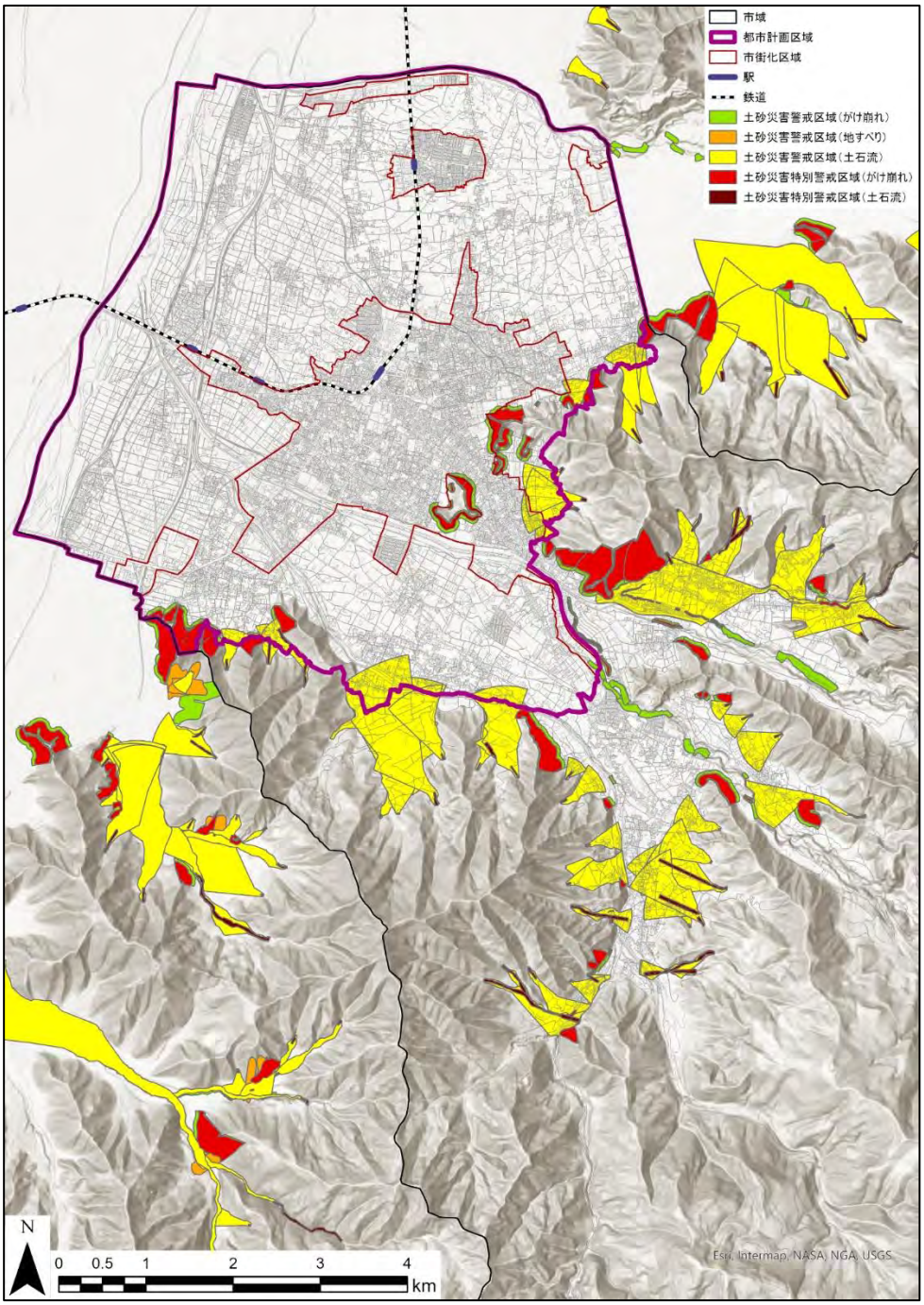

出典：「土砂災害（須坂市全域）」を基に作成

２）発生確率別の浸水想定

発生確率とは、毎年１年間にその規模を超える洪水が発生する確率です。例えば発生確率が小さい（低頻度）ほど、規模の大きな浸水被害であることを示します。下図は発生確率別に、現況、短期、中長期と河川整備が進められた際の浸水想定深を示します。

①発生確率1/10（高頻度）

発生確率が1/10の浸水被害は想定されていません。

■河川整備の進捗別の発生確率1/10の浸水想定深

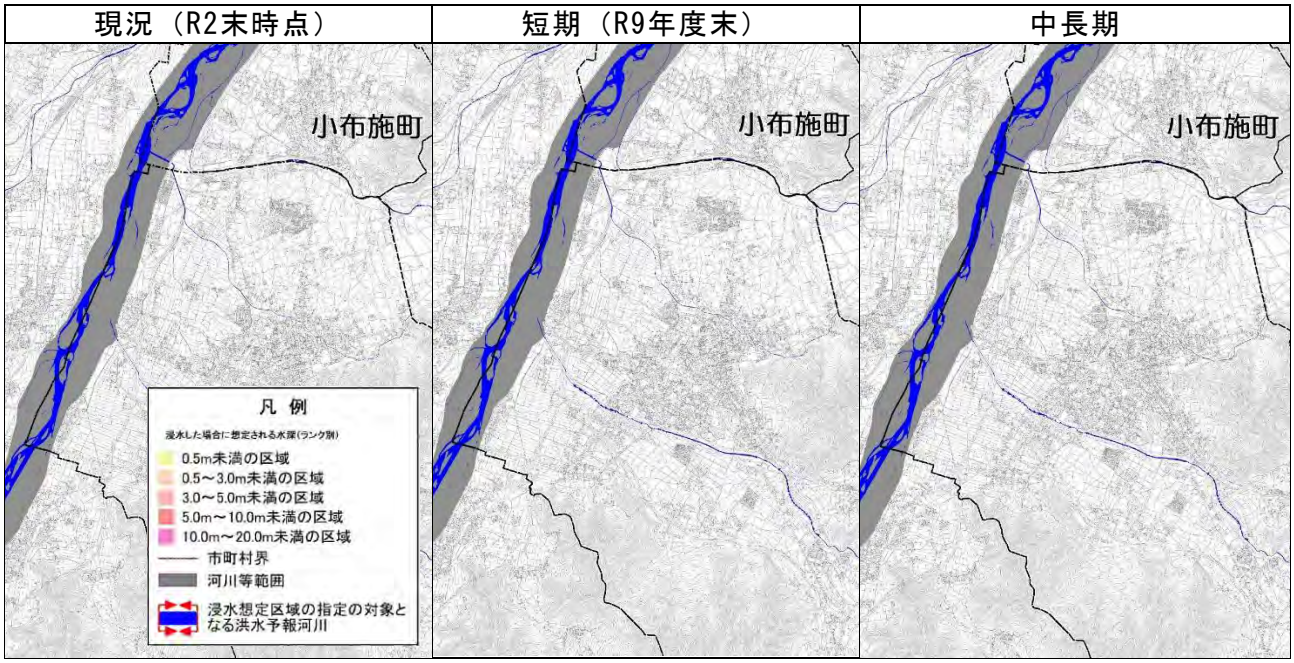

出典：国土交通省千曲川河川事務所「多段階の浸水想定図・水害リスクマップ」を基に作成

②発生確率1/30（中高頻度）

発生確率が1/30の浸水被害は、河川整備の進捗により中長期には解消される見込みです。

■河川整備の進捗別の発生確率1/30の浸水想定深

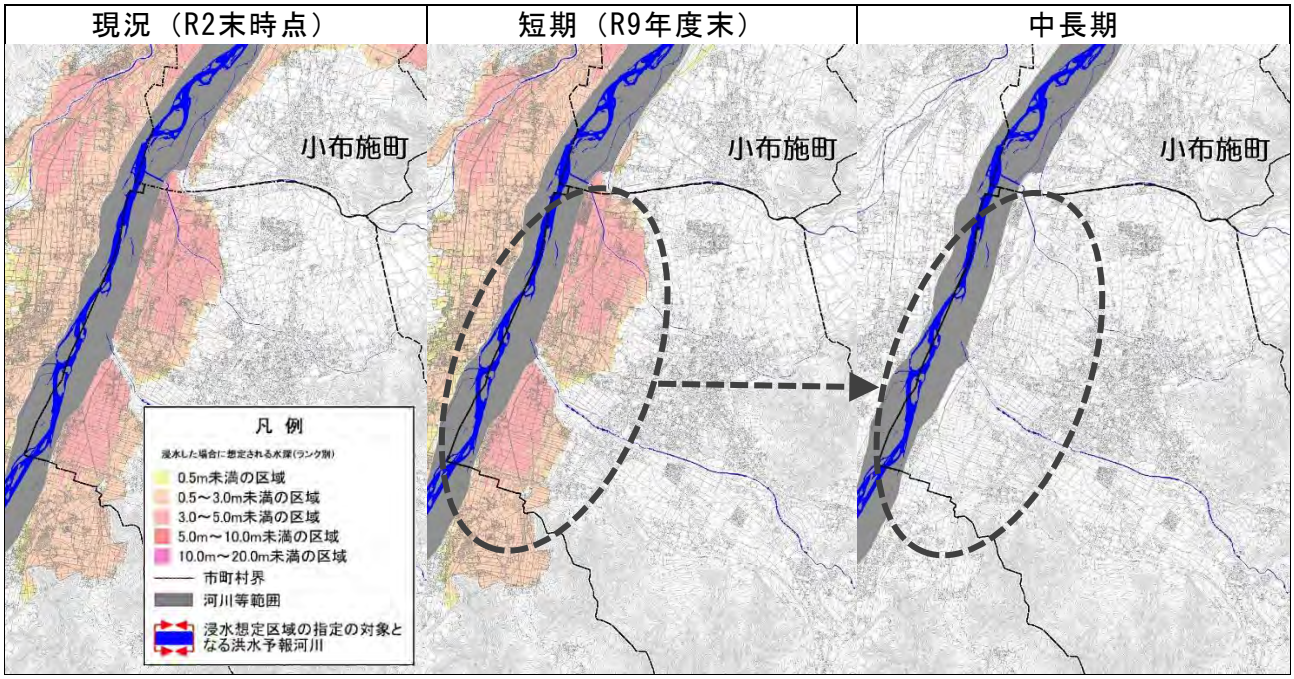

出典：国土交通省千曲川河川事務所「多段階の浸水想定図・水害リスクマップ」を基に作成

③発生確率1/50（中頻度）

発生確率が1/50の浸水被害は、河川整備の進捗により中長期には解消される見込みです。

■河川整備の進捗別の発生確率1/50の浸水想定深

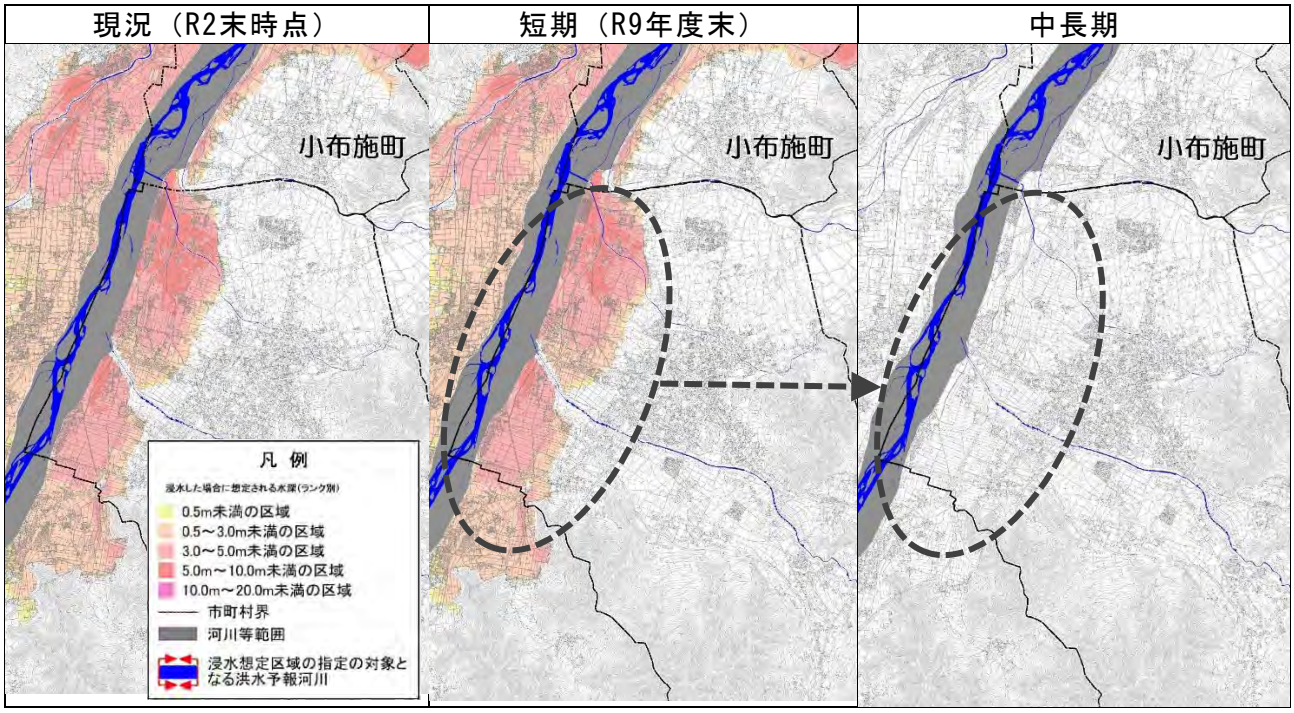

出典：国土交通省千曲川河川事務所「多段階の浸水想定図・水害リスクマップ」を基に作成

④発生確率1/100（中低頻度）

発生確率が1/100の浸水被害は、河川整備の進捗により中長期には5.0m以上の浸水深の区域が減少する見込みです。

■河川整備の進捗別の発生確率1/100の浸水想定深

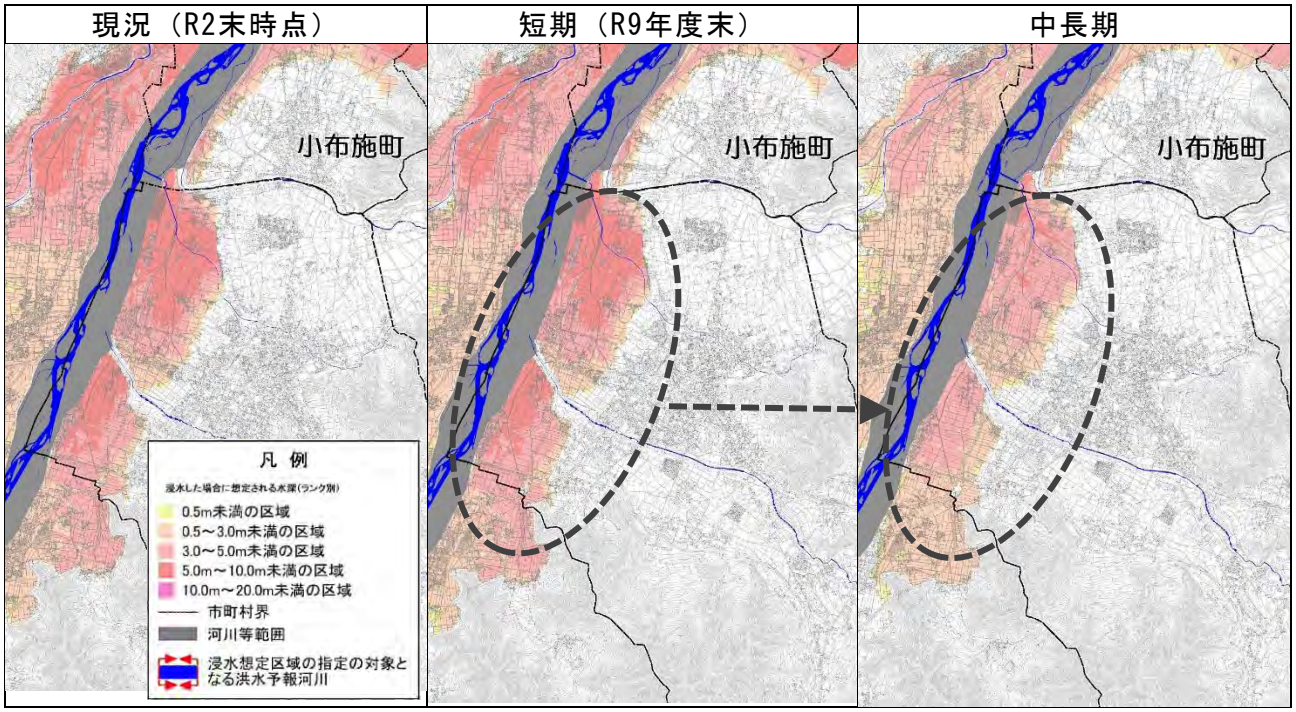

出典：国土交通省千曲川河川事務所「多段階の浸水想定図・水害リスクマップ」を基に作成

（11）財政

1）市税収入

本市の市税収入の内訳は、個人市民税と固定資産税が中心となっており、過去10年間の推移を見ると、約60億円台で安定的に推移している一方、今後は、生産年齢人口の減少や空き家・空き地等の低未利用地が増加することにより、税収が減少する可能性があります。

■市税収入の推移

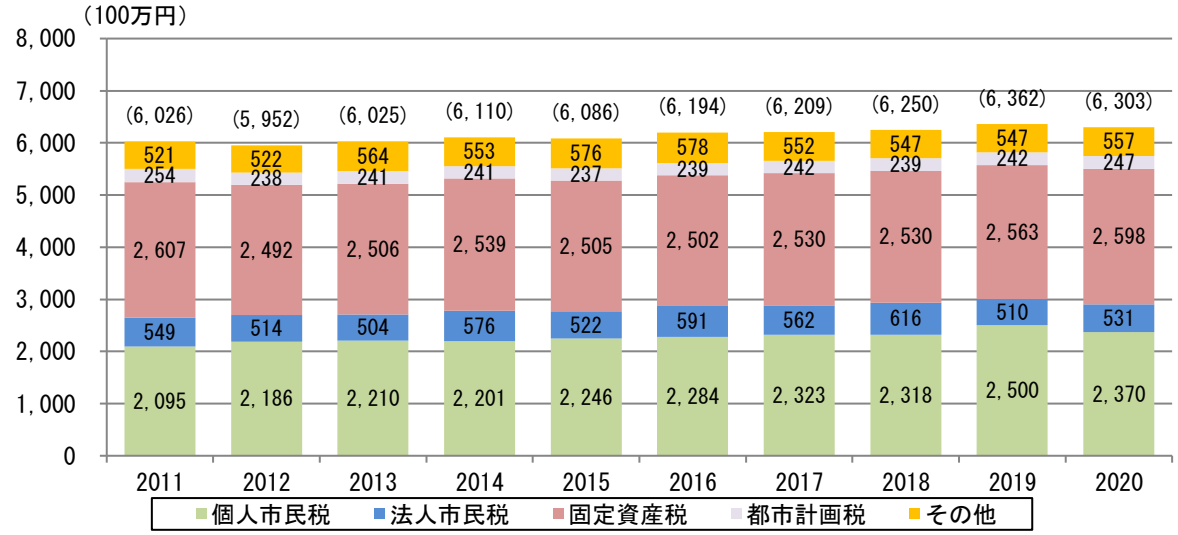

※（　）内の数値は総数。

出典：須坂市税務課資料を基に作成

2）歳出

2020年度（新型コロナウイルス感染症対策事業の実施や学校給食センター建設などにより例年より増加）を除く歳出の推移は、200～250億円で推移しています。今後は少子高齢化の進展による扶助費などの社会保障関連経費の増加が予測され、投資的経費や維持修繕費など施設・インフラに関する歳出を確保することが難しくなると考えられます。

■性質別歳出の推移

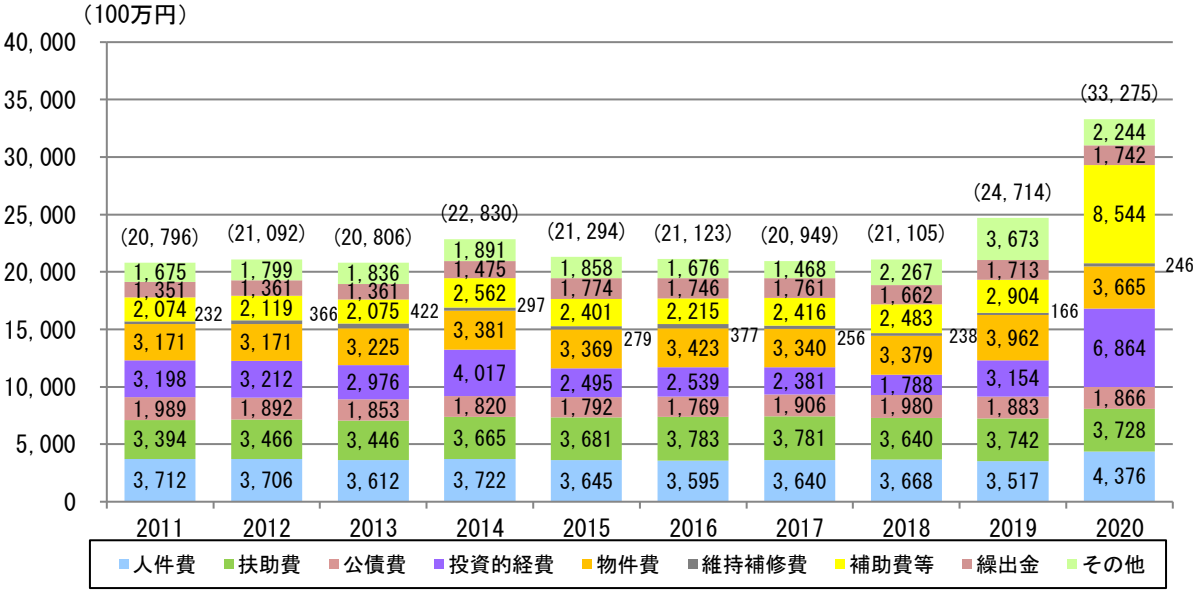

※（　）内の数値は総数。

出典：須坂市税務課資料を基に作成

３）公共施設・都市基盤施設の老朽化

本市が保有する公共施設（普通財産、企業会計を除く）は、2021年末時点で345施設あり、総延床面積は226,019 ㎡となっています。施設数としては公営住宅が 128 棟あり全体施設数に対する割合は約37%、総延床面積に対しては、学校教育系施設が全体の約43.2%と割合が高い状況にあります。また、本市においては、1971年から1997年の間に多くの施設を建築しており、今後、多くの施設において大規模改修や建替えの必要性が見込まれます。

■施設類型別延床面積割合（2021年末・普通財産は除く）

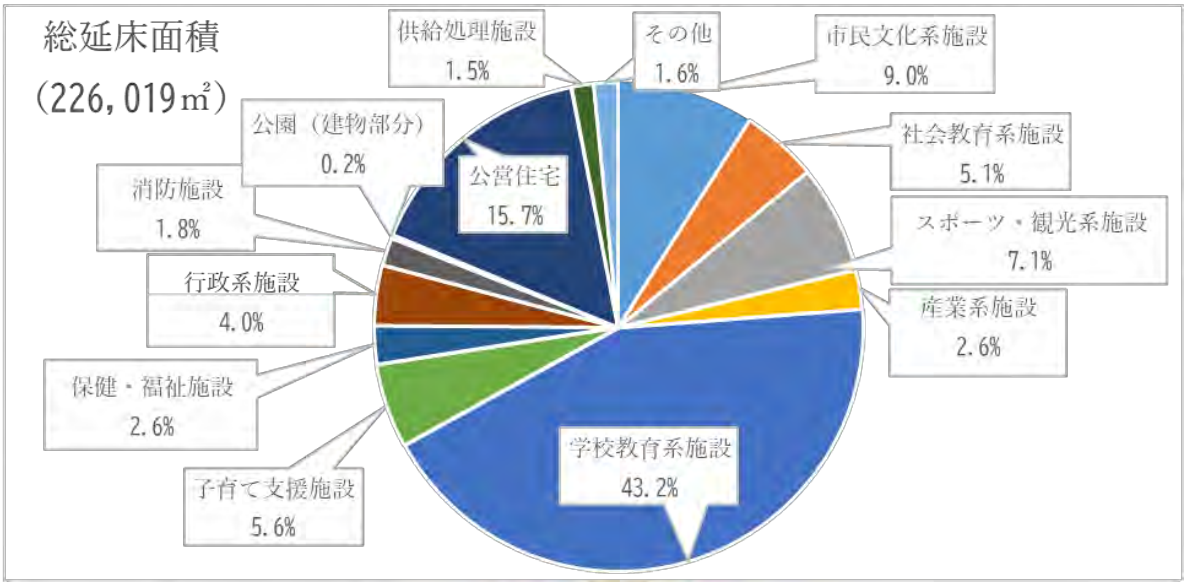

出典：須坂市公共施設等総合管理計画（2022 年3月改訂）

■築年別整備状況

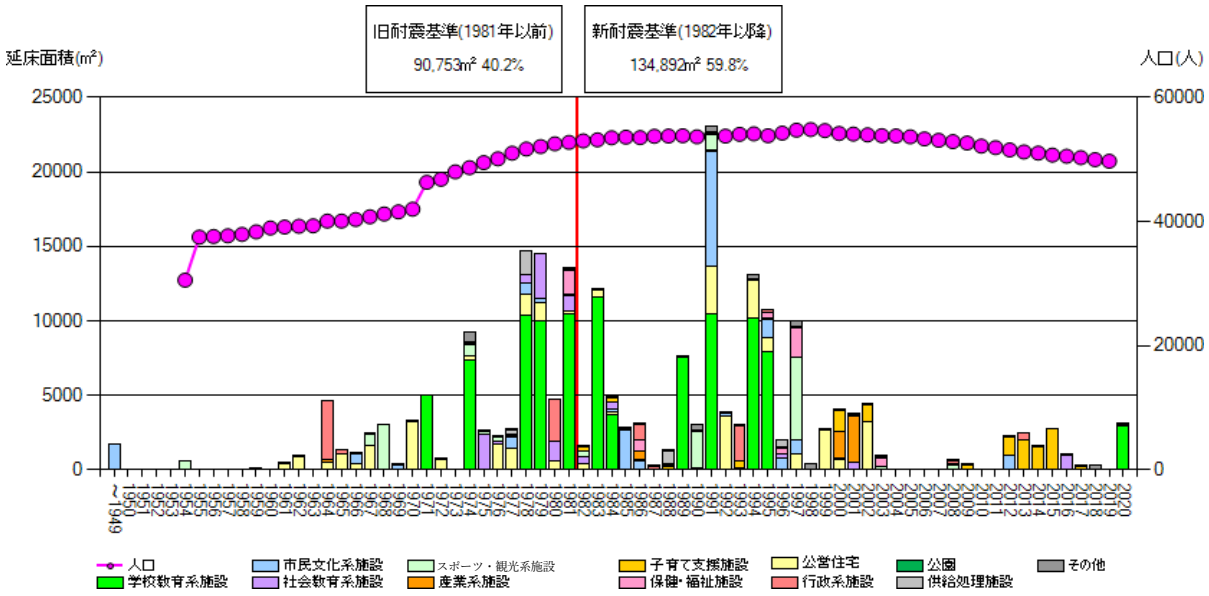

出典：須坂市公共施設等総合管理計画（2022 年3月改訂）

４）地価

市内で最も地価が高い須坂駅周辺では、2003年で127.0千円／㎡であった地価が2022年には55.6千円／㎡となっています（6割減）。

用途別に地価の推移をみると、商業系地価の減少が顕著であり、住宅系地価との乖離が縮小しています。商業系及び住宅系ともに、近年の地価は微減で推移しています。工業系の観測地点は2020年までは１地点（小河原）でしたが、2021年に井上地区（須坂長野東I.C.周辺）が追加になったことで平均地価が上昇しています。井上地区は、I.C.周辺での開発により地価が高くなっていると考えられます。

■地価の推移

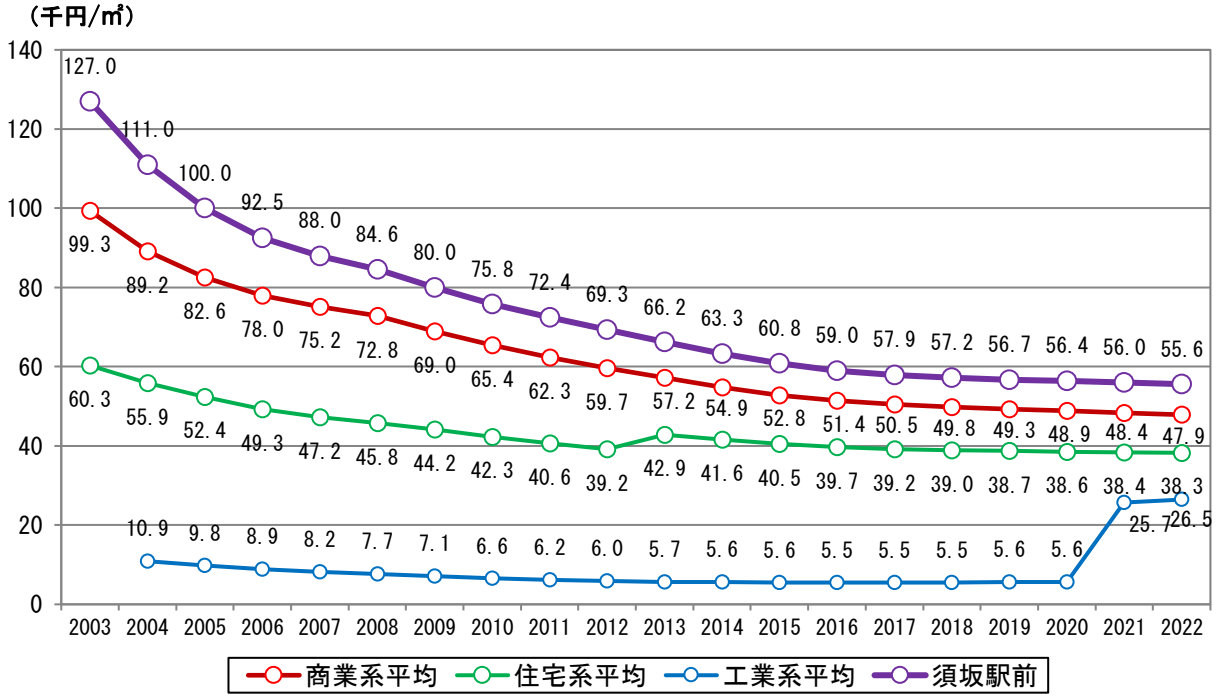

※商業系：商業地域、近隣商業地域
住宅系：第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域
工業系：工業地域、工業専用地域

出典：国土交通省「地価公示」、長野県「地価調査」を基に作成

■地点別の地価（2002年）

地点	地価（円/㎡）
須坂市大字須坂字宗石１２９８番１４【須坂駅周辺】	55, 600
須坂市墨坂２丁目１４４８番２１	44, 700
須坂市大字小山字北原５４４番１５	43, 700
須坂市大字小山字助四郎２６０２番外	42, 600
須坂市大字小山字蒔田２５１５番１８	42, 000
須坂市大字井上字京善橋５５５番１外	41, 400
須坂市大字日滝字郷原９３番５	37, 300
須坂市旭ヶ丘８番１６	35, 000
須坂市大字沼目字南沖３８６番３外	14, 100
須坂市大字八町字会津２０１１番３外	13, 300
須坂市大字小河原字北山道北沖２０１４番２外	11, 500

出典：国土交通省「地価公示」、長野県「地価調査」を基に作成

２　都市づくりの課題

都市づくりの現況を踏まえ、本市における都市づくりの課題を以下のとおり整理します。

（１）既成市街地における若者・子育て世代の居住促進

- 本市では人口減少・少子高齢化が進展するとともに、夫婦と子から成る世帯の減少、高齢夫婦・高齢単身世帯の増加など世帯構造が変化し、空き家も増加傾向にあります。
- 一方、既成市街地では、生活に密着した施設が集積していることから、公共交通の利便性を維持するとともに、低未利用地や既存住宅の有効活用を図りながら、若者・子育て世代の居住を促進することが必要です。

（２）歴史文化的なストックを生かした中心市街地の再生

- 中心市街地では、「蔵の町並み」を生かしたまちづくりが進められ、歴史的建物を活用した新たな店舗や若い起業家の増加が見られるほか、2023年９月には「伝統的建造物群保存地区」が指定されました。
- このため、土蔵造りの建築物が連たん、集中する中心市街地の歴史文化的環境をエリアの価値として生かし、まちなか観光の振興と連携した賑わい創出や地区内の回遊性を向上させた「居心地が良く歩きたくなるまちづくり」を推進するとともに、リノベーションなどによりまちなか産業の活性化を図ることが必要です。

（３）中心市街地と須坂長野東 IC 周辺開発との連携

- 須坂長野東 I.C.周辺地区では、観光商業機能を核とした開発が進められている一方、中心市街地では商業機能が低下しています。
- 広域的・都市的な大規模集客施設は須坂長野東 I.C.周辺開発がその役割を担いながら、新たな人の流れを生かして中心市街地の活性化につなげていくことが必要です。
- また、須坂長野東 I.C.周辺は、浸水リスクが高いことから、開発と併せて浸水時の避難場所としての機能を確保することも必要です。

（４）市全体としての持続可能な都市づくり

- 総人口の約４割は市街化調整区域、都市計画区域外に居住しているものの、今後、農業・自然的土地利用を支える居住人口の減少により、市土の荒廃が進むおそれがあります。
- 須坂市全体として持続可能な都市づくりを実現するためには、市街化調整区域、都市計画区域外において、生活交通の確保をはじめとした定住環境やコミュニティとしての維持に努めることが必要です。
- また、千曲川沿いの市街化調整区域には浸水リスクが高いエリアが分布していることから、地域において避難拠点を確保することも必要です。

第３章　立地適正化に関する基本的な方針

１　将来像とまちづくりの方針

（１）将来像

全市的に人口減少が進む中、持続可能な都市経営を実現するためには、既成市街地に蓄積されたストックを有効に活用しながら、機能性、快適性、利便性など本市での暮らしの価値を高めるとともに、その効果を農業・中山間地域にも波及させながら、人口減少を緩和していく必要があります。

このため、本計画のターゲットを「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」と「高齢者が暮らし続けられるまちづくり」と設定し、中心市街地をはじめとした既成市街地における生活関連機能や、地域の活力・交流をけん引する機能の充実を図るとともに、市内各地を有機的に連携する公共交通の維持に努めるものとし、将来像を「地域特性を生かした便利で安心した暮らしと、活気が行きわたる都市づくり」と定めます。

将来像　**地域特性を生かした便利で安心した暮らしと、活気が行きわたる都市づくり**

（２）まちづくりの方針

１）居住に関する方針

人口減少が進む中で市街地の人口密度をできるだけ維持するため、若者・子育て世代が選びたくなる住宅・住環境の魅力を高めていきます。また、高齢化の進展にも対応し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

農村・集落では、人口減少下においても自然環境や地域資源が維持・保全できるよう、ゆとりある居住環境を生かして、担い手となるコミュニティの維持・活性化に努めます。

２）都市機能に関する方針

須坂駅東口の中心市街地では、様々な都市機能の集積や須坂らしさの象徴である「蔵の町並み」といった歴史文化的な環境を生かしながら、市民の暮らしを支えるとともに、まちの活力を生み出す拠点として形成します。

農村・集落では、ゆとりある居住環境での暮らしを支えるため、既存の日常生活サービス関連の機能を生かした拠点を形成します。

須坂長野東 I.C.周辺では、高速交通の利便性を生かした広域的の都市機能の誘導を図り、中心市街地と相互に連携、役割分担しながら、本市の活性化をけん引する拠点を形成します。

３）公共交通に関する方針

市民が安心して住み続けることが出来るよう、市民の暮らしを支える都市機能へのアクセスを確保するとともに、市内外の交流をはじめとした、まちの元気を支える公共交通の実現を目指し、地域公共交通の維持・改善を図ります。

■課題とまちづくりの方針の関係

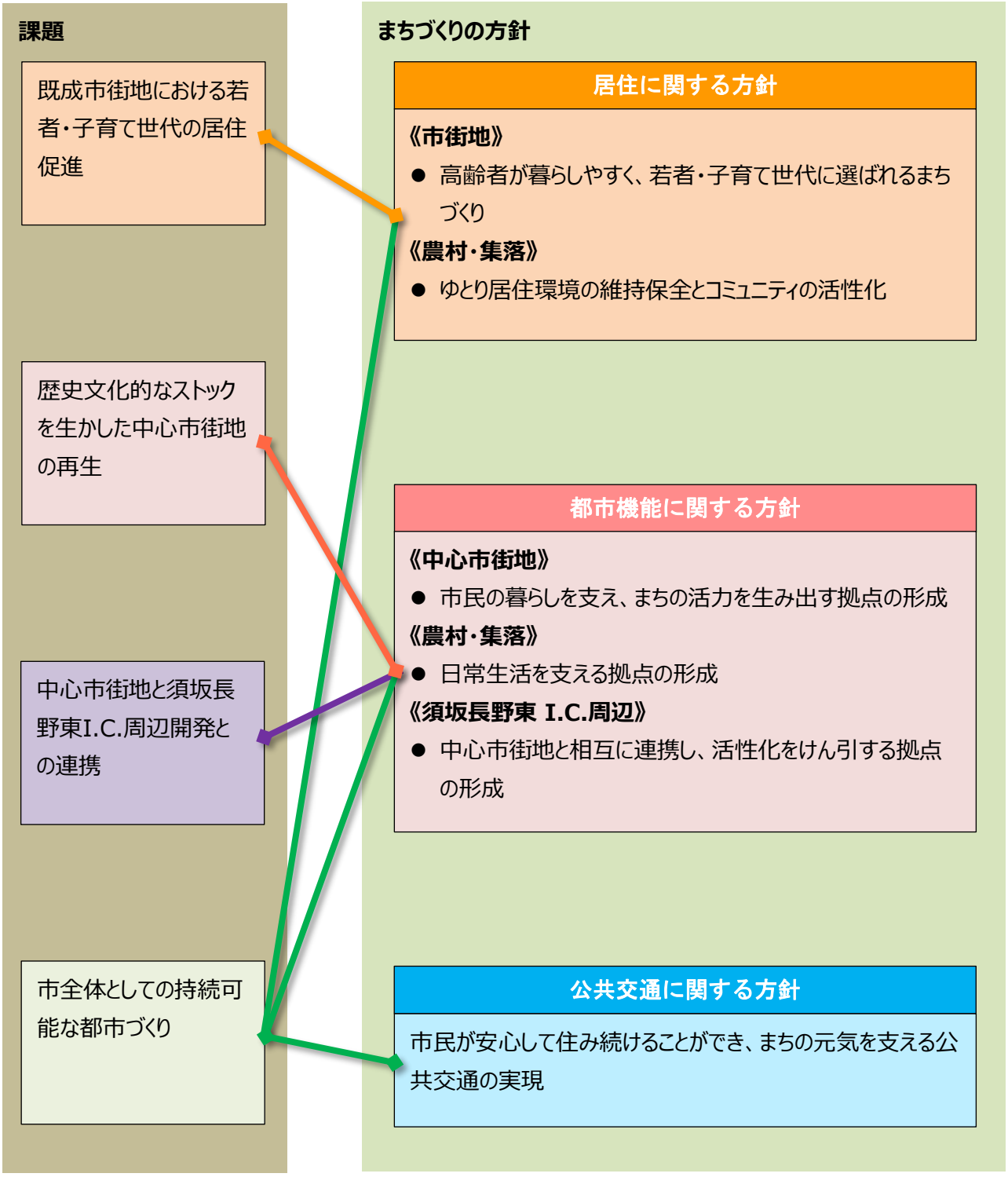

2　目指すべき都市の骨格構造

上位計画である須坂市都市計画マスタープランの「将来都市構造」やまちづくりの方針を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造（ゾーニング、拠点配置及び公共交通ネットワーク）を設定します。

（１）ゾーン区分

土地利用の方向性を明確にするため、「市街地」、「農地・集落」、「山地」の区分を設定します。

ゾーン	土地利用の方向性
市街地	現在の市街化区域及び市街化調整区域の計画的開発地区を基本とした区域であり、今後、人口や都市機能の誘導又は維持を図る。
農地・集落	現在の市街化調整区域や都市計画区域外の平坦部であり、無秩序な市街化を抑制しつつ、定住環境の維持や地域コミュニティの活性化を図る。
山地	都市計画区域外の山地部であり、良好な自然環境の保全・活用を図る。

（２）拠点配置

交通ネットワークや人口及び都市機能の集積を踏まえ、暮らしやまちの賑わいを支える拠点を設定します。

拠　点	設定場所	方向性
都市交流拠点	須坂駅周辺の中心市街地	歴史・文化遺産・暮らしを生かした質の高い快適な都市空間の確保により、市民や来訪者が魅力を感じる中心エリアとして充実を図る。
新複合交流拠点	須坂長野東 I.C.周辺地区	工業・物流機能を強化し、観光商業機能、防災機能等の導入を図り、中心市街地と相互に連携・分担して、本市活性化をけん引する。
地域コミュニティ核	公民館を核とした地区	既存の公共交通と地域特性に応じた輸送サービスなどにより、市街地との交通ネットワークを維持するともに、地域コミュニティの維持・充実を図る。

（３）公共交通ネットワーク

須坂市地域公共交通計画（2023年3月策定）を踏まえ、居住及び都市機能の誘導を行う上での軸となる公共交通ネットワークを設定します。

区　分		方向性
公共交通軸	**鉄道**	長野電鉄長野線は、大量輸送性、速達性、定時性、広域性などの面で優れた交通機関であることから、「公共交通軸」として設定し、人口や諸機能の誘導、駅関連施設の充実により利用を促進し、運行サービスの維持・改善を支援する。
	バス	コンパクトなまちづくりを形成するバス路線として、複数の自治体等の地域間を連絡する地域間幹線系統と、市内移動を支えるすざか市民バスの内、利用が集中する区間を「公共交通軸」として設定し、運行サービスの維持・改善を図る。
公共交通地域軸（バス）		地域コミュニティ核と公共交通軸を連絡するバス路線を「公共交通地域軸」として設定し、バスとしてのサービスを維持する。

■目指すべき都市の骨格構造

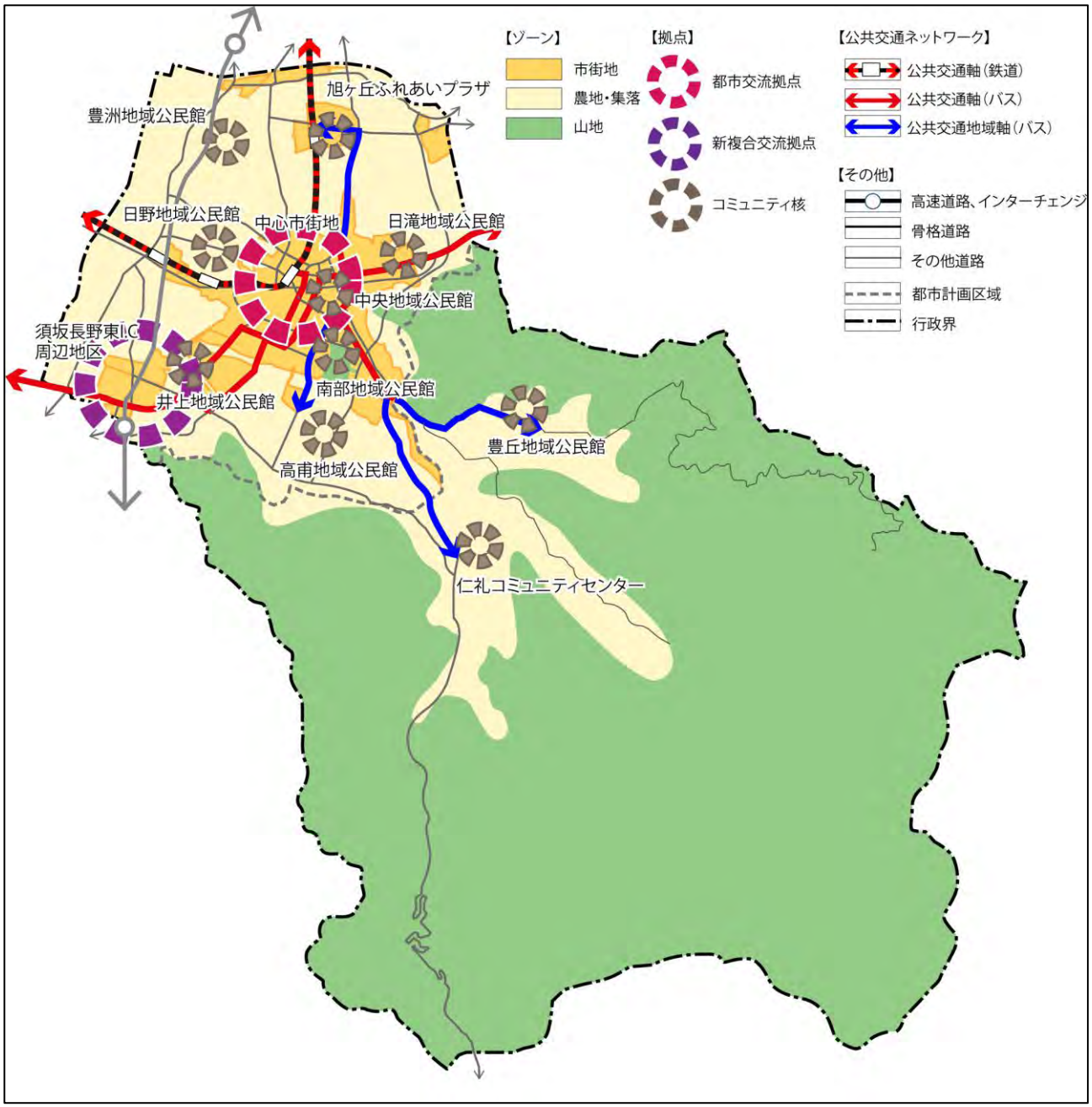

3　課題解決のための施策・誘導の方針

まちづくりの方針及び目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、課題解決のための施策・誘導方針を、「立地適正化計画の制度に基づく方針」と、市全体として持続的なまちづくりを目指す観点から「須坂市独自のまちづくりの方針」の２つに分けて設定します。

居住に関する方針

立地適正化計画の制度に基づく方針

《市街地》
高齢者が暮らしやすく、若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

施策・誘導の方針
① 既存住宅や宅地の有効活用によるまちなか住宅の供給
② 良好なまちなか居住環境の形成
③ 多様な主体との連携による空き家対策の推進

須坂市独自のまちづくりの方針

《農村・集落》
ゆとり居住環境の維持保全とコミュニティの活性化

施策・誘導の方針
①コミュニティを支える定住人口の維持
②地域資源を生かした多様な交流機会の創出

都市機能に関する方針

立地適正化計画の制度に基づく方針

《中心市街地》
市民の暮らしを支え、まちの活力を生み出す拠点の形成

施策・誘導の方針
① 歴史的建造物の保全・活用と併せた都市機能の更新・充実
② 公共施設の更新や集約・再編と併せた賑わい・交流・生活機能の充実
③ 低未利用地の活用による地域の価値向上や賑わいの創出
④ 歴史文化的な環境と調和のとれた魅力ある街並みの形成

須坂市独自のまちづくりの方針

《農村・集落》
日常生活を支える拠点の形成

施策・誘導の方針
① 地域公民館の機能充実
② 生活利便性の維持・向上

《須坂長野東I.C.周辺》
中心市街地と相互に連携し、活性化をけん引する拠点の形成

施策・誘導の方針
① 観光商業機能、浸水時の避難空間の充実
② スマートシティ拠点として将来を見据えた整備の実施

公共交通に関する方針

立地適正化計画の制度に基づく方針

市民が安心して住み続けることができ、まちの元気を支える公共交通の実現

施策・誘導の方針
① 居住を定着・誘導する区域を支える「公共交通の軸」の維持
② 市内中心部や集客拠点へのアクセスを向上
③ 公共交通の安全運行の継続と利用環境の改善
④ 市民や観光客がより身近に感じる公共交通の構築
⑤ 定期的なモニタリングによる小さな改善の積み重ね

第４章　誘導区域

1　誘導区域設定の考え方

立地適正化計画の制度では、市街化区域において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めるとともに、都市機能誘導区域では誘導施設を設定します。

また、課題解決のための施策・誘導の方針を踏まえ、コミュニティの核となる地域公民館周辺や須坂長野東I.C.周辺において、市独自の誘導区域を設定します。

■区域設定のイメージ

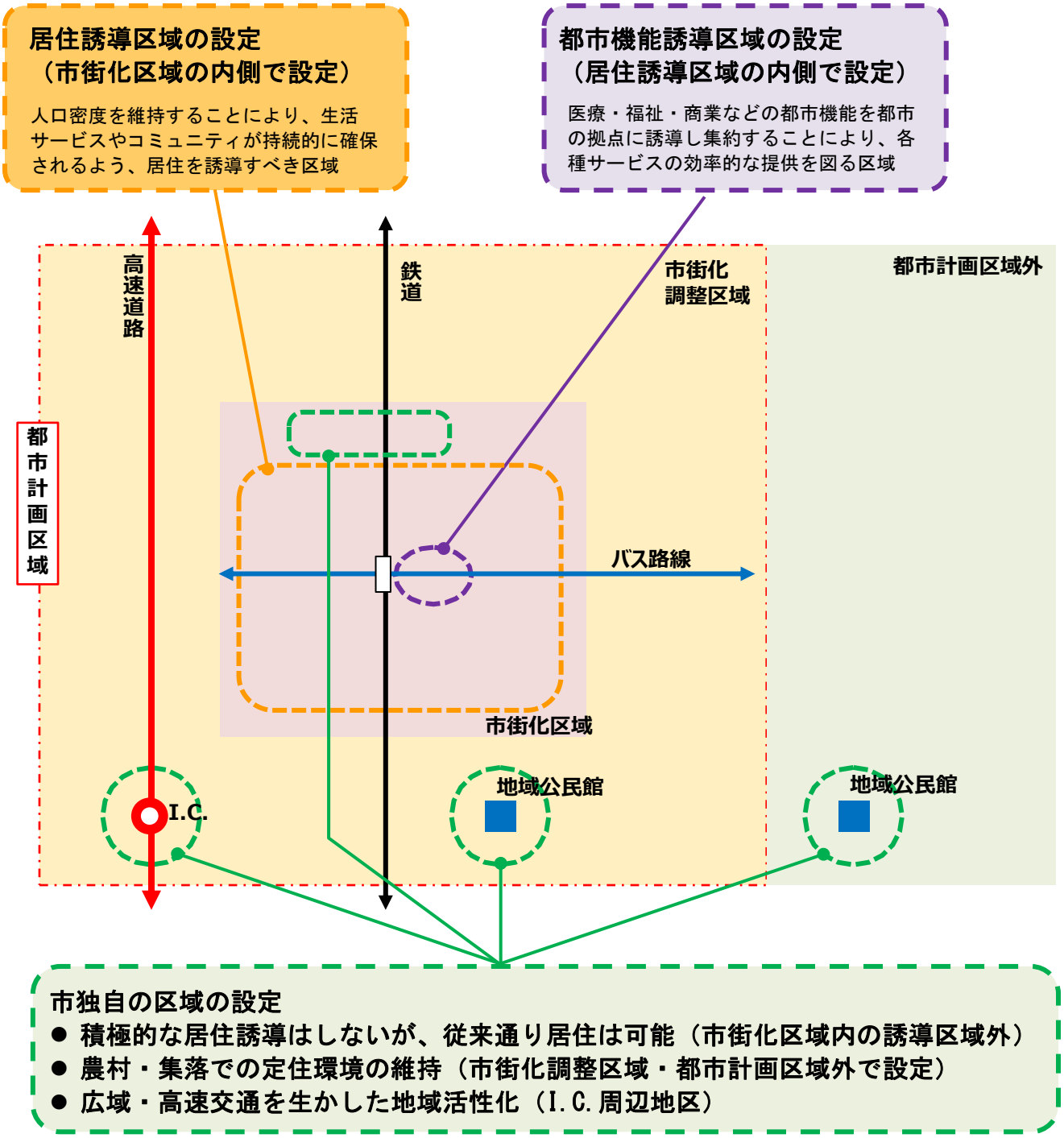

２　居住誘導区域の設定

（１）設定方針

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。本市においては、国土交通省の立地適正化計画作成の手引きにおいて示されている「望ましい区域像」を踏まえて、下記に示す検討内容を設定します。

１）中心拠点に徒歩や公共交通等により容易にアクセスできる区域を評価

本市では須坂駅東口の中心市街地が中心拠点に該当します。本市において、中心市街地に徒歩や公共交通等により容易にアクセスできる区域は、鉄道駅やバス停の利用圏域となり、このうちバスについては、今後とも路線として維持することとしている公共交通軸及び公共交通地域軸に位置づけたバス路線となります。このため、居住誘導区域の設定にあたっては、公共交通軸の鉄道駅・バス停及び公共交通地域軸のバス停の利用圏のカバー状況を評価します。

２）生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度を有する区域を評価

生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度については、国土交通省の立地適正化計画作成の手引きにおいて「市街化区域の設定水準が一つの参考となる」とされており、国土交通省の都市計画運用指針では、市街化区域の設定水準として、40人/haが最低の基準とされていることから、本市では40人/haを生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度の目安とし、100mメッシュ単位で40人/ha以上の人口密度をもつ区域の分布状況を評価します。

また、今後の市街地における人口定着の見通しを把握するため、過去5年間の建築物の新築分布の動向を評価します。

３）災害に対するリスクを低減でき、工業系用途に該当しない区域を評価

土砂災害特別警戒区域は、都市再生特別措置法施行令において、居住誘導区域に含めないこととされています。また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域は、国土交通省の都市計画運用指針において、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととされています。このため、災害リスクをもつ区域の指定状況を評価します。

また、国土交通省の都市計画運用指針において、住宅の建築が制限されている工業専用地域は、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましいとされています。快適な住環境を形成する上では住宅と工場の混在を防止することが重要なことから、工業系用途地域の指定状況を評価します。

■居住誘導区域の検討の流れ

望ましい区域像	検討項目
中心拠点に徒歩や公共交通等により容易にアクセスできる区域	STEP1 公共交通軸の鉄道駅・バス停及び公共交通地域軸のバス停の利用圏のカバー状況
生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度を有する区域	STEP 2 100mメッシュ人口密度が、概ね40人/ha（市街地の目安）以上の人口密度をもつ区域の分布状況 STEP 3 新築の分布動向（居住誘導による人口密度の確保の見込み）
災害に対するリスクを低減でき、工業系用途に該当しない区域	STEP 4 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況 STEP 5 浸水想定区域の指定状況 STEP 6 工業系用途地域の指定状況

（２）居住誘導区域設定に向けた評価

【ＳＥＴＰ１】

１）公共交通軸の鉄道駅・バス停及び公共交通地域軸のバス停の利用圏のカバー状況

市街化区域は、概ね公共交通軸の鉄道駅、バス停及び公共交通地域軸のバス停の利用圏でカバーされていますが、一部豊島地区や松川地区のように利用圏外の地域も存在します。

※すざか市民バス北相之島線の北須坂駅より西側の区間（豊島地区を通過する区間）は地域公共交通計画（令和5年3月策定）において、一部区間のデマンド化の検討やすざか乗合いタクシーとの運行エリアの重なりの調整など需要規模に見合った様々なサービス形態を検討するため、公共交通地域軸としては位置付けていない。

■公共交通軸・公共交通地域軸の利用圏

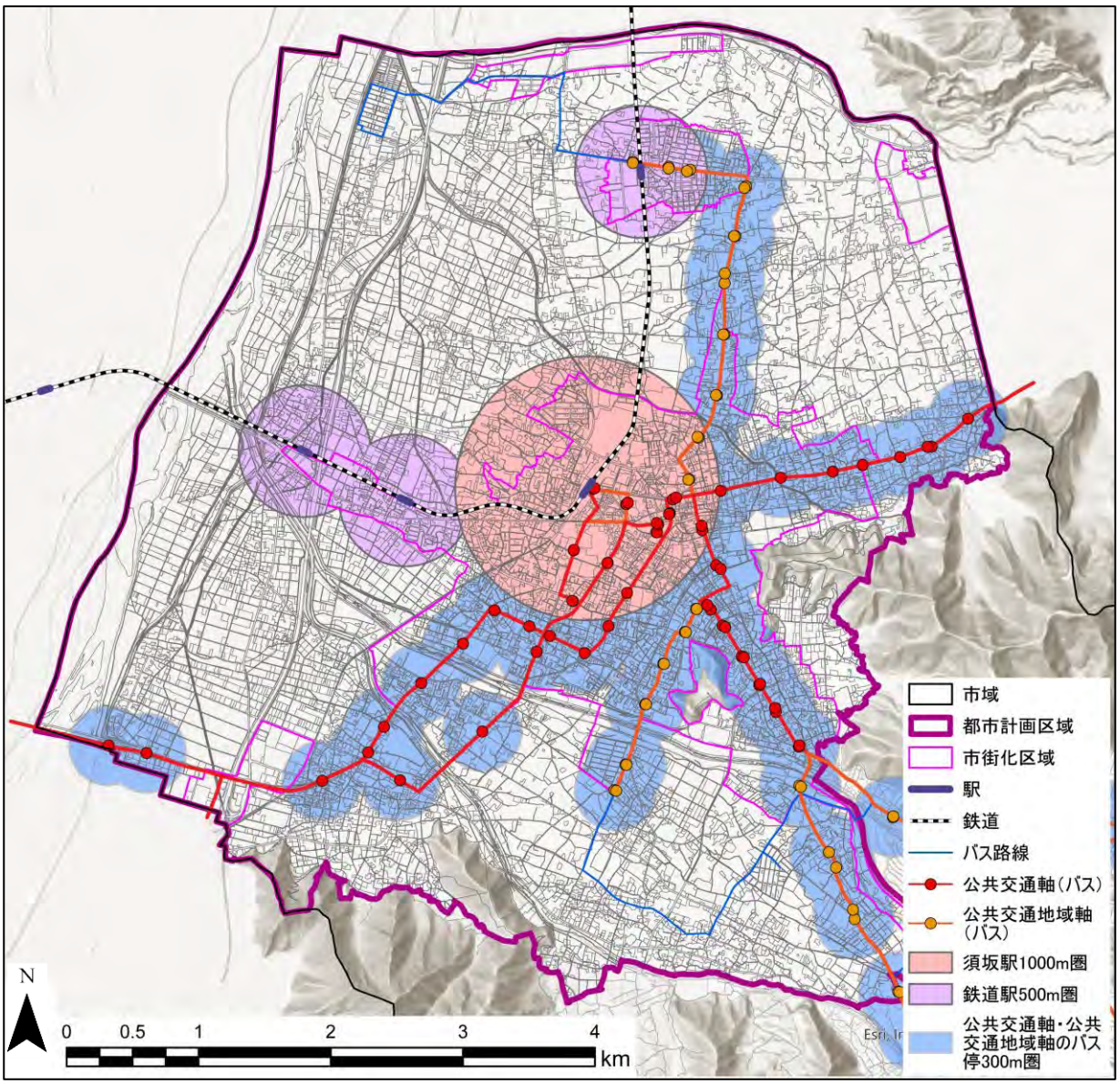

※１：公共交通軸及び公共交通地域軸は、「須坂市地域公共交通計画」で位置付けられた骨格となる鉄道又はバス路線
※２：公共交通の利用圏は、下記を基に設定
須坂駅：地域公共交通づくりハンドブック（国土交通省）を基に1,000mと設定
須坂駅以外の駅：駅の配置間隔及び周辺の市街地の規模を考慮し500mと設定
バス停：地域公共交通づくりハンドブック（国土交通省）を基に300mと設定

【ＳＥＴＰ２】

２）100mメッシュ人口密度が、概ね40人/ha以上の人口密度をもつ区域の分布状況

市街化区域においては、100mメッシュ人口密度が概ね40人/ha以上の人口密度は概ね維持されています（居住人口がない工業系用途地域や大規模な公益施設用地を除く）。

■100mメッシュ単位の人口分布（2020年）

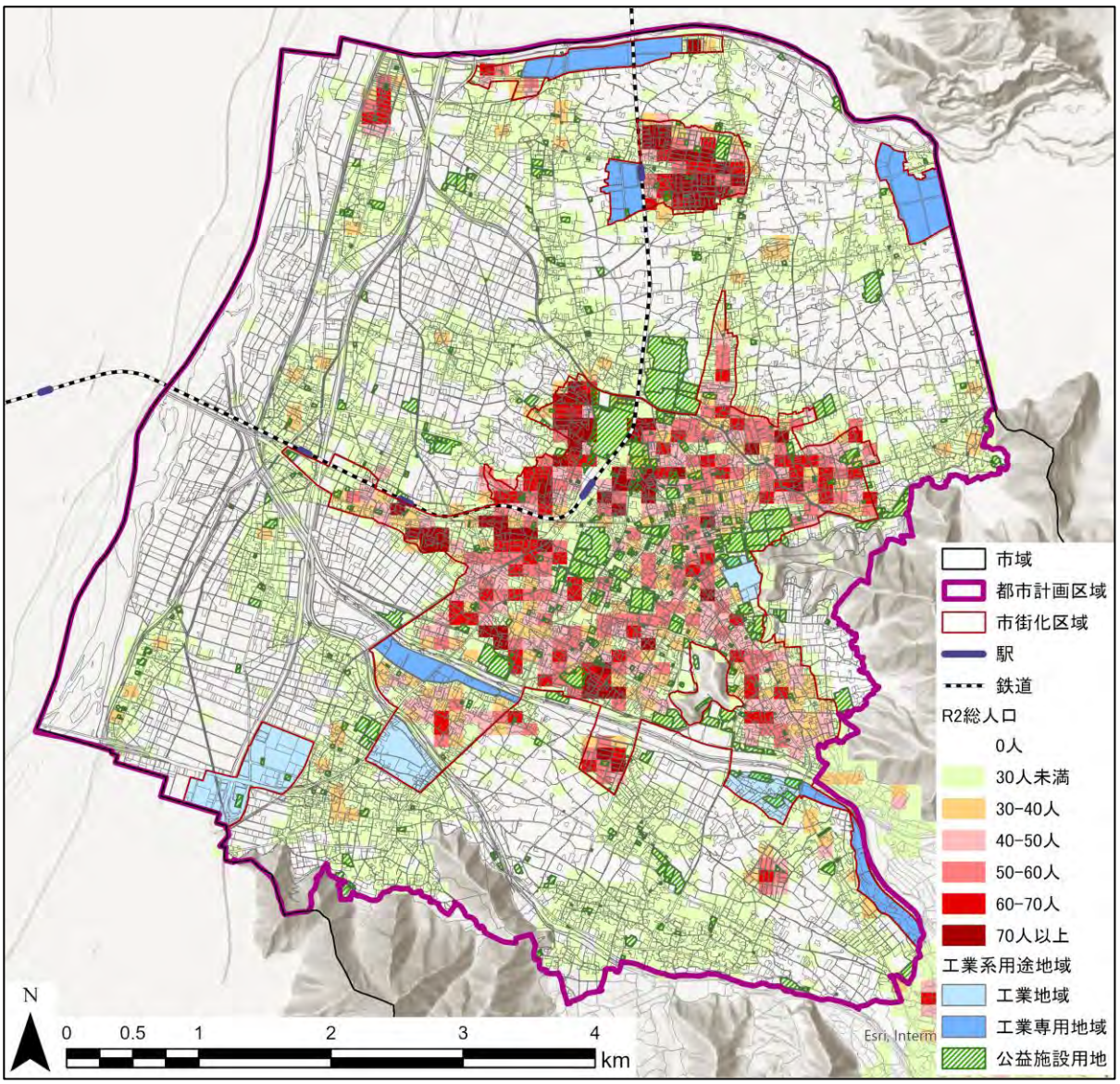

出典：人口は総務省「国勢調査」（令和2年）を基に作成

【ＳＥＴＰ３】

３）新築の分布動向

建築物の新築は、住宅が多く、概ね市街化区域を中心に分布しており、居住誘導により人口密度を確保できる見込みがあります。

■新築動向（2017～2021年）

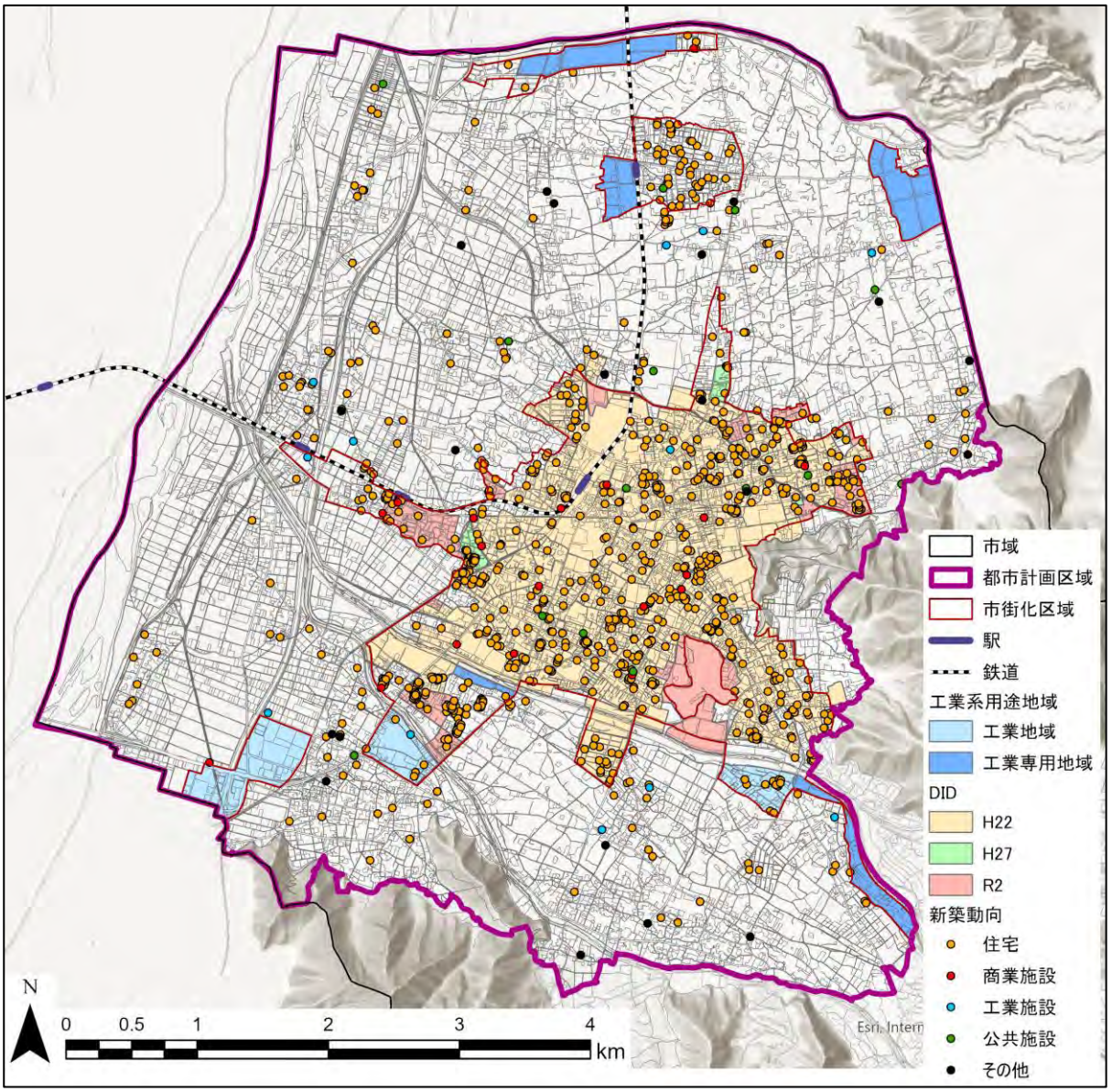

出典：新築動向は、長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年3月）」を基に作成

【ＳＥＴＰ４】

４）土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況

市街化区域では、臥竜山や市街化区域に接する鎌田山の山裾において、土砂災害特別警戒区域が分布しています。土砂災害は、その発生が予測困難で、かつ避難行動の時間を確保することが困難であるなど、リスクの高い災害であるため、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は、居住誘導区域から除外します。

■土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況

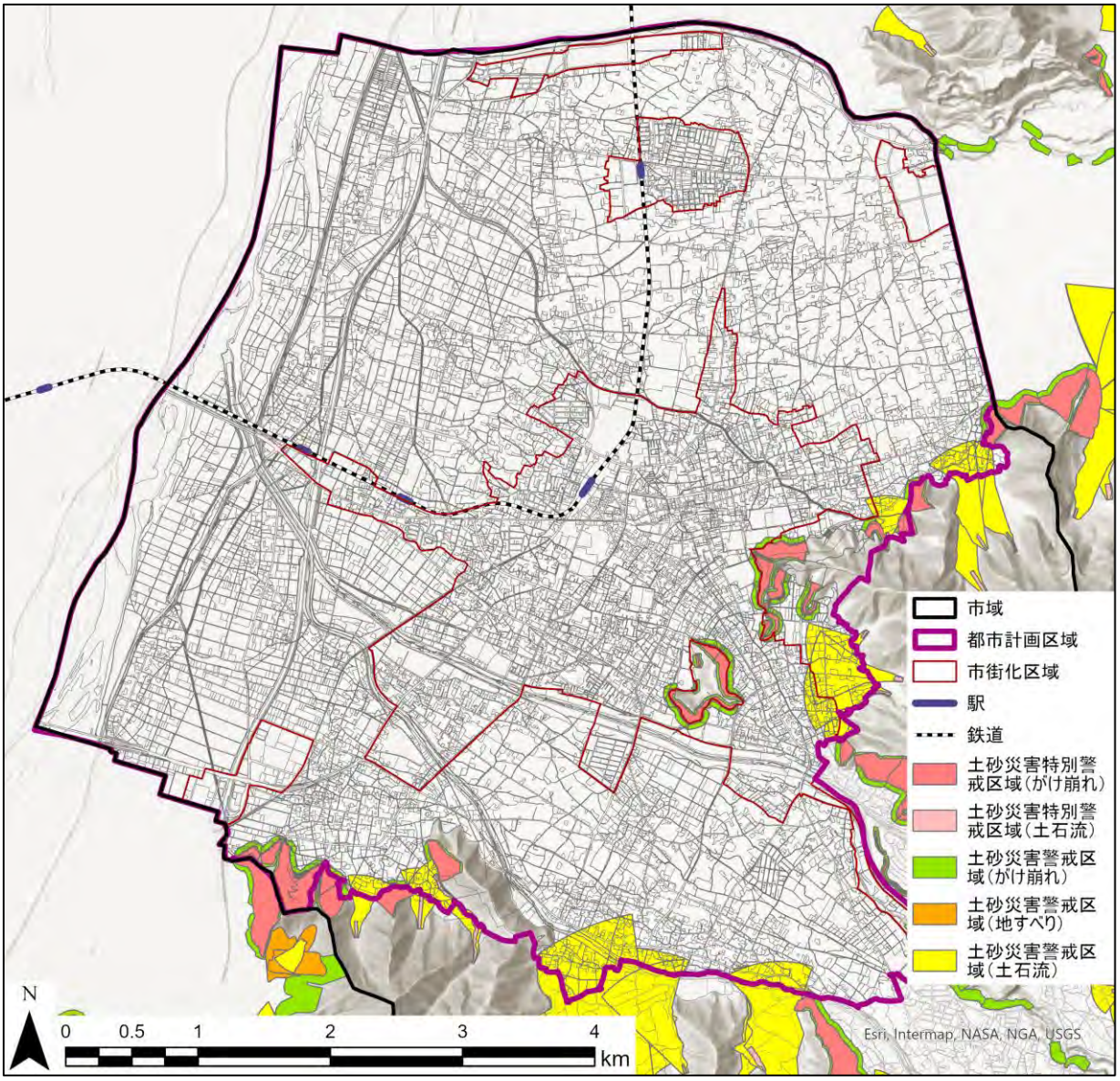

出典：土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は「土砂災害（須坂市全域）」を基に作成

【ＳＥＴＰ５】

５）浸水想定区域の指定状況

想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定状況を見ると、市街化区域では次のようなリスクが分布しています。

・浸水深は、市街化区域のほとんどが床下浸水（0.5m未満）ですが、日野駅、村上駅周辺において２～３階が浸水（５～10m）するレベルとなっています。

・家屋倒壊等氾濫区域は、市街化区域を貫流する河川沿いに河岸浸食の区域が分布しており、建築物が流出するリスクがあります。

一方、日野駅、村山駅周辺は、須坂市都市計画マスタープラン第3章地区別構想の日野地区のまちづくりの方向性として、住宅や商業・業務施設など多様な機能が集積されていることから、鉄道駅利用の利便性を活用した、歩いて暮らせるまちづくりを推進していくとしています。また、鉄道の持続可能性を高める上では、駅利用者数の確保が重要であり、日野駅、村上駅周辺では駅を中心としたまちづくりが求められます。

浸水被害は、気象情報により発生の予測が可能なことから、氾濫警戒避難体制や緊急避難場所の整備、マイ・防災マップ、マイ・タイムラインづくりの支援等を進めることで、事前の避難を可能とするとともに、今後も引き続き河川改修等を進めることにより、被害を最小限に止めるよう努めることとし、居住誘導区域から除外しないものとします。

■想定し得る最大規模の降雨による浸水深及び家屋倒壊等氾濫区域の分布状況

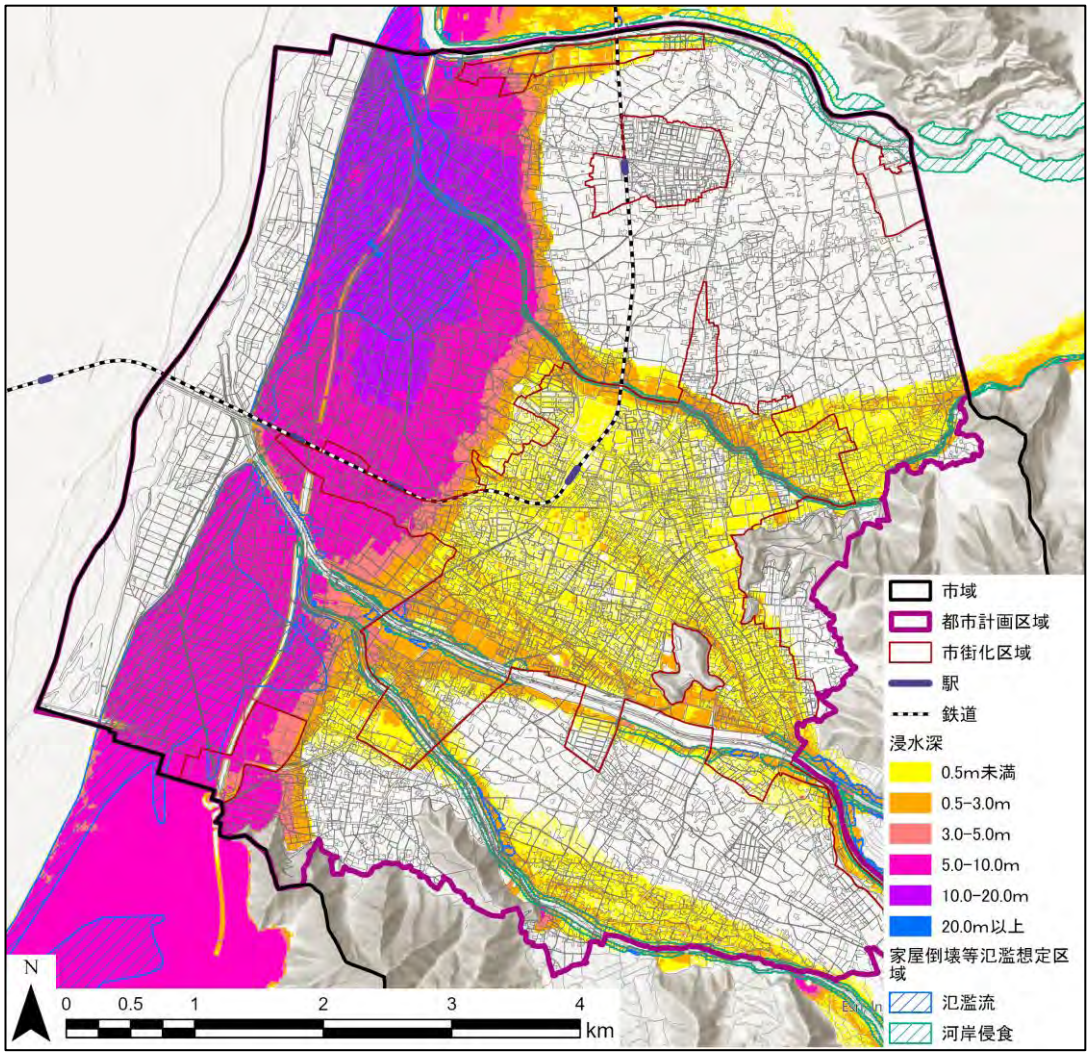

出典：長野県「浸水想定区域図」を基に作成

【ＳＥＴＰ６】

６）工業系用途地域の指定状況

工業専用地域は、松川林間工業団地、小島工業団地、日滝原産業団地、旭ヶ丘工業団地、百々川沿い（米持地区、村石町地区）に指定されており、住宅の建築が制限されていることから、居住誘導区域から除外します。

工業地域は、穀町地区、野辺地区、幸高地区、須坂長野I.C.周辺地区に指定されており、住宅の建築は制限されていませんが、産業振興及び住工混在防止の観点から、居住誘導区域から除外します。

■工業系用途地域の指定状況

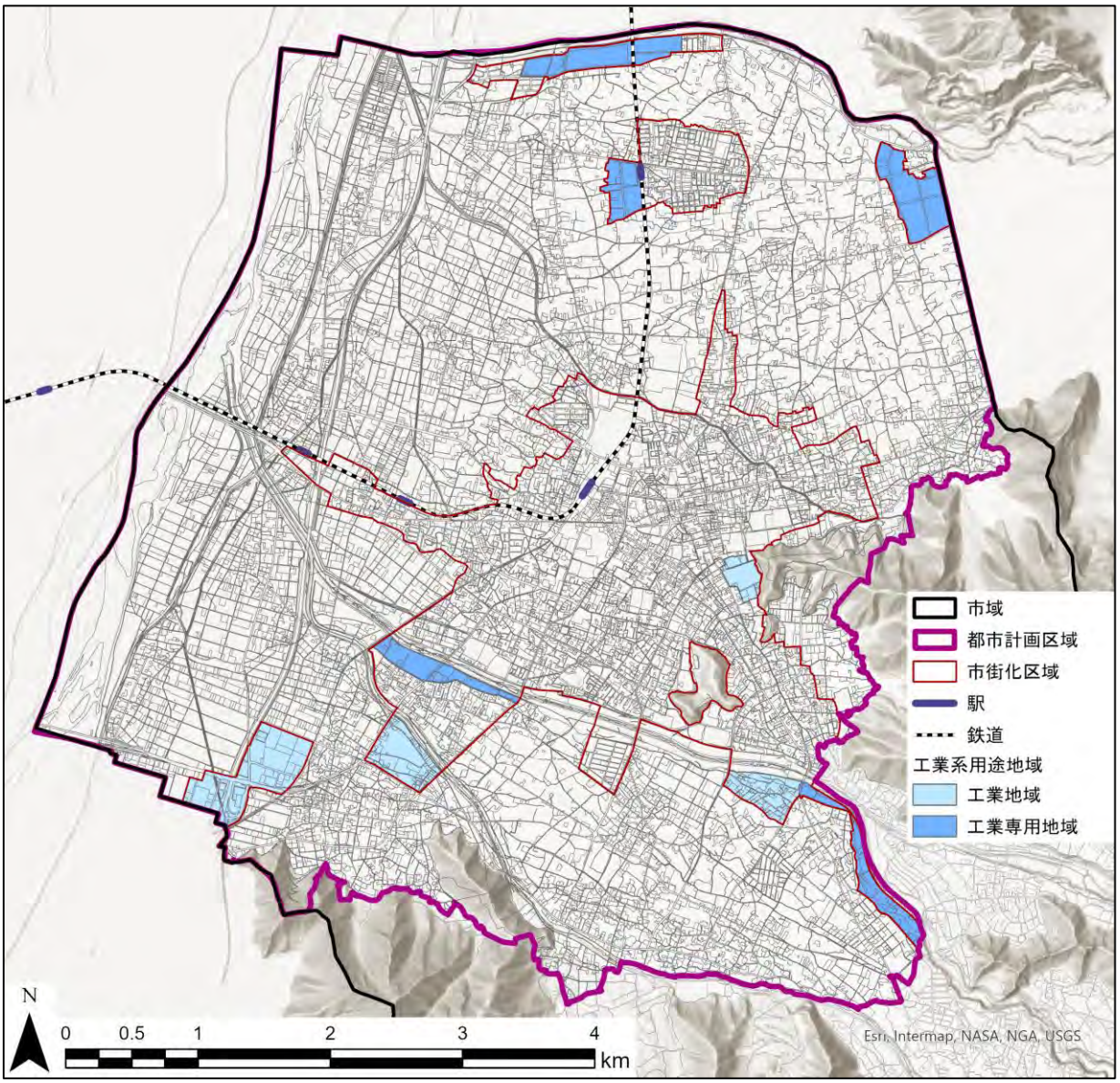

出典：須坂市都市計画図を基に作成

（３）居住誘導区域の設定

本市においては、下表に示す考え方から、豊島及び松川地区を除く市街化区域を基本としつつ、居住誘導に適さない土砂災害のリスクのある区域や工業系用途地域を除外することにより、居住誘導区域を設定します。

■居住誘導区域の望ましい区域像と本市の考え方

望ましい区域像 （「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」より）	本市の考え方（設定方針）	居住誘導区域の適性判断※
中心拠点に徒歩や公共交通等により容易にアクセスできる区域	公共交通軸の鉄道駅・バス停又は公共交通地域軸のバス停の利用圏でカバーされる区域	○
生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度を有する区域	● 100mメッシュ人口密度が、概ね40人/ha以上（市街地の目安）の人口密度をもつ区域（市街化区域内の住宅用地の土地利用のうち、75%が40人/ha以上） ● 新築動向からみて、居住誘導や人口密度の維持が見込まれる区域	○
災害に対するリスクを低減でき、工業系用途に該当しない区域	● 土砂災害は、その発生が予測困難で、かつ避難行動の時間を確保することが困難であるなど、リスクの高い災害であるため、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除外	×
	● 浸水想定区域は、氾濫警戒避難体制や緊急避難場所の整備を進めることで、事前の避難を可能とするとともに、今後も引き続き河川改修等を進めることにより、被害を最小限に止めるよう努めることとし、居住誘導区域から除外しない	○
	● 住宅の建築が制限されている工業専用地域に加え、工業地域も産業振興及び住工混在防止の観点から、居住誘導区域から除外	×

※: 居住誘導区域の適性判断：居住誘導区域に含める：○、含めない：×

■居住誘導区域

居住誘導区域
面積：715ha
市域
都市計画区域
市街化区域
駅
鉄道
バス停留所
バス路線
居住誘導区域
N
0
0.5
1
2
3
4
km
Esri, Intermap, NASA, NGA, USGS

3　都市機能誘導区域の設定

（１）設定方針

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。都市機能誘導区域は、都市の拠点となることから、本市においては、上位・関連計画での位置付けや用途地域、都市機能の分布状況を考慮することとし、下記に示す検討内容を設定します。

１）上位・関連計画との整合を評価

上位・関連計画としては、須坂市都市計画マスタープランでにおける拠点の位置付けや土地利用方針との整合を図るとともに、須坂市の中心市街地は、これまで「須坂市中心市街地活性化基本計画」（1999年5月）に基づいて、様々な施策・事業が展開されてきており、過年度の取組の成果を活かす観点から、同計画における中心市街地の範囲を評価します。

２）多様な用途の許容を評価

都市の拠点である都市機能誘導区域では、多様な用途の許容が求められることから、用途地域の指定状況を評価します。

３）生活を支える都市機能が集積している区域を評価

都市機能誘導区域では、医療・福祉・商業など生活を支える都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することが目的であることから、当該都市機能の分布状況を評価します。

４）地形地物や用途地域界等の考慮

都市機能誘導区域の境界設定にあたっては、地形地物や用途地域界等を考慮します。

■都市機能誘導区域の検討の流れ

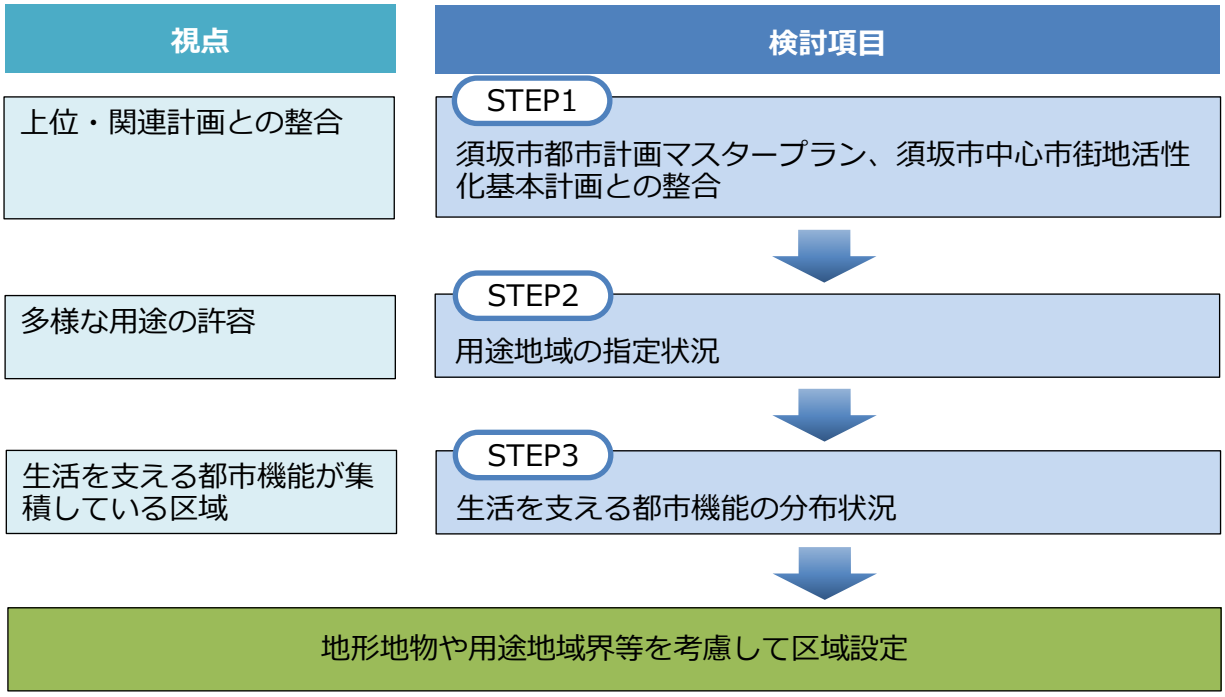

（２）都市誘導区域設定に向けた評価

【ＳＥＴＰ１】

１）上位・関連計画との整合

①須坂市都市計画マスタープラン

須坂市都市計画マスタープランの将来都市構造では、須坂駅東側の市街地（中心市街地）が、都市交流拠点として位置付けられ、「歴史・文化遺産・暮らしを生かした質の高い快適な都市空間の確保などにより、市民や来訪者が魅力を感じる中心エリアとしての充実」を図るとしています。

また、地域別構想（須坂地区）では、現行の商業系用途地域に加えて、須坂創成高校や須坂市役所が立地する街区を加えた範囲を商業系土地利用のゾーンとして位置付けています。

■須坂市都市計画マスタープランの将来都市構造

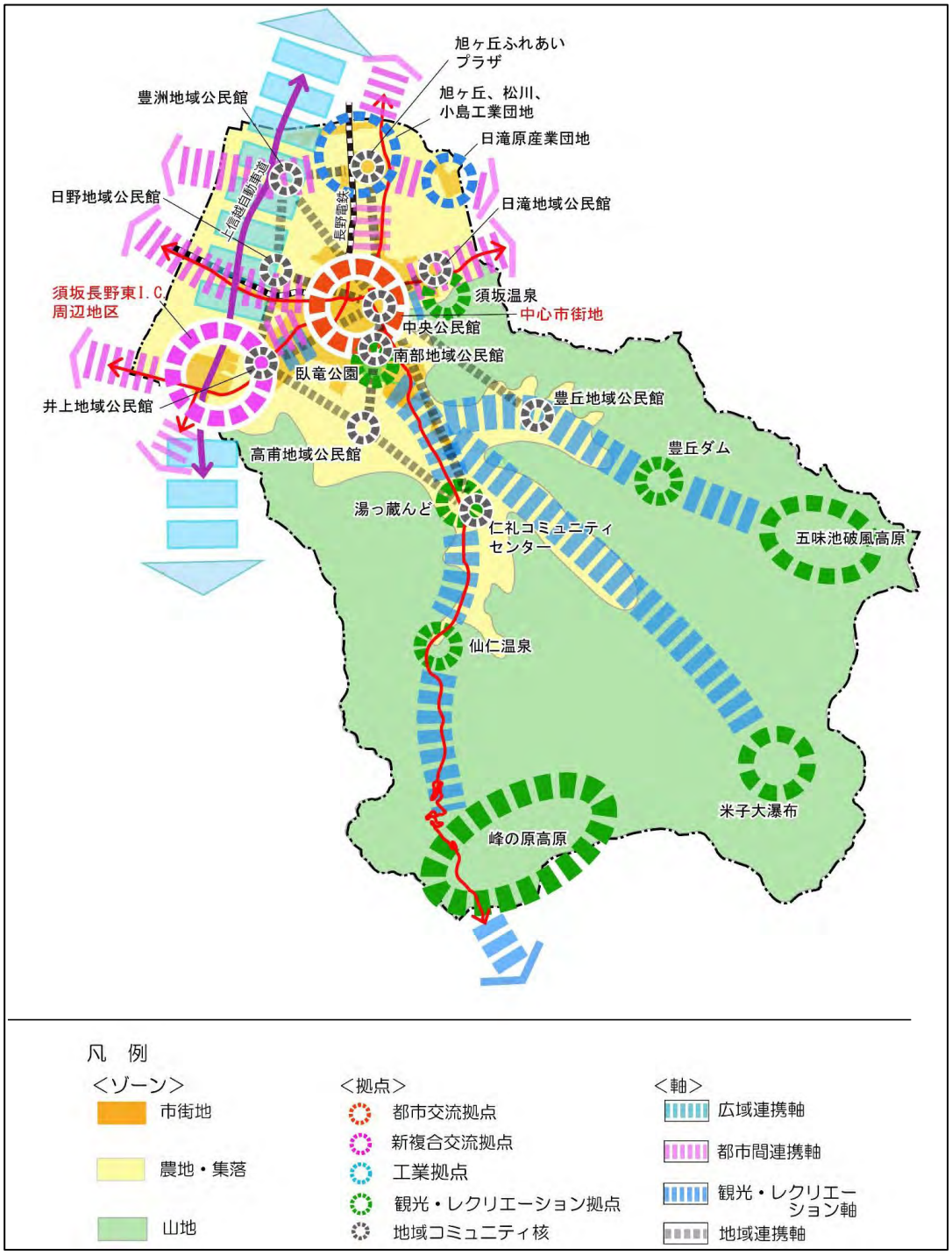

■須坂市都市計画マスタープランの地域別構想図（須坂地区）

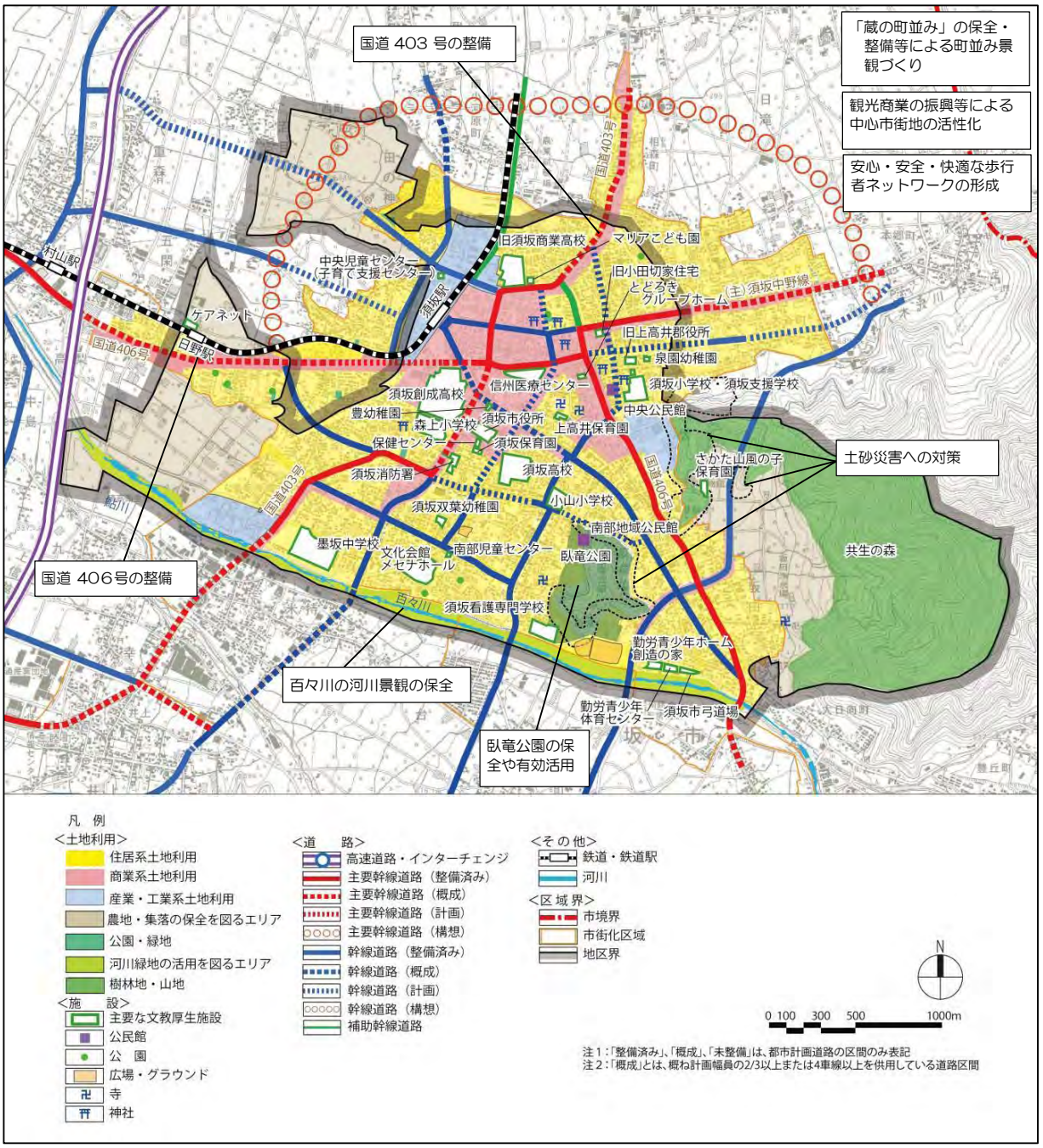

②須坂市中心市街地活性化基本計画

本市の中心市街地活性化施策は、「須坂市中心市街地活性化基本計画」に基づき、進められてきており、須坂駅東口から田中本家博物館周辺を含む須坂駅東側の市街地が範囲となっています。区域としてのまとまりを考慮し、田中本家博物館周辺は、都市機能誘導区域に含めないこととします。

■須坂市都市計画マスタープラン（地域別構想）の商業系土地利用、
須坂市中心市街地活性化基本計画の範囲

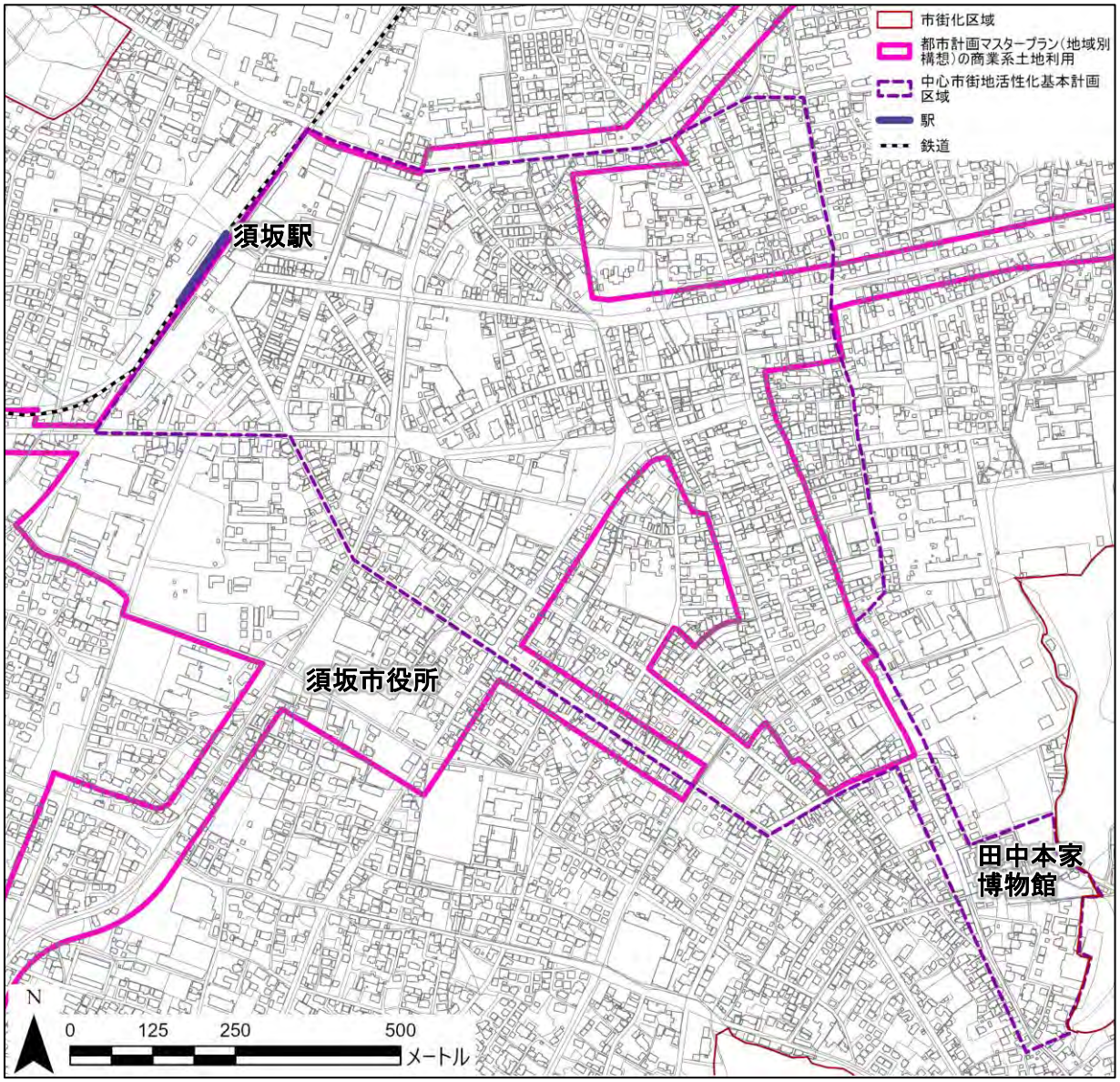

出典：「須坂市都市計画マスタープラン」、「須坂市中心市街地活性化基本計画」を基に作成

【ＳＥＴＰ２】

２）多様な用途の許容

須坂駅東口の中心市街地は、商業地域、近隣商業地域を主体とし、その周辺に第一種住居地域、第二種住居地域が指定され、多様な用途が許容されています。

■商業施設の立地を許容する用途の指定状況

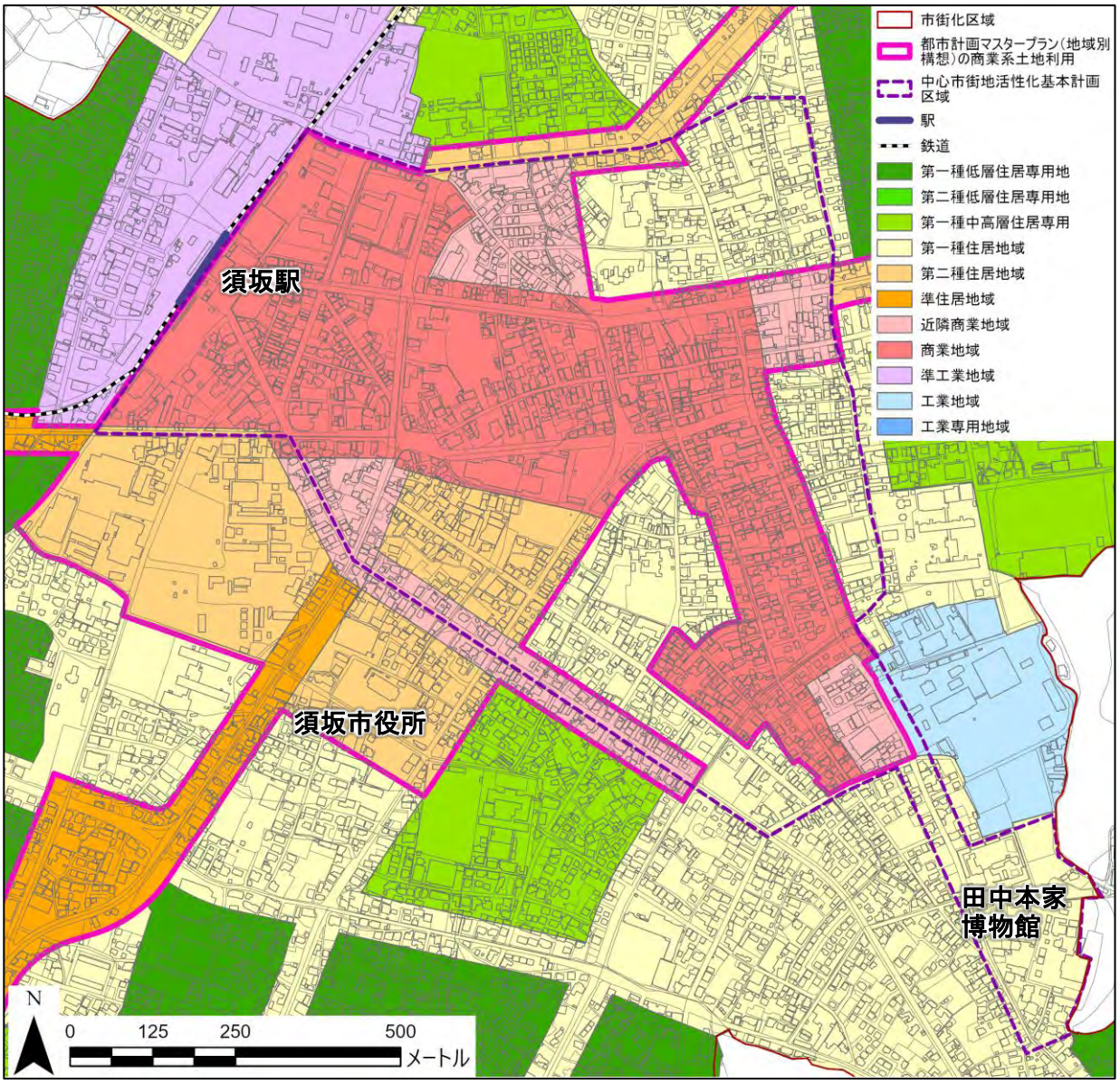

出典：須坂市都市計画図を基に作成

【ＳＥＴＰ３】

３）生活を支える都市機能の分布状況

須坂駅東口の中心市街地では、商業系用途地域を中心に商業施設、医療施設、教育・文化施設等が集積しています。また、「須坂市中心市街地活性化基本計画」の範囲の南側に指定された第二種住居地域には、市役所や大規模商業施設、介護系施設が立地しています。

■生活を支える都市機能の分布状況

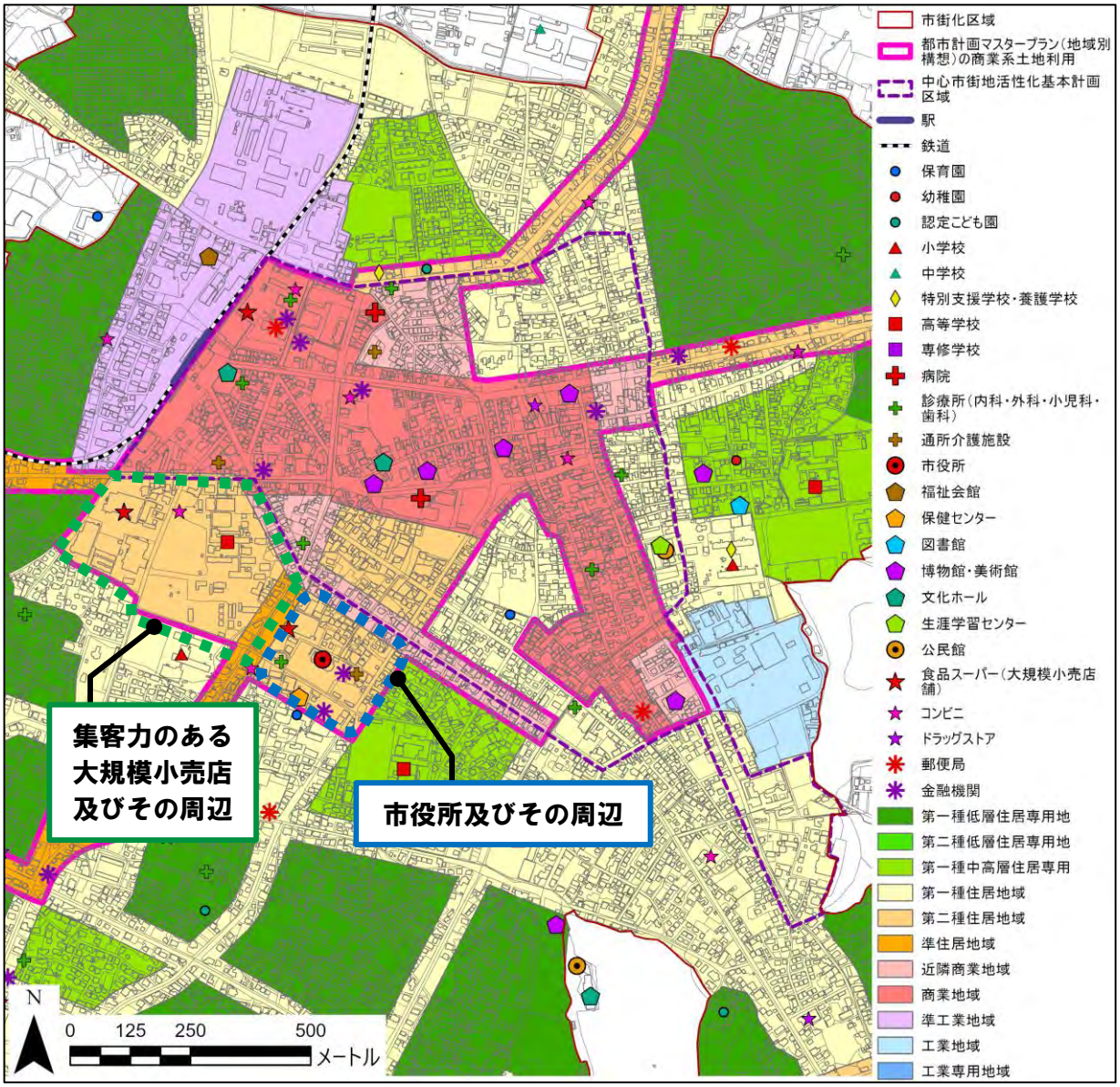

出典：須坂市都市計画図を基に作成

（２）都市機能誘導区域の設定

本市においては、下表に示す考え方から、生活を支える都市機能が集積している商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域を主体としつつ、区域としてのまとまりを確保する観点から、第一種住居地域も一部含めるものとし、地形地物、用途地域界、中心市街地活性化基本計画の範囲等も考慮しながら、都市機能誘導区域を設定します。

■都市機能誘導区域設定の視点と本市の考え方

視点	本市の考え方
上位・関連計画との整合	● 須坂市都市計画マスタープランにおける拠点配置を踏まえ、須坂駅東口の市街地に都市機能誘導区域を設定する。 ● 都市機能誘導区域を設定にあたっては、須坂市都市計画マスタープラン（地域別構想）における商業系土地利用の範囲、須坂市中心市街地活性化基本計画の範囲を考慮する。 ● なお、須坂市中心市街地活性化基本計画の範囲のうち、田中本家博物館は、飛び地的な区域となっており、須坂市都市計画マスタープラン（地域別構想）における商業系土地利用の範囲から外れていることから、都市機能誘導区域の設定では考慮しないものとする。
多様な用途の許容	● 須坂駅東口の市街地には商業地域、近隣商業地域を主体とし、その周辺に第一種住居地域、第二種住居地域が指定され、多様な用途を許容できることから、都市機能誘導区域の設定にあたってはこれらの用途地域界を考慮する。
生活を支える都市機能が集積している区域	● 商業地域、近隣商業地域には、商業施設、医療施設、教育・文化施設等が集積しており、都市機能誘導区域に含める。 ● 商業地域南側の第一種住居地域には、市役所や大規模商業施設、介護系施設が立地しており、都市機能誘導区域に含める。

■都市機能誘導区域

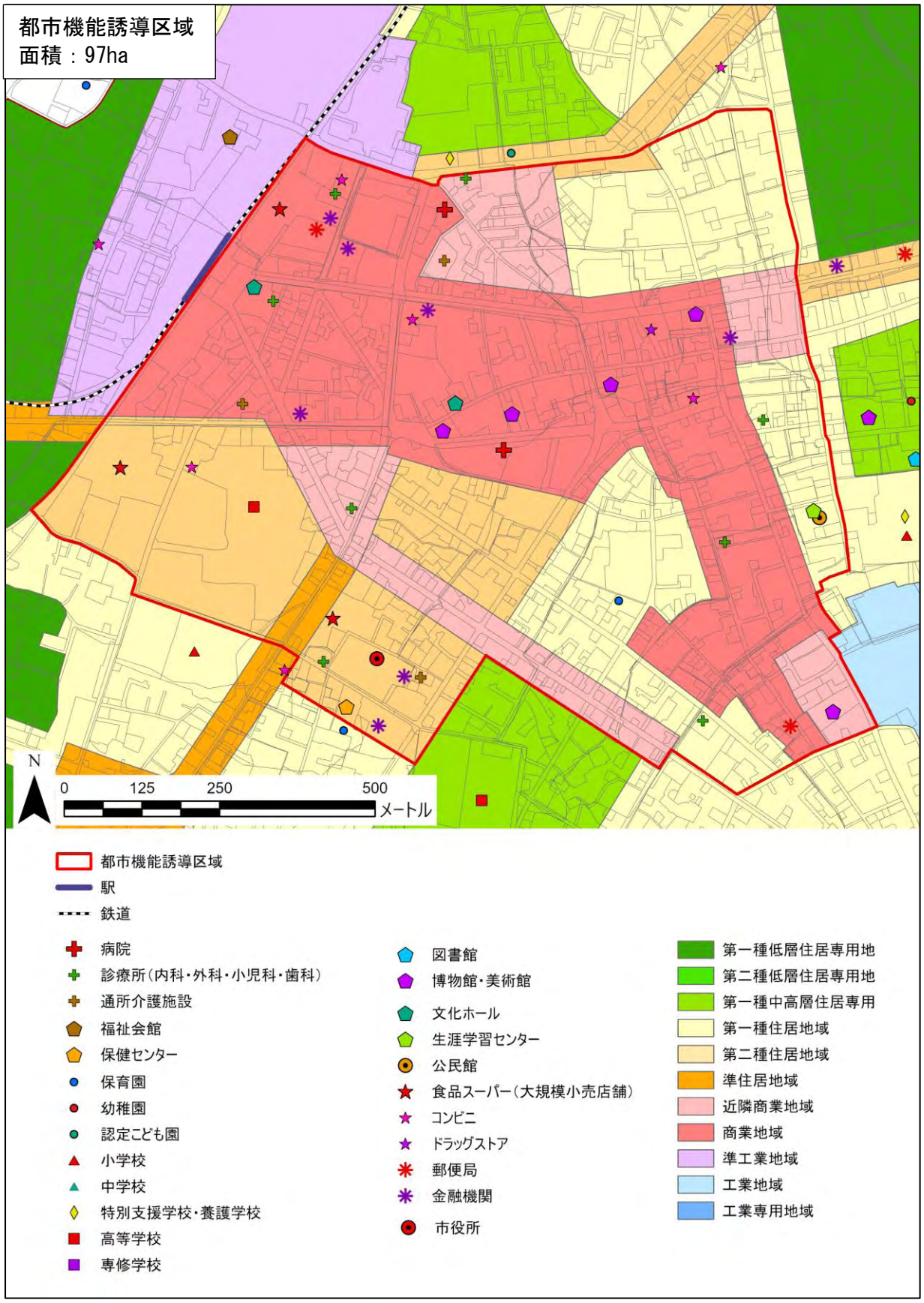
都市機能誘導区域
面積：97ha
N
0
125
250
500
メートル
都市機能誘導区域
駅
鉄道
病院
診療所（内科・外科・小児科・歯科）
通所介護施設
福祉会館
保健センター
保育園
幼稚園
認定こども園
小学校
中学校
特別支援学校・養護学校
高等学校
専修学校
図書館
博物館・美術館
文化ホール
生涯学習センター
公民館
食品スーパー（大規模小売店舗）
コンビニ
ドラッグストア
郵便局
金融機関
市役所
第一種低層住居専用地
第二種低層住居専用地
第一種中高層住居専用
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

■居住誘導区域と都市機能誘導区域

4　誘導施設の設定

（１）設定方針

誘導施設は、都市再生特別処置法において、医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は、利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされており、日常生活における生活利便性を確保するために必要な施設です。

本市においては、まちづくりの方針（第3章）を踏まえ、高齢者や若者・子育て世帯の暮らしを支えるとともに、まちの活力を生み出す都市機能を設定します。

また、国土交通省の都市計画運用指針において、都市機能誘導区域に必要な施設を設定するとともに、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられるとされています。

本市においては、都市機能誘導区域内の既存施設の立地状況を勘案し、既存施設の維持に配慮した設定を行うほか、現時点で都市機能誘導区域に立地していない施設であっても将来的な移転・建替え等に配慮した設定を行います。

■誘導施設のイメージ

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 **例．本庁舎**	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 **例．支所、福祉事務所など各地域事務所**
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．総合福祉センター**	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、**見守り等のサービスを受けることができる機能** **例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等**
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．子育て総合支援センター**	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 **例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等**
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 **例．相当規模の商業集積**	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 **例．延床面積○m2以上の食品スーパー**
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 **例．病院**	■日常的な診療を受けることができる機能 **例．延床面積○m2以上の診療所**
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 **例．銀行、信用金庫**	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 **例．郵便局**
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ｻﾋﾞｽの拠点となる機能 **例．文化ホール、中央図書館**	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 **例．図書館支所、社会教育センター**

出典：国土交通省都市局都市計画課「立地適正化計画作成の手引き」（令和5年11月改訂）

（２）誘導施設の設定

設定方針を踏まえ、本計画の誘導施設を以下に示します。

■誘導施設

機能区分	施設区分	立地状況	選定結果	選定の考え方	定義
医療	病院	○	○	医療の拠点的な都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	医療法第１条の５
	診療所	○	○	全世代にとってまちなか居住を進める上で重要な都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	医療法第１条の５（診療科目に内科、外科、小児科、歯科を含むもの）
介護福祉	通所介護施設	○	○	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを支える都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	老人福祉法第5条の3
	福祉会館	×	○	障害者福祉の拠点的な都市機能であり、将来的に都市機能区域での移転・建替えを想定	須坂市福祉会館条例
	保健センター	○	○	健康増進の拠点的な都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	須坂市保健センター設置条例
子育て支援	子育て支援センター	○	○	子育て支援の拠点的な都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	須坂市子育て就労総合支援センター条例
	保育園	○	○	まちなかの持続可能性を高める上では、子育て世帯の転入が重要であり、都市機能誘導区域での立地を維持するため、誘導施設として設定	児童福祉法第39条第1項
	幼稚園	○	○		学校教育法第1条
	認定こども園	×	○	まちなかの持続可能性を高める上では、子育て世帯の転入が重要であり、将来的な都市機能誘導区域での立地を想定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第6項
教育	専修学校	×	×	民間施設であり、現時点で将来的な立地予定なし	学校教育法第124条
	高等学校	○	○	若者の滞留人口に関係する都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	学校教育法第1条
	小学校	×	×	市内各地に適正に配置する施設であり、特定の地域に誘導する施設ではないことから、誘導施設としない	
	中学校	×	×		
文化	図書館	×	○	文化・学習活動の拠点的な都市機能であり、将来的に都市機能誘導区域での移転・建替えを想定	図書館法第 2 条第1項
	博物館・美術館	○	○	文化・学習活動の拠点的な都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	博物館法第2条第1項又は第29条
	文化ホール	○	○		文化・交流の活動を支える集会室等を有した施設
	生涯学習センター	○	○		須坂市生涯学習センター条例
	公民館	○	○		社会教育法第21条
商業	食品スーパー	○	○	全世代にとってまちなか居住を進める上で重要な都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	大規模小売店舗立地法第２条第２項
	コンビニエンスストア	○	○		経済産業省　商業統計業態分類表（飲食料品を扱い、売り場面積30 ㎡以上250 ㎡未満、営業時間が1 日で14 時間以上のセルフサービス販売店）
	ドラッグストア	○	○		経済産業省　商業統計業態分類表のドラッグストアで食料品を取り扱う店舗
金融	銀行	○	○		銀行法第2条
	信用金庫	○	○		信用金庫法第2条
	JA（農協）	○	○		農林中央金庫法
	郵便局	○	○		日本郵便株式会社法第 2 条第4項
行政	市役所	○	○	行政の中枢的な役割を担う都市機能であり、都市機能誘導区域での立地を維持	地方自治法第4条

※立地状況:都市機能誘導区域内の立地の有無（有：○、無：×）

5　市独自の誘導区域等の設定

（１）設定方針

本市の都市づくりを検討するにあたっては、総人口の約４割が市街化調整区域・都市計画区域外に居住しており、郊外や農村集落等の維持についても重要な観点であることから、立地適正化計画においても、これらの区域について検討することが重要です。

都市再生特別処置法に基づく立地適正化計画の制度では、立地適正化計画は都市計画区域で作成するとされていますが、本市では「須坂市都市計画マスタープラン」と整合を図り、都市全体を見渡す観点から制度に基づくものではない須坂市独自の事項として、都市計画区域外及び市街化調整区域における誘導区域を下記のように設定します。

- 都市計画マスタープランでは、公民館を暮らし・コミュニティの拠点として位置付けており、市街化調整区域及び都市計画区域外において、公民館を核とした「地域生活機能維持区域」を位置付けます。
- 都市計画マスタープランでは、須坂長野東I.C.周辺地区を新複合交流拠点として位置付けており、観光商業機能等を導入する地区において、「広域観光商業区域」を位置付けます。
- 市街化区域内の豊島及び松川地区は、公共交通軸及び公共交通地域軸となるバス路線の利用圏外であり、居住誘導区域には含めないとしたことから、積極的な居住誘導は行いませんが、引き続き居住が可能な「居住維持区域」として位置付けます。

（２）市独自の誘導区域等の設定

１）地域生活機能維持区域

市街化調整区域、都市計画区域外に利用圏（800m圏※）がある公民館周辺を地域生活機能維持区域として設定し、日常生活を支える都市機能の維持に努めます。なお、民間が主体となる都市機能は、市街化区域のような確保が難しい場合があるため、公共交通の維持によるアクセス確保のほか、送迎・巡回サービスやデジタル技術を活用したサービス提供を検討します。

※国土交通省都市局都市計画課「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年８月）では、一般的な徒歩圏として800mを採用

■地域生活機能維持区域における都市機能の立地状況

機能区分	施設区分	立地状況							
		日滝	豊洲	旭ケ丘	日野	井上	高甫	仁礼	豊丘
医療	診療所	●	－	●	●	●	●	●	－
介護福祉	通所介護施設	－	－	●	●	●	－	●	－
子育て支援	保育園、幼稚園、認定こども園	●	●	●	●	●	●	●	●
文化	公民館・文化ホール	●	●	●	●	●	●	●	●
商業	食品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア	●	●	●	●	●	●	●	－
金融	銀行、信用金庫、JA（農協）、郵便局	代	代	●	代	●	●	代	●

※代：代替機能。コンビニエンスストアが立地している場合は、ATMを利用できるため金融機能の代替機能があるとした

２）広域観光商業区域

井上・福島地区地区計画の区域のうち商業系地区を広域観光商業区域として設定し、周遊観光の拠点となる観光商業機能の誘導を図ります。

３）居住維持区域

市街化区域内の居住誘導区域外である豊島及び松川地区の第一種住居地域の区域については、引き続き、緑豊かな郊外居住の場として維持します。

■市独自の誘導区域等の設定

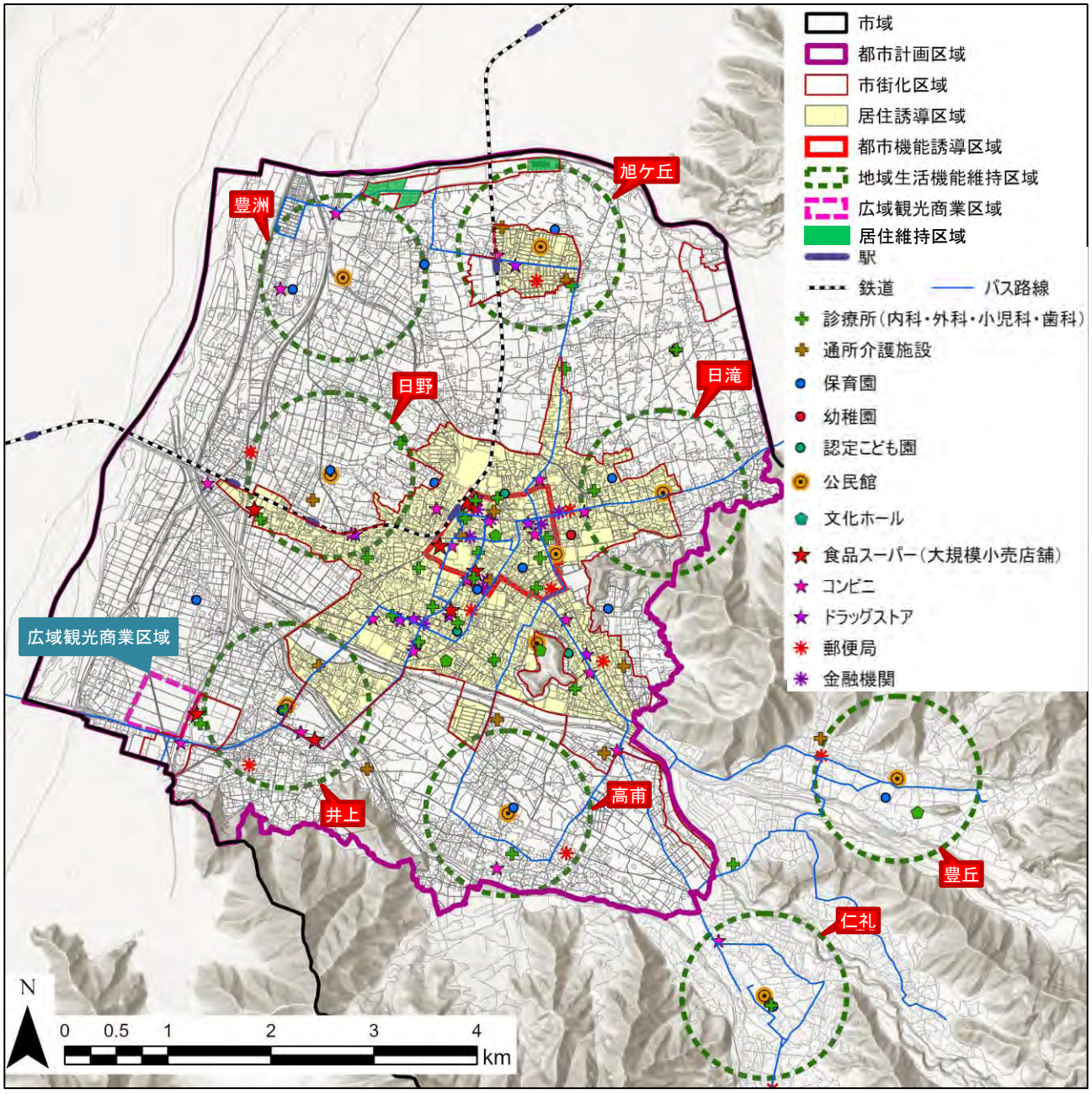

第５章　誘導施策

１　居住

（１）居住誘導区域：高齢者が暮らしやすく、若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

高齢者が暮らしやすく、若者・子育て世代が選びたくなる住宅・住環境の魅力を高めながら、居住の誘導を図ります。

■施策の内容

方針	施策
①低未利用地の有効活用による まちなか住宅の供給	• 民間活力による低未利用地の宅地化などに対する支援
②良好なまちなか居住環境の形成	• 環境、景観に配慮した民間開発の指導
③多様な主体との連携による 空き家対策の推進	• 空き家及び空き家等の跡地のコミュニティでの利活用促進 • 須坂市空き家バンク事業の推進 • 関係事業者団体との連携による空き地等の利活用の促進 • 空き家活用補助金交付事業の推進 • 空き家管理事業の活用 • 「あんしん空き家流通促進事業補助金」の周知 • 空き家等の活用における用途制限等の緩和の検討

（２）居住誘導区域外：ゆとり居住環境の維持保全とコミュニティの活性化

中山間地域を含む農村集落では、ゆとりある居住環境の維持保全を図りながら、コミュニティの活性化に努めます。

■施策の内容

方針	施策
①コミュニティを支える定住人口の 維持	• 都市計画法第34条11号の活用促進による地域コミュニティの維持 • 鉄道駅周辺の市街化調整区域における地区計画の活用 • 移住体験ハウスの活用
②地域資源を生かした多様な交流 機会の創出	• グリーンツーリズムなど体験・交流型農業の推進 • 市街化調整区域の空き家活用における用途制限緩和の検討

（３）立地適正化計画制度に基づく届出制度の活用

都市再生特別措置法に基づく届出制度により、居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するとともに、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合には、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告を行います。

■居住誘導区域外において届出の対象となる行為

本届出制度は、居住誘導区域外における住宅を目的とした開発行為等の動向を把握するために設けられた制度であり、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為や建築行為（下図参照）には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市への届出が必要になります。

・都市再生特別措置法（第88条の規定）に基づき、着手する日の30日前までに、市町村長への届出が必要

※ただし、都市計画区域外は届出不要

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

■居住誘導区域外における届出制度のイメージ

【届出対象行為】
居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発行為、建築等行為

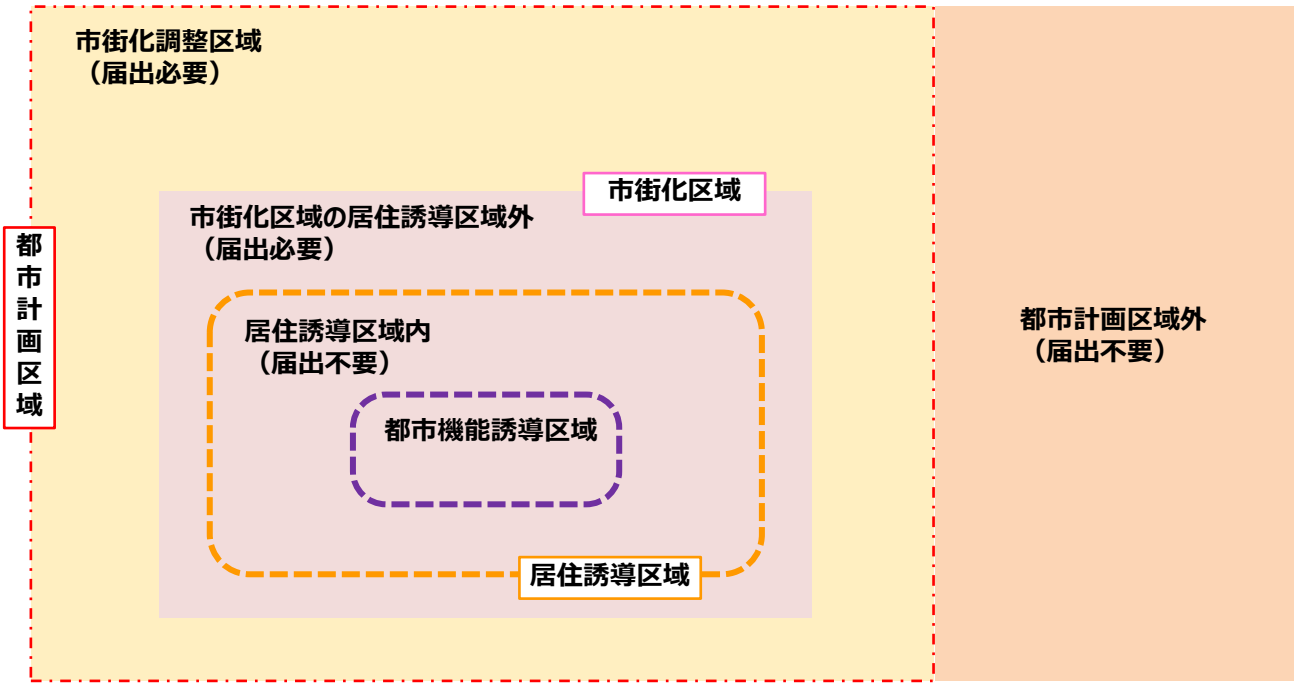

2　都市機能

（１）都市機能誘導区域：市民の暮らしを支え、まちの活力を生み出す拠点の形成

中心市街地の既存の都市機能集積や歴史文化的な環境を生かしながら、市民の暮らしを支えるとともに、まちの活力を生み出す拠点の形成を図ります。

■施策の内容

方針	施策
①歴史的建造物の保全・活用と併せた都市機能の更新・充実	• 須坂市歴史的建造物の登録制度の活用促進 • 須坂市歴史的建造物を生かしたまちづくり事業補助金 • 須坂市ミニ博物館設置事業補助 • わざわざ店等開設支援事業 • 創業・起業支援やまちづくりの担い手育成 • エリアマネジメント活動の仕組みづくり検討
②公共施設の更新や集約・再編と併せた賑わい・交流・生活機能の充実	• 公共施設の再編や複合機能化 • 公共施設の再編等に伴う余剰地等の有効活用
③低未利用地の活用による地域の価値向上や賑わいの創出	• 暫定利用等による滞在・交流空間の創出 • 空き地の集約化と利活用促進
④歴史文化的な環境と調和のとれた魅力ある街並みの形成	• 歴史的街並みを生かしたまちづくりの推進 • 景観計画に基づく歴史、須坂らしい文化の維持・保全 • 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり

（２）地域生活機能維持区域：日常生活を支える拠点の形成

地域公民館を暮らし・コミュニティの拠点として位置付け、機能の充実や公共交通によるアクセス確保を図るとともに、地域公民館周辺での都市機能の維持に努めます。

■施策の内容

方針	施策
①地域公民館の機能充実	• 生涯学習の拠点としての地域公民館の活用促進 • 地域公民館を拠点とした地域づくり活動の支援 • 地域公民館での生活支援コーディネーターの配置検討 • 浸水リスクがある区域に立地する地域公民館の対策検討
②生活利便性の維持・向上	• すざか市民バス、すざか乗合タクシーによるアクセス確保 • 医療、介護福祉、子育て支援等の都市機能の維持 • デジタル技術の活用や、送迎・巡回サービス等による生活利便性の確保検討 • 市街化調整区域の空き家活用における用途制限緩和の検討

（３）広域観光商業区域：中心市街地と相互に連携し、活性化をけん引する拠点の形成

須坂長野東I.C.周辺地区では、高速道路を活用した周遊観光の拠点となる観光商業を中心としつつ、デジタル技術を活用した賑わい創出や移動の効率化を実現するなど、スマートシティを見据えた土地利用、基盤整備に取り組みます。

■施策の内容

方針	施策
①観光商業機能、浸水時の避難空間の充実	• 商業・宿泊等を中心とした土地利用 • 施設整備と併せた災害時の避難拠点機能の導入促進 • 公共交通と連携したアクセスしやすい施設整備
②スマートシティ拠点として将来を見据えた整備の実施	• 観光商業機能の導入と併せた商業、観光、交通面などにおけるデジタル技術の活用促進

（４）国の支援制度の活用

公共施設をはじめとして、誘導施設の整備においては、都市構造再編集中支援事業など国の財政上の支援制度の活用を検討します。

都市機能誘導区域への誘導施設の整備に際して税制の特例措置が講じられているほか、民間都市開発推進機構による金融支援があり、こうした支援策を民間事業者に周知し、都市機能の整備を促進します。

（５）立地適正化計画制度に基づく届出制度の活用

都市再生特別措置法に基づく届出制度により、都市機能誘導区域外における誘導施設の開発等の動向を把握するとともに、誘導施設の立地の誘導を図る上で支障がある場合には、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告を行います。また、都市機能誘導区域においては、届出制度により、誘導施設の休止又は廃止の動向を把握します。

■都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為

本届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備を目的とした開発行為等の動向を把握するために設けられた制度であり、都市機能誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為や建築行為（下図参照）には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市への届出が必要となります。

・都市再生特別措置法（第108条の規定）に基づき、着手する日の30日前までに、市町村長への届出が必要

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

○開発行為以外

①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※ただし、都市計画区域外は届出不要

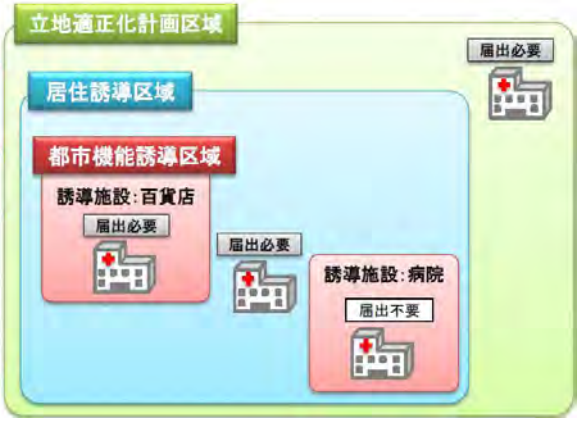

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

■都市機能誘導区域において届出の対象となる行為

本届出制度は、都市機能誘導区域における誘導施設の休廃止の動きを事前に把握するために設けられた制度であり、都市機能誘導区域で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市への届出が必要となります。

・都市再生特別措置法（第108条の規定）に基づき、休止又は廃止する日の30日前までに、市町村長への届出が必要

出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

■都市機能誘導区域内外の届出制度のイメージ

【届出対象行為】
①都市機能誘導区域外における誘導施設の建築目的の開発行為等
②都市機能誘導区域における誘導施設の休廃止

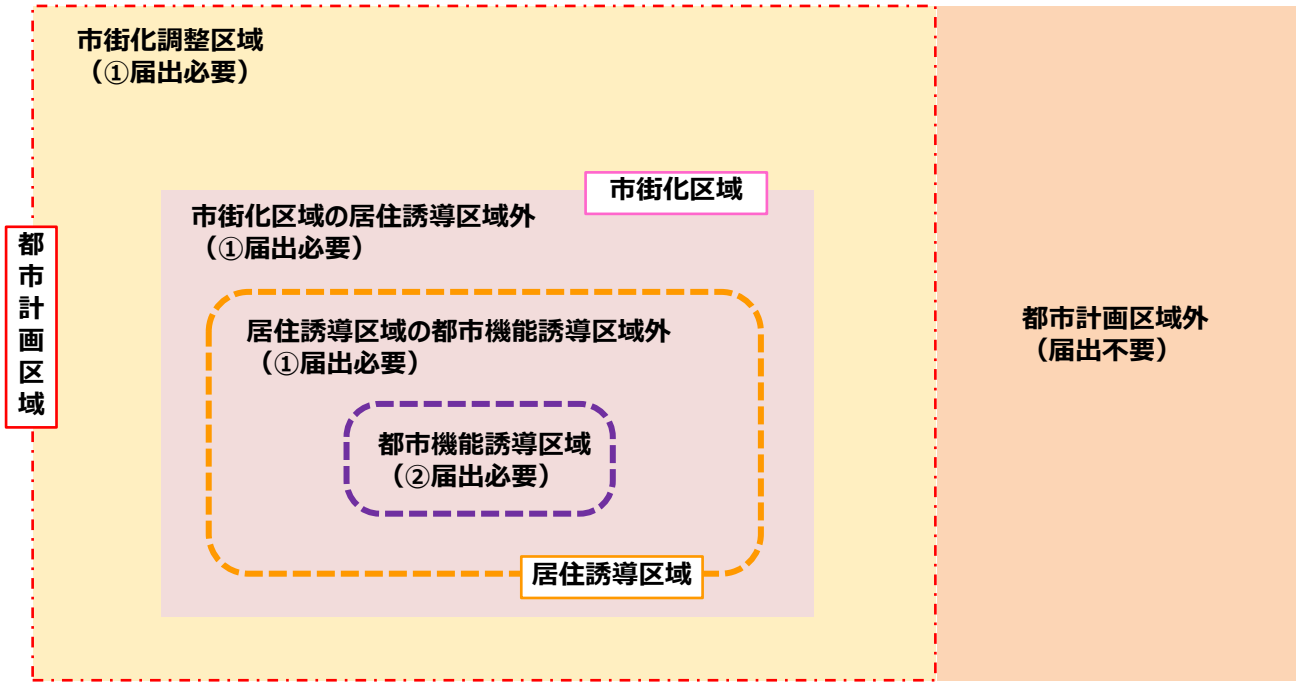

3　公共交通

（１）市民が安心して住み続けることができ、まちの元気を支える公共交通の実現

都市の骨格となる公共交通軸を維持するとともに、都市機能の立地や人口分布など地域特性に応じた多様な手段により地域のモビリティを確保します。

■施策の内容

方針	施策
①　居住を定着・誘導する区域を支える「公共交通の軸」の維持	• 居住を定着・誘導する区域への公共交通サービスの維持 • 地域公共交通に対する行政支援の継続
②市内中心部や集客拠点へのアクセスを向上	• 人の流れの変化に合わせたルートの見直し • 需要が少ない地域におけるサービスの柔軟化
③公共交通の安全運行の継続と利用環境の改善	• 基本的な公共交通サービスの再チェック • バスICカードシステム変更を契機とした割引等の継続・拡大 • アクセス・乗継を円滑化する結節点の整備
④市民や観光客がより身近に感じる公共交通の構築	• 公共交通の利用機会の増加 • 公共交通の周知活動の実施
⑤定期的なモニタリングにより、小さな改善を積み重ね	• バスICカードデータを活用したモニタリングの実施 • 小規模な運用の見直し

第６章　防災指針

１　防災指針とは

防災指針は、近年の自然災害の頻発化・激甚化を受けて、居住や都市機能の誘導を図る上で、災害リスクを踏まえたまちづくりを進めるための指針として位置付けられ、立地適正化計画に定めることとされています。

また、須坂市では、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）による記録的な豪雨により、全壊住家1棟、半壊家屋が189棟などの被害が生じました。

このような自然災害の災害リスクに対して、須坂市総合計画「須坂みらいチャレンジ2030」や、須坂市地域防災計画をはじめとした防災関連計画と連携して、対策を進めていきます。

■防災指針の検討プロセス

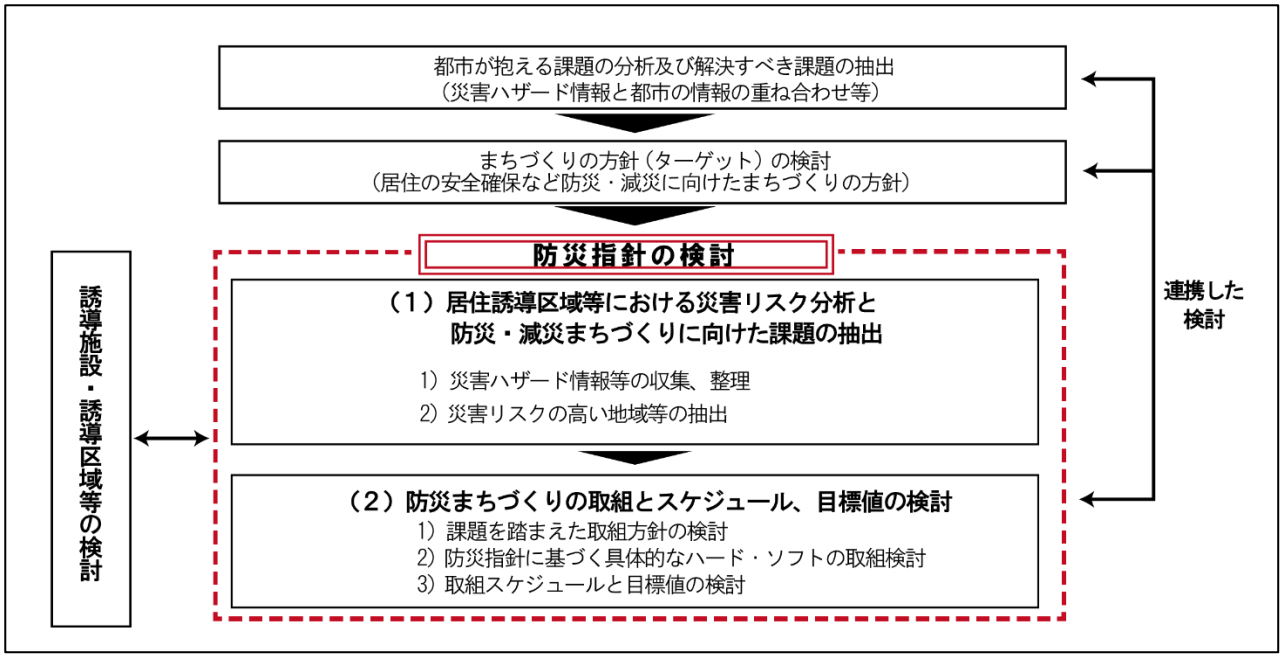

出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」における「防災指針の検討について」を基に作成

2　地域特性

（１）治水地形分類

千曲川沿いには浸水が発生しやすい氾濫平野が広がり、一部エリアには市街地が形成されています。市役所等が位置する中心市街地は、扇状地が広がり、水はけ（排水性）の良いエリアとなっています。

■治水地形分類図

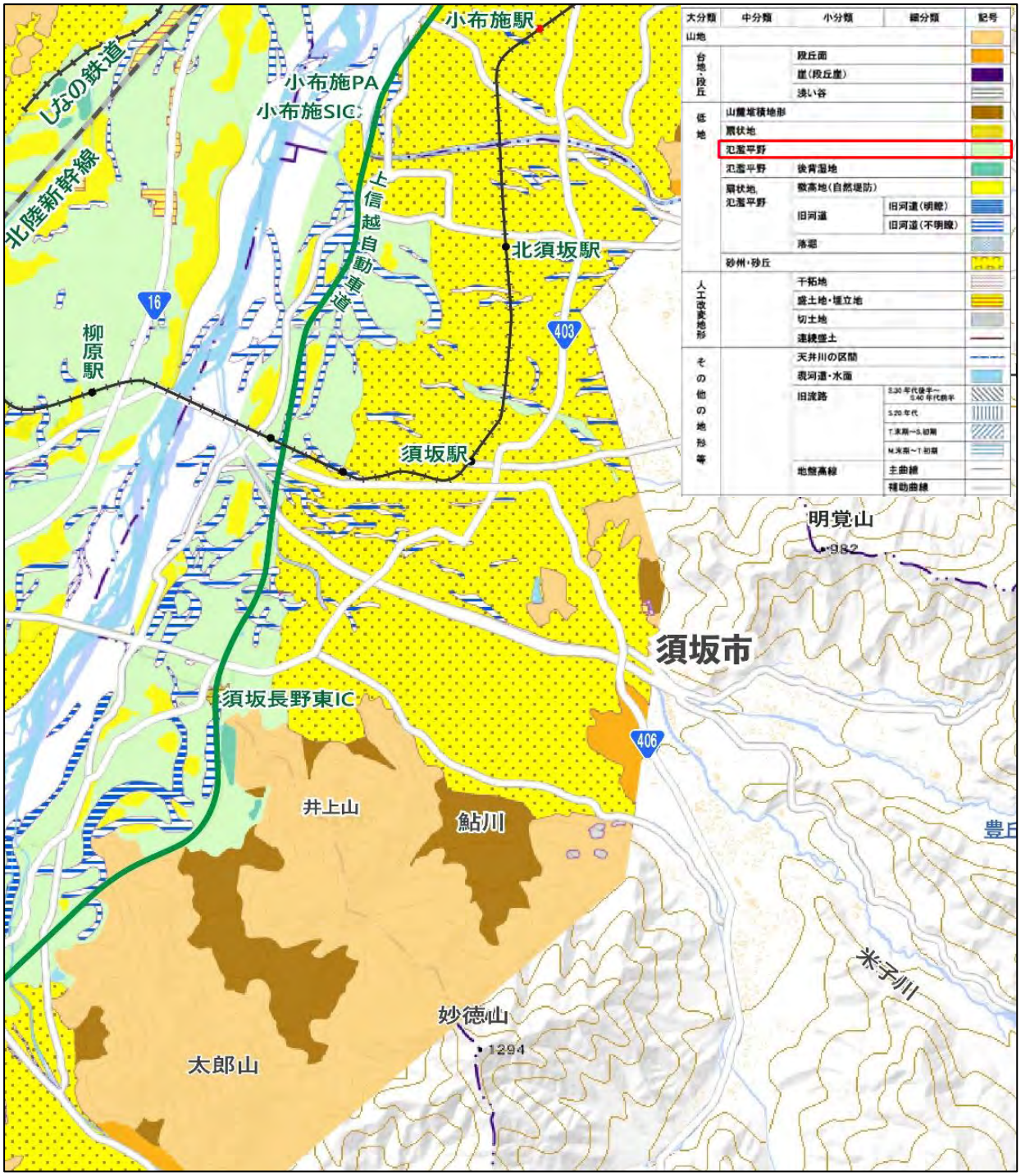

※治水地形分類図：一級河川を対象として地形分類（扇状地、自然堤防、旧河道、後背湿地帯など）や堤防などを示した図

出典：国土地理院「地理院地図（Web）」における「治水地形分類図」を基に作成

（２）地形

本市の市街地は、北西部の千曲川、南東部の明覚山や井上山などの山々に囲まれています。市街地内には、八木沢川や百々川、鮎川、灰野川、松川などの河川が東西に貫流しています。

■陰影起伏図

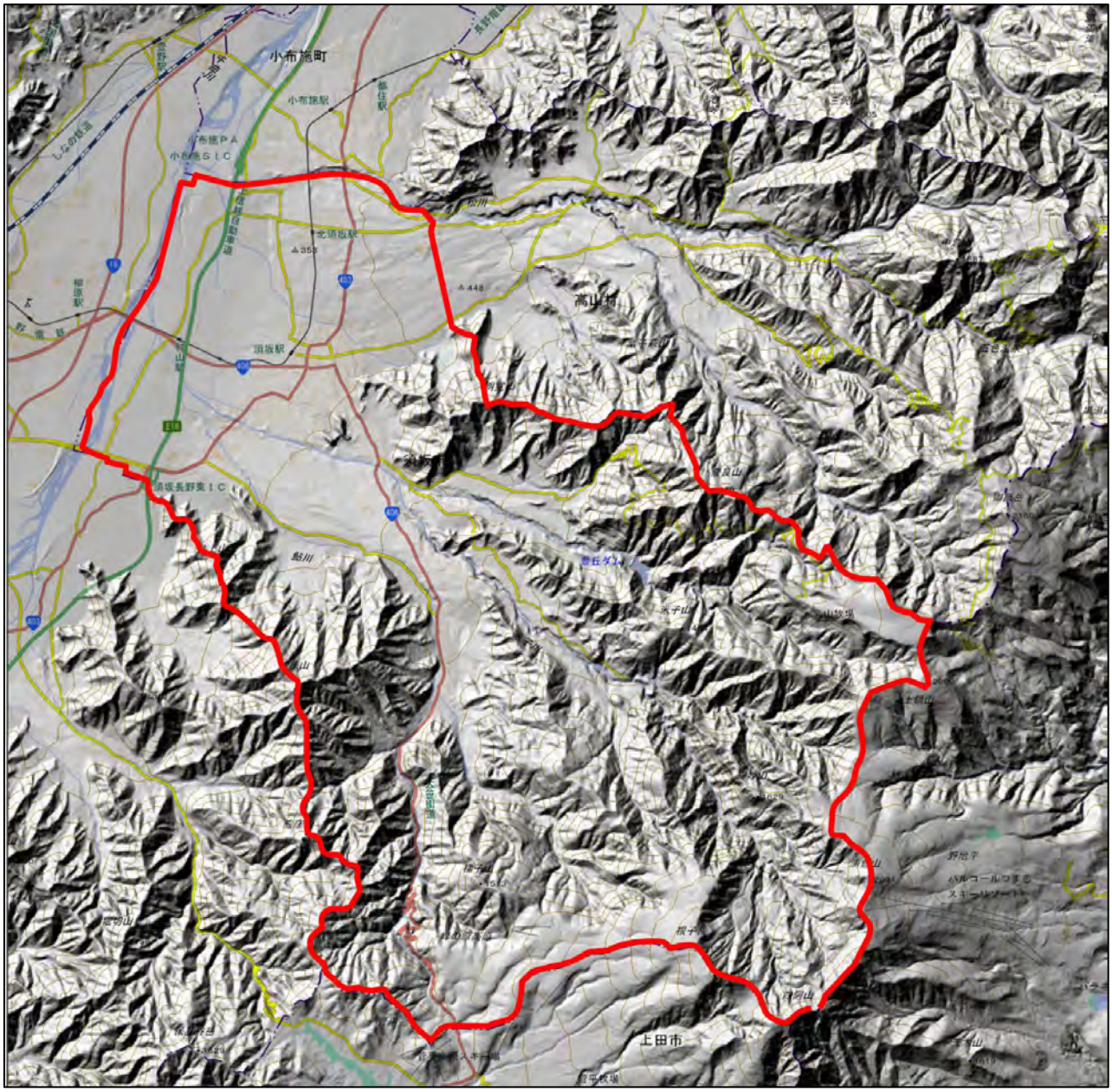

出典：国土地理院「地理院地図（Web）」における「陰影起伏図」を基に作成

（３）過去の災害履歴

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）では、北相之島地区等において床上浸水が発生し、その他地区でも床下浸水が発生するなど被害を生じました。

■令和元年東日本台風（台風第19号）による浸水の状況

出典：須坂市「令和元年東日本台風災害記録誌」を基に作成

■令和元年東日本台風（台風第19号）による住家被害状況

区　分	世帯数	地　区
全　壊	1	北相之島町
半　壊	246	北相之島町、相之島町、小島町
一部損壊	102（浸水） 1（土砂）	北相之島町、相之島町、小島町、 福島町、米子町
合　計	350	

出典：須坂市「令和元年東日本台風災害記録誌」を基に作成

3　災害リスクの分析

（１）対象とする災害リスク

本市の防災指針で対象とする災害リスクは、地域特性や過去の災害履歴も踏まえて以下の通り設定しました。

■対象とする災害リスク

災害種別	ハザード情報
洪水	・市内の全河川（千曲川、松川、八木沢川、百々川、鮎川、灰野川）における想定最大規模（L2）※1の浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域（土石流、地すべり）※2 ・土砂災害警戒区域（がけ崩れ、土石流、地すべり）※3

※１　想定最大規模（L2）：1000年に1 回程度の降雨（1000 年毎に１回発生する周期的な降雨ではなく、１年の間に発生する確率が 1/1000(0.1%)以下の降雨）。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示す。

※２　土砂災害特別警戒区域：要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、特定の開発行為の制限や建築物の構造規制等を行う区域。
（通称：レッドゾーン）

※３　土砂災害警戒区域：土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。
（通称：イエローゾーン）

■土砂災害（特別）警戒区域のイメージ

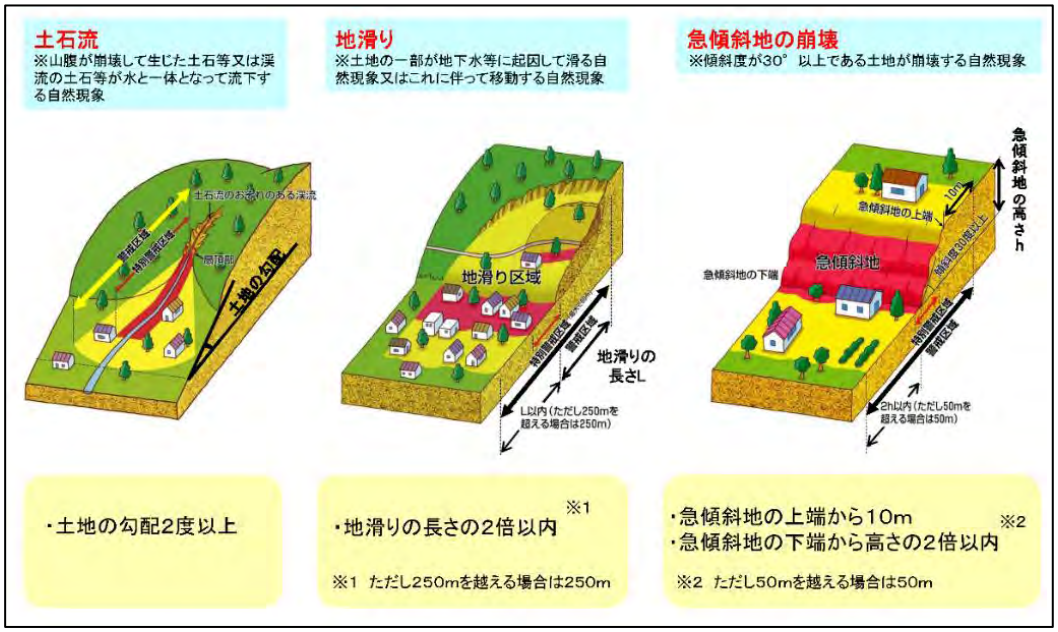

出典：国土交通省_土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

■家屋倒壊等氾濫想定区域のイメージ

【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）】

洪水の浸水深と流速から、木造家屋の倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域
⇒木造の建築物が倒壊するおそれあり

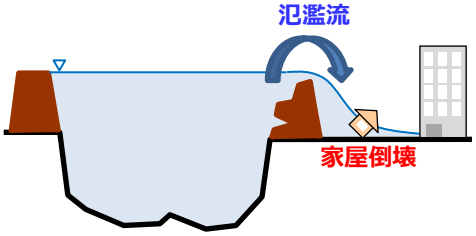

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）】

洪水により、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生するおそれのある区域
⇒木造・非木造の建築物が倒壊するおそれあり

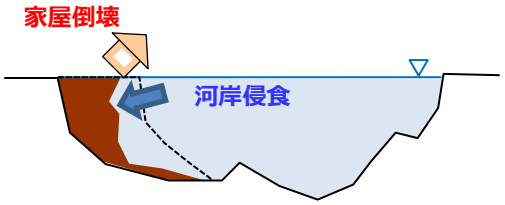

（２）分析の方法

本市の市街地に被害をもたらす洪水及び土砂災害のハザード情報と、建物や要配慮者利用施設、避難場所等の都市情報を重ね合わせることで、災害リスクの分析・評価を行います。対象とするハザード情報及び都市情報、分析の視点については、以下の通り整理します。

■災害リスクの分析方法

ハザード情報 × **都市情報** ▶ **分析の視点**

ハザード情報	都市情報	分析の視点
想定最大規模（L2）の浸水深	建物階数	垂直避難が困難な住宅（浸水深＞住宅建物高さ） 垂直避難が可能な非住宅（浸水深＜非住宅建物高さ）
	要配慮者利用施設	床上浸水する区域に立地する要配慮者施設
想定最大規模（L2）の浸水継続時間	建物階数	垂直避難が可能（浸水深＜建物高さ）だが3日以上浸水する建物
想定最大規模（L2）の家屋倒壊等氾濫想定区域	建物構造	倒壊のおそれがある建物
土砂災害（特別）警戒区域	建物数	被害をうけるおそれがある住宅、非住宅
	避難場所×要配慮者利用施設	土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設

※１ 住宅階数・構造：都市計画基礎調査（令和4年度）
※２ 避難場所、要配慮者利用施設：須坂市地域防災計画（2022年改訂）
※３ 避難場所の利用圏：500mと設定（消防庁「津波避難対策マニュアル検討会報告書」（平成25年5月）によると、高齢者単独、車いす等の避難可能距離の上限を500mとしている）
※４ 家屋倒壊等氾濫想定区域のうち氾濫流の区域では木造建物が倒壊、河岸浸食の区域では木造・非木造が倒壊

■浸水深と建物高さの関係

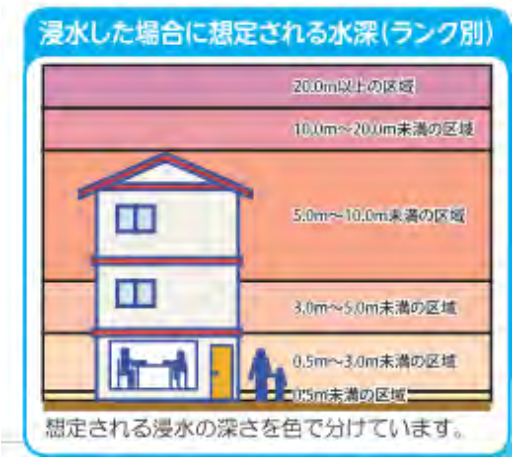

出典：須坂市洪水・土砂災害ハザードマップ

（３）災害リスク

１）洪水（浸水想定区域）

①浸水深×建物階数（住宅）

【市街化区域】

市街化区域内の浸水想定区域は、浸水深 0.5m未満の区域が中心であり、垂直避難が困難な住宅は少数となっています。

千曲川沿いの村山駅、日野駅周辺及び豊島地区等では、ほとんどの住宅で垂直避難が困難となるほか、避難場所の 500m 圏に立地する場合でも当該避難場所は使用不可となります。

松川、八木沢川、百々川、鮎川沿いは浸水深 0.5m～3.0mの区域が見られ、一部垂直避難が困難となる住宅が分布しているほか、川沿いの避難場所は使用不可となっています。

【市街化調整区域】

市街化調整区域内の浸水想定区域では、垂直避難が困難となる住宅が多数みられています。

千曲川沿いの 1.5～2.0 ㎞の範囲は、浸水深が 5m以上であり、ほとんどの住宅において２階レベルの浸水被害が発生するほか、避難場所も使用不可となることが想定されます。

八木沢川、百々川、鮎川沿いは浸水深 0.5m～3.0mの区域が見られ、１階レベルの浸水被害が発生するほか、川沿いの避難場所は使用不可となっています。

■浸水深と垂直避難が可能または困難な住宅建物の分布

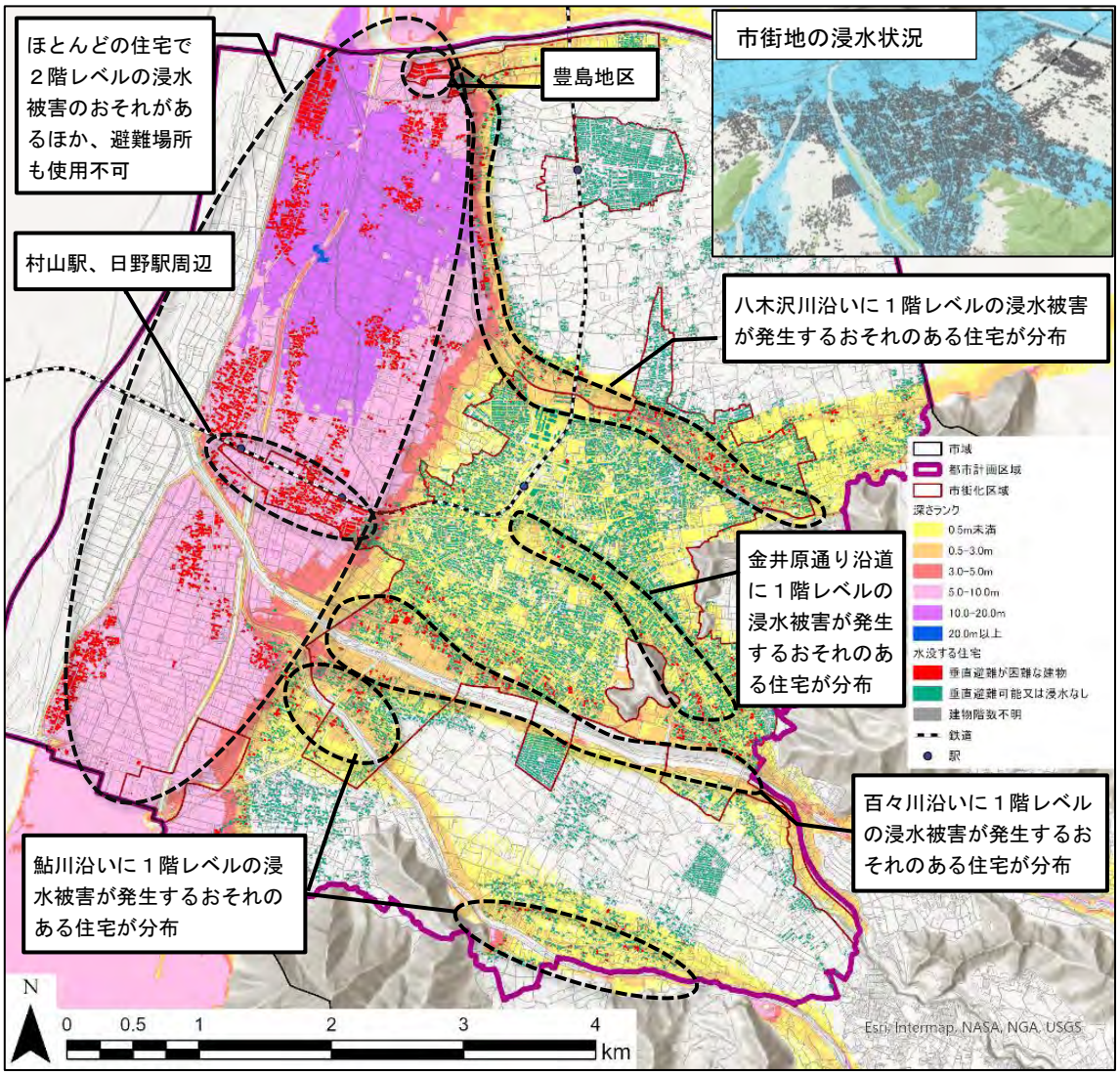

出典：長野県「浸水想定区域図」、長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

②浸水深×建物階数（非住宅）

【市街化区域】

千曲川沿いの村山駅、日野駅周辺及び豊洲・旭ヶ丘地区、井上地区等では、ほとんどの非住宅で２階レベルの浸水被害が発生するおそれがあります。一方、須坂長野東 I.C.周辺では、浸水深以上の建物がいくつか見られます。

松川、八木沢川、百々川、鮎川沿いや、金井原通り沿道は、浸水深 0.5m～3.0mの区域が見られ、垂直避難が困難となる非住宅が分布しています。

【市街化調整区域】

千曲川沿いの 1.5～2.0 ㎞の範囲は、浸水深が 5m以上であり、ほとんどの非住宅で垂直避難が困難となり、垂直避難の場所として活用できる建物は数件程度に留まります。

八木沢川、百々川、鮎川沿いは浸水深 0.5m～3.0mの区域が見られ、１階レベルの浸水被害が発生する非住宅が一定数分布しています。

■浸水深と垂直避難が可能または困難な非住宅建物の分布

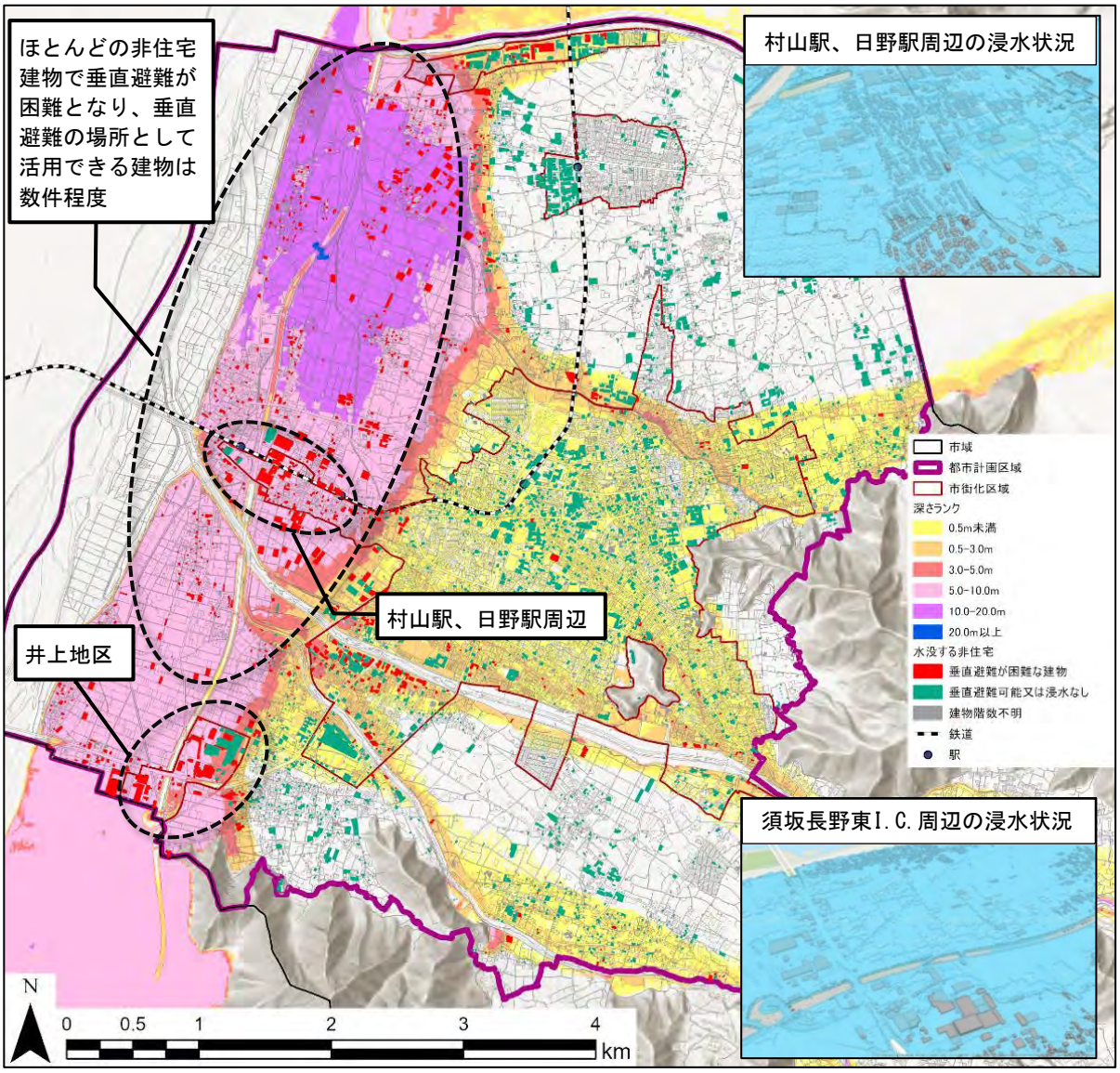

出典：長野県「浸水想定区域図」、長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

③避難場所の確保状況

全河川が氾濫した場合に避難の可能性が生じる浸水想定区域内で、使用できる避難場所は市役所と保健センターのみとなっています。

■災害時に活用可能な避難場所

施設名	鮎　川 氾濫時	百々川 氾濫時	灰野川 氾濫時	八木沢川 氾濫時	松　川 氾濫時	千曲川 氾濫時	崖崩れ 土石流
須坂小学校	○	○		○	○	○	○
常盤中学校	○			○	○	○	
森上小学校	○			○	○	○	○
小山小学校	○			○	○	○	○
相森中学校	○	○	○		○	○	○
日滝小学校	○	○	○	○	○	○	○
豊洲小学校	○						○
旭ヶ丘小学校	○	○	○	○	○	○	○
日野小学校	○			○	○		○
井上小学校		○	○	○	○	○	○
高甫小学校	○	○	○	○	○	○	○
墨坂中学校	○		○	○	○	○	○
仁礼小学校	○	○	○	○	○	○	○
東中学校	○	○	○	○	○	○	○
豊丘小学校	○	○		○	○	○	○
こもれびホール	○	○	○	○	○	○	○
臥竜山公会堂	○	○	○	○	○	○	
市民体育館	○			○	○	○	
多目的(防災)広場	○			○	○	○	○
北部体育館	○	○	○	○	○	○	○
多目的(防災)広場	○	○	○	○	○	○	○
須坂市役所	○	○	○	○	○	○	○
多目的(防災)広場	○			○	○	○	○
保健センター	○	○	○	○	○	○	○
生涯学習センター	○			○	○	○	○
南部地域公民館	○	○	○	○	○	○	
須坂高校	○			○	○	○	○
須坂東高校	○			○	○	○	○
長野養護学校高等部すざか分教室	○			○	○	○	○
須坂創成高校	○			○	○	○	○
須坂東部保育園	○	○	○		○	○	○
須坂保育園	○			○	○	○	○
日野保育園	○			○			○
高甫保育園	○	○	○	○	○	○	○
井上保育園		○	○	○	○	○	○
北旭ヶ丘保育園	○	○	○	○	○	○	○
須坂千曲保育園			○	○	○		○
豊丘保育園	○	○		○	○	○	○
仁礼保育園	○	○	○	○	○	○	○
相之島保育園	○						○
仁礼コミュニティセンター・くつろぎ荘	○	○	○	○	○	○	○
井上地域公民館		○	○	○	○	○	○
豊洲地域公民館	○						○
日滝地域公民館	○	○	○		○	○	○
高甫地域公民館	○	○	○	○	○	○	○
豊丘地域公民館	○	○	○	○	○	○	○

施設名	鮎　川 氾濫時	百々川 氾濫時	灰野川 氾濫時	八木沢川 氾濫時	松　川 氾濫時	千曲川 氾濫時	崖崩れ 土石流
旭ヶ丘ふれあいプラザ	○	○	○	○	○	○	○
日野地域公民館	○			○			○
人権交流センター	○			○	○	○	○
創造の家	○			○	○	○	○
勤労青少年体育センター	○			○	○	○	○
中央児童センター	○			○	○	○	○
南部児童センター	○			○	○	○	○
東部児童センター	○				○	○	○
北部児童センター	○	○	○	○	○	○	○
米子農村公園	○	○	○	○	○	○	○
市立須坂図書館	○	○		○	○	○	○
勤労者研修センター	○			○	○	○	○
須坂市蔵のまち 観光交流センター	○			○	○	○	○
須坂市文化会館 メセナホール	○			○	○	○	○
旧上高井郡役所	○	○		○	○	○	○
福祉会館	○			○	○	○	○
須坂市ふれあい館　まゆぐら	○			○	○	○	○
柔道場	○	○		○	○	○	○
剣道場	○	○		○	○	○	○
須坂市技術情報センター			○	○	○		○
須坂駅前ビルシルキー	○	○	○	○	○	○	○
ふれあい健康センター（湯っ蔵んど）	○	○	○	○	○	○	○
須坂クラシック美術館	○			○	○	○	○
笠鉾会館ドリームホール	○			○	○	○	○
世界の民俗人形博物館	○		○	○	○	○	○
豊丘活性化施設(そのさとホール)	○	○		○	○	○	○
須高行政事務組合	○		○	○	○	○	○
卓球場	○	○	○		○	○	○
須坂市動物園避難所	○			○	○	○	○
旧小田切家住宅	○			○	○	○	○
須坂版画美術館	○		○	○	○	○	○
須坂市博物館	○			○	○	○	○
臥竜公園庭球場南駐車場	○			○	○	○	○
臥竜公園(看護学校南)駐車場	○			○	○	○	
日滝原産業団地公園駐車場	○	○	○	○	○	○	○
須高広域総合プール「サマーランド」	○	○	○		○	○	
須坂市豊洲防災コミュニティセンター	○						○
須坂温泉古城荘（宿泊棟・体育館）	○	○	○	○	○	○	
イオン須坂店駐車場	○			○	○	○	
西友須坂店駐車場	○			○	○	○	
デリシア須坂西店駐車場	○			○	○	○	
ツルヤ須坂西店駐車場	○			○	○	○	
デリシア須坂井上店駐車場		○	○	○	○	○	
ラ・ムー須坂インター店駐車場			○	○	○		
Ａコープすこう店駐車場	○	○	○	○	○	○	
綿半ホームエイド須坂店屋上駐車場	○			○	○		
夢工房屋上駐車場	○	○	○	○	○		
ディーアイシージャパン株式会社			○	○	○		○

出典：長野県「浸水想定区域図」、須坂市「地域防災計画・水防計画（2022年改訂）」を基に作成

④浸水深×要配慮者利用施設

【市街化区域】

浸水深が5.0～10.0mの村山駅、日野駅周辺では、障がい者通所支援施設、共同生活援助事業所が立地しています。

【市街化調整区域】

千曲川沿いの1.5～2.0kmの範囲は、5m以上の浸水が想定され、小中学校や児童センター、グループホーム、認知症対応型共同生活介護事業所等の複数の要配慮者施設が立地しています。

■浸水深と要配慮者施設の分布

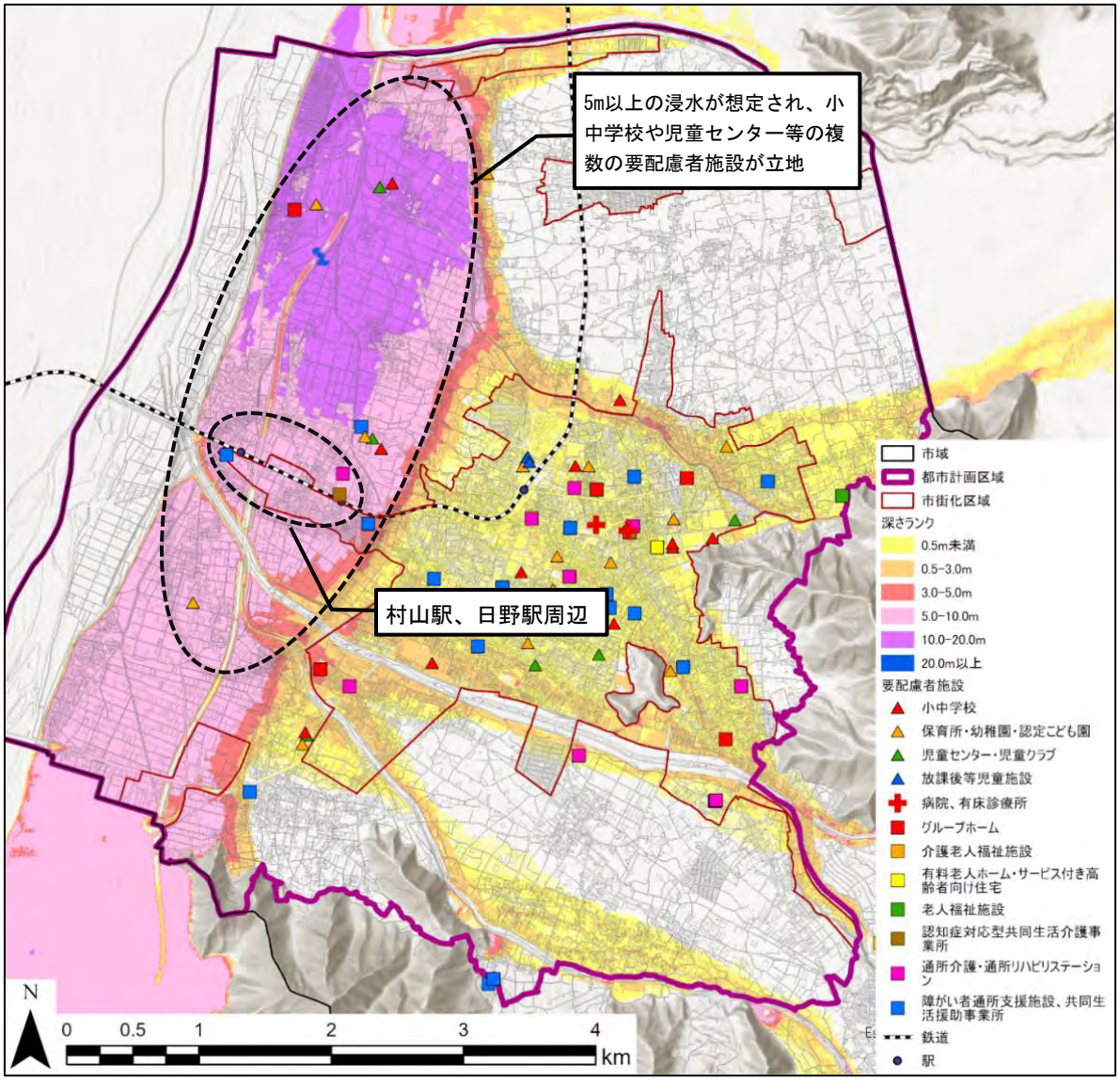

出典：長野県「浸水想定区域図」、須坂市「地域防災計画・水防計画（2022年改訂）」を基に作成

⑤浸水継続時間×建物階数（住宅）

【市街化区域】

千曲川沿いの村山駅、日野駅周辺及び豊島地区等では、ほとんどの住宅が浸水し垂直避難が困難となることに加え、浸水継続時間が１週間であり、生活再建にも影響が生じるおそれがあります。

【市街化調整区域】

千曲川沿いの 1.5～2.0 kmの範囲は、ほとんどの住宅で垂直避難が困難となる上、百々川以北は浸水継続時間が１週間、百々川以南は浸水継続時間が４週間であり、生活再建に影響が生じるおそれがあります。

■浸水継続時間と垂直避難が困難な住宅建物の分布

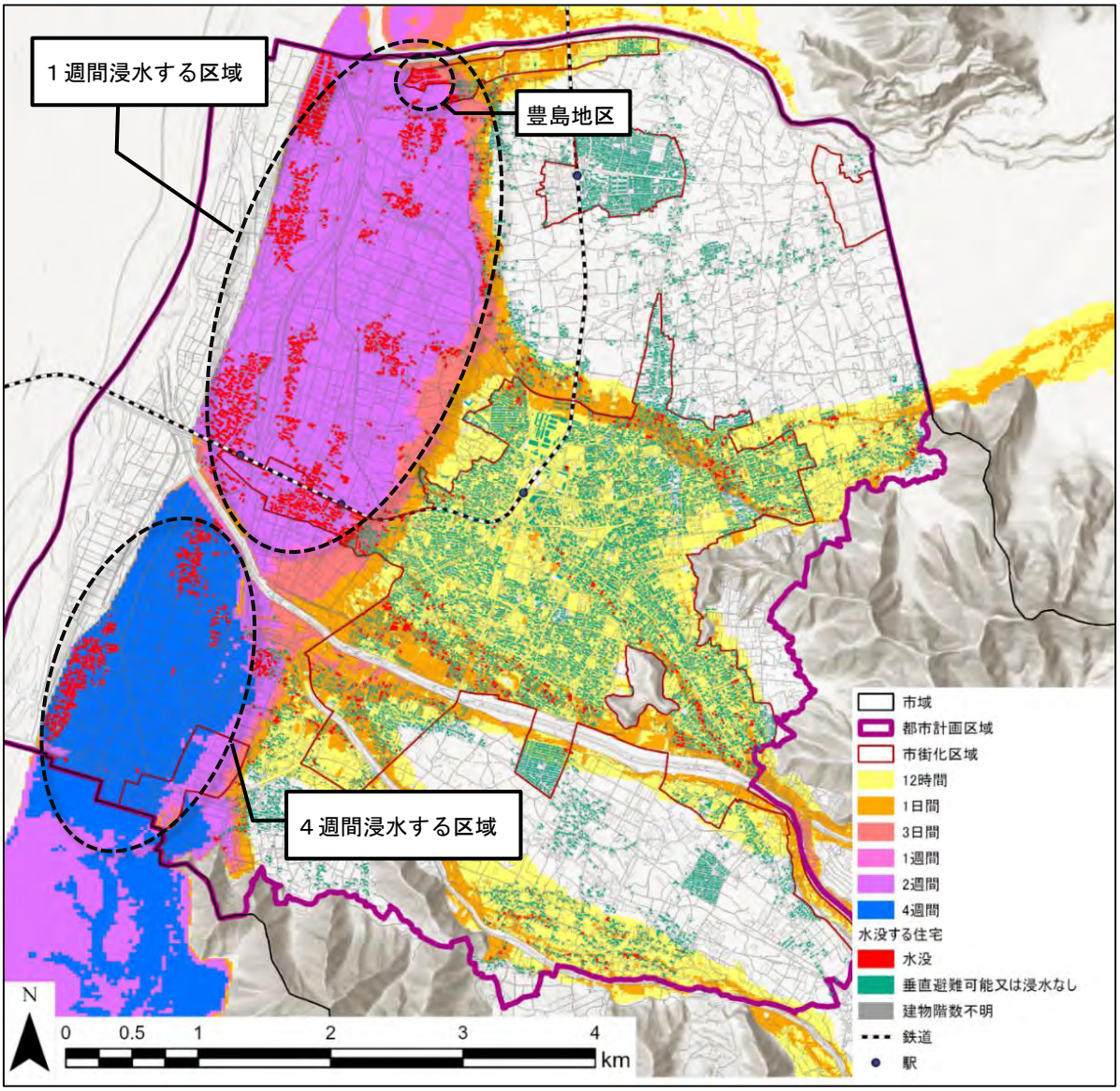

出典：長野県「浸水想定区域図」、長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

２）家屋倒壊等氾濫想定区域

①家屋倒壊等氾濫想定区域×建物構造

【市街化区域】

氾濫流の区域は局所的ですが、河岸浸食は松川、八木沢川、百々川、鮎川沿いに想定されており、木造・非木造を問わず建築物が流出するおそれがあります。

【市街化調整区域】

千曲川沿いでは氾濫流の区域が面的に広がり、建築物は木造が中心であることから、建築物流出の大きな被害が発生するおそれがあります。

■家屋倒壊等氾濫想定区域と構造別の建物の分布

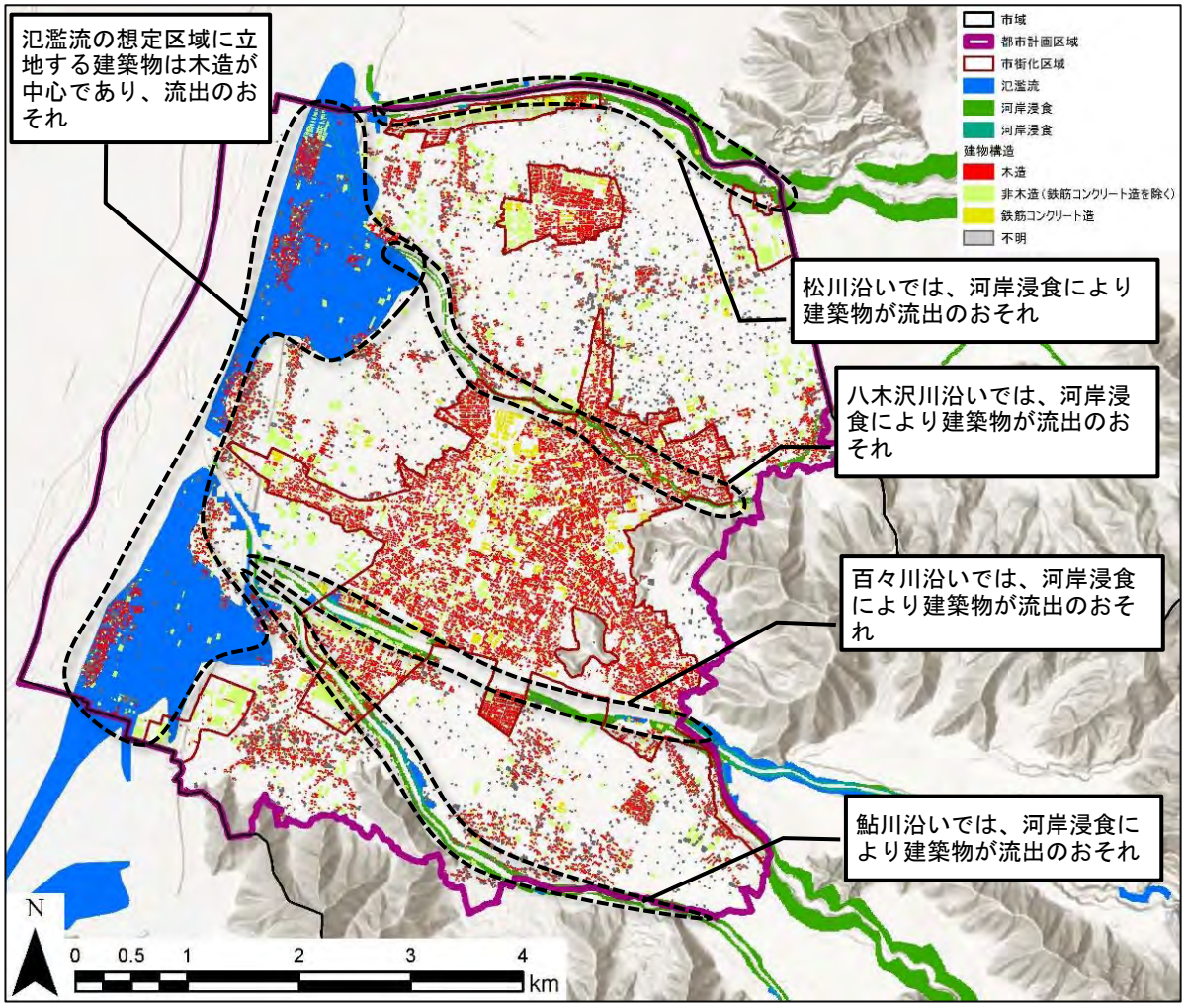

出典：長野県「浸水想定区域図」、長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

３）土砂災害

①土砂災害（特別）警戒区域×避難場所×要配慮者施設

【市街化区域】

臥竜山の土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に子ども関連の要配慮者利用施設が立地しています。
坂田山の土砂災害警戒区域（土石流）に通所介護・通所リハビリステーションが立地しています。

【市街化調整区域・都市計画区域外】

土砂災害警戒区域（土石流）に老人福祉施設や障がい者通所支援施設、共同生活援助事業所等の要配慮者施設が立地し、土砂災害の避難場所から 500m圏外の施設も存在しています。

■土砂災害（特別）警戒区域と避難場所及び要配慮者施設の分布

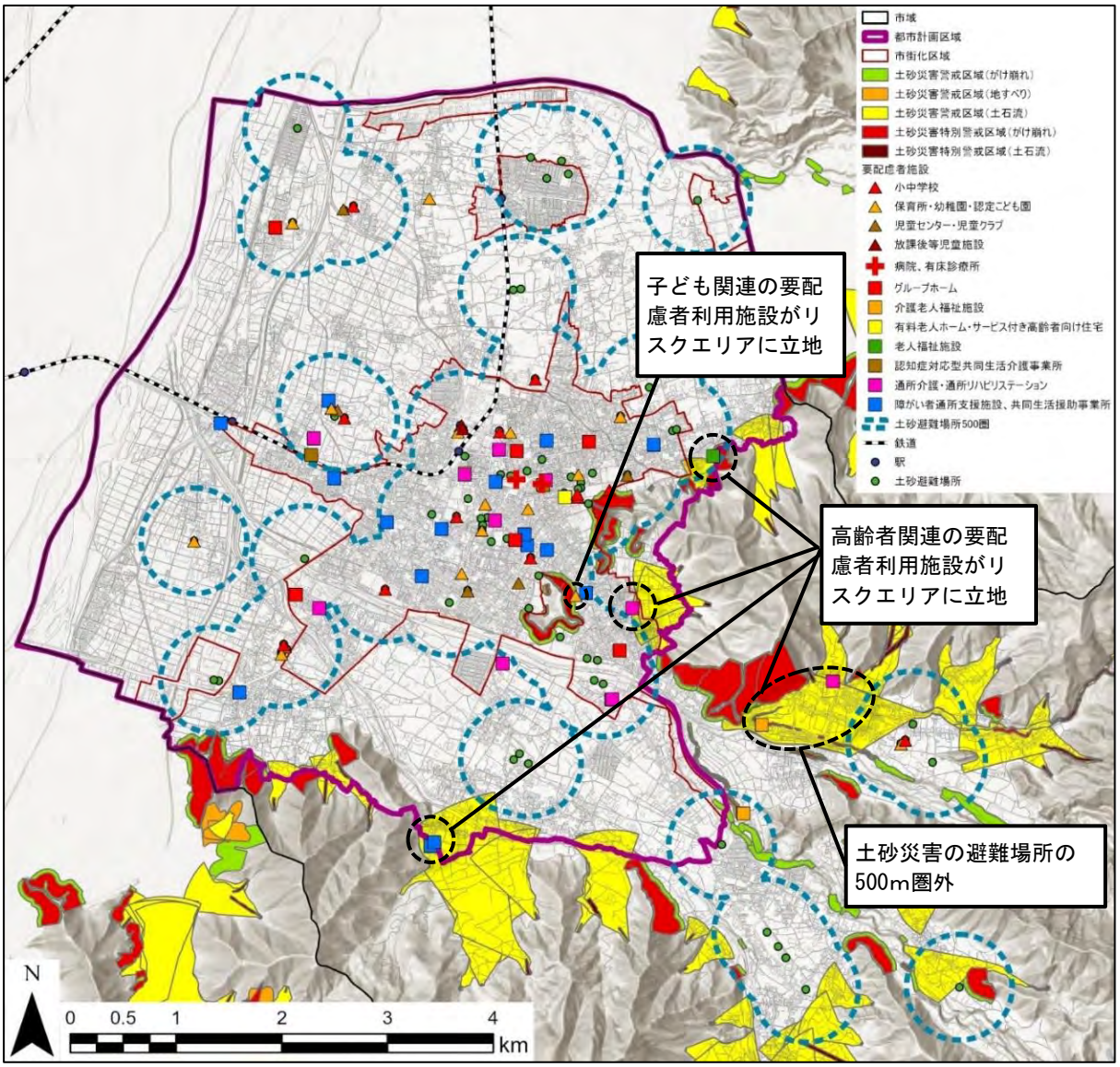

出典：長野県「：「土砂災害（須坂市全域）」、須坂市「地域防災計画・水防計画（2022年改訂）」を基に作成

②土砂災害（特別）警戒区域×建物

【市街化区域】

臥竜山や市街化区域に接する鎌田山、坂田山の山裾等において、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が分布しています。

土砂災害警戒区域では、土石流の想定区域に住宅が 201 件、非住宅が 11 件分布し、がけ崩れの想定区域に住宅が 57 件、非住宅が 61 件分布しています。

土砂災害特別警戒区域では、がけ崩れの想定区域に住宅が 14 件、非住宅が 13 件分布しています。

【市街化調整区域】

都市計画区域の縁辺部に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が分布しています。

土砂災害警戒区域では、土石流の想定区域に住宅が 353 件、非住宅が 159 件分布し、がけ崩れの想定区域に住宅が 44 件、非住宅が 49 件分布しています。

土砂災害特別警戒区域では、土石流の想定区域に住宅が 1 件、非住宅が 2 件分布し、がけ崩れの想定区域に住宅が 4 件、非住宅が 9 件分布しています。

■土砂災害（特別）警戒区域に分布する建物

《住宅建物》

	都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域
土砂災害警戒区域（土石流）	554件	201件	353件
土砂災害警戒区域（地すべり）	0件	0件	0件
土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	101件	57件	44件
土砂災害特別警戒区域（土石流）	1件	0件	1件
土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ）	18件	14件	4件

《非住宅建物》

	都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域
土砂災害警戒区域（土石流）	170件	11件	159件
土砂災害警戒区域（地すべり）	0件	0件	0件
土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	110件	61件	49件
土砂災害特別警戒区域（土石流）	2件	0件	2件
土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ）	22件	13件	9件

出典：長野県「「土砂災害（須坂市全域）」、長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書（令和５年３月）」を基に作成

4　防災上の課題

千曲川沿いでは、村山駅、日野駅周辺及び豊島地区の市街地を含む多くの住宅で垂直避難が困難となるほか、要配慮者利用施設が複数立地しています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が面的に広がり、早期の立ち退き避難が必要となります。さらに、浸水継続時間が１週間以上となっています。

松川、八木沢川、百々川、鮎川沿いには、市街地も含めて、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が分布し、建物が流出するおそれがあります。

平坦部に接する山間部では、土砂災害（特別）警戒区域が分布し、集落や要配慮者利用施設が立地しているほか、市街化区域においても臥竜山周辺に土砂災害のリスクが存在しています。

市街化区域の大部分は浸水深0.5m未満である一方、すべての河川が氾濫し、土砂災害の危険もある場合に利用可能としている避難場所は市役所と保健センターのみとなります。

■防災上の課題

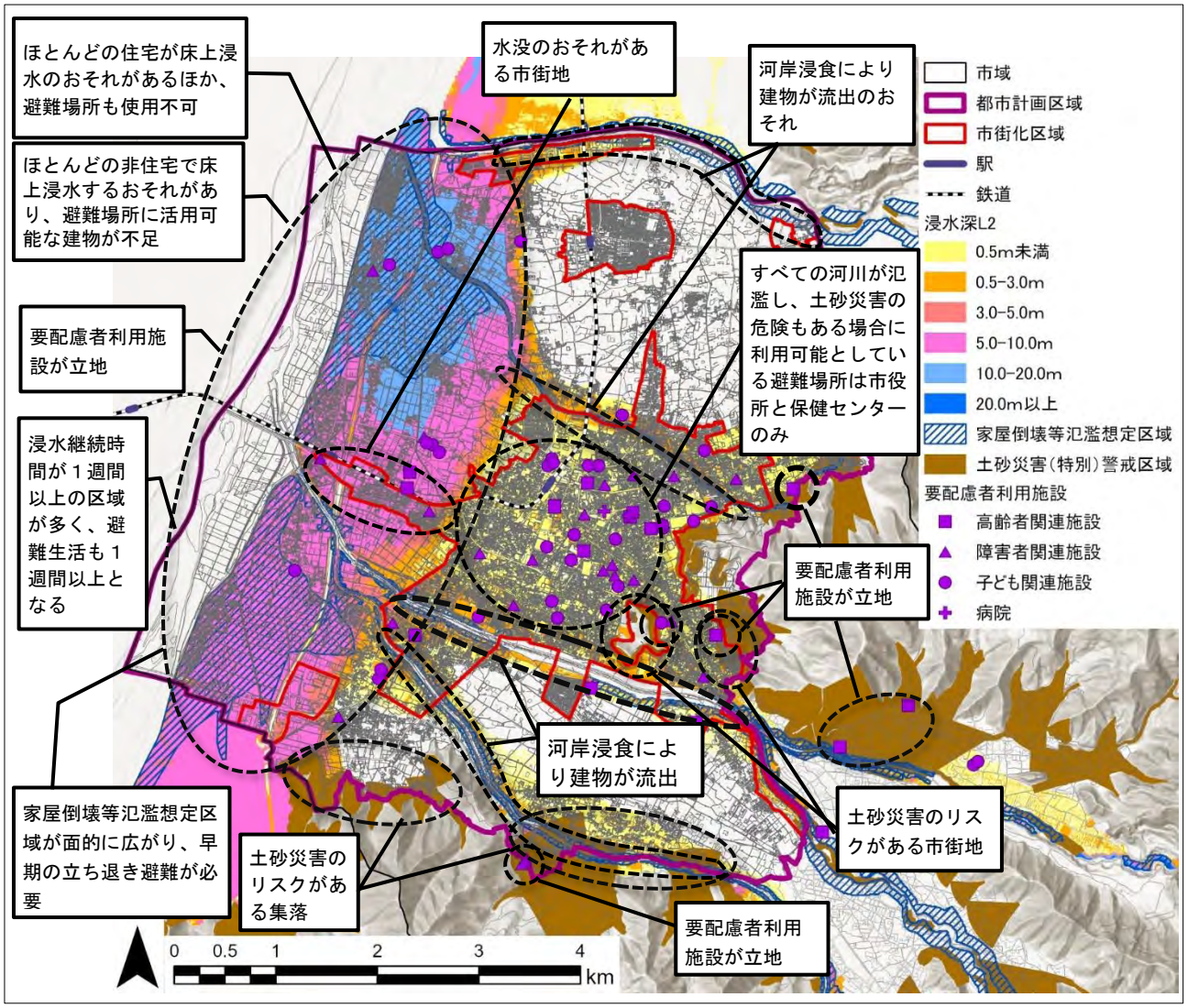

出典：長野県「浸水想定区域図」、長野県「土砂災害（須坂市全域）」、須坂市「地域防災計画・水防計画（2022年改訂）」を基に作成

5　防災まちづくりの取組

（１）取組方針

今後のまちづくりの推進に当たっては、各地区における防災上の課題を踏まえて、災害リスクの回避や低減を図るための取組を展開していく必要があります。各地区の課題に対する取組方針を以下のとおり設定しました。

信濃川水系流域治水プロジェクトと連携するとともに、総合計画、国土強靭化地域計画、地域防災計画等の上位・関係計画との整合を図りながら取組を推進していきます。

■取組方針

【基本的な考え方】

- ゼロリスクは現実的ではなく、ある程度リスクを許容しながら、まちづくりを進めることが重要
- 水害は気象予報などで予測し避難することが可能だが、土砂災害は予測が困難であり、ハード対策やリスクの回避が重要

【取組方針】

- 早期避難のための環境・仕組みの充実
- 国・県・市との連携による流域治水の展開
- 土砂災害対策の基盤整備とリスク回避

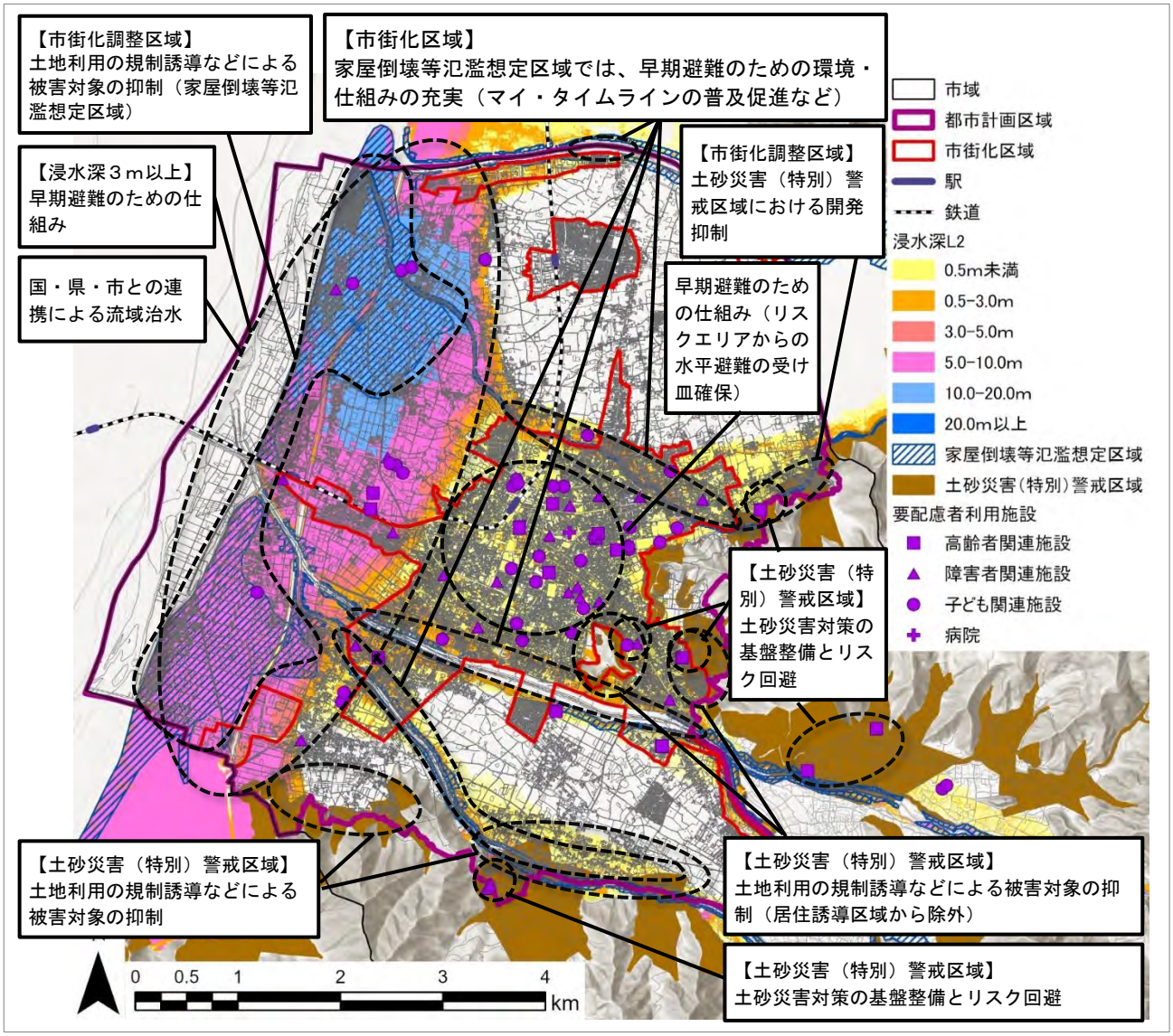

出典：長野県「浸水想定区域図」、長野県「土砂災害（須坂市全域）」、須坂市「地域防災計画・水防計画（2022年改訂）」を基に作成

（２）具体的取組とスケジュール

具体的取組のスケジュール（短期:5 年、中期 :10 年、長期 :20 年）を次のとおり設定します。

■具体的取組とスケジュール

取組方針	回避／低減	ハード／ソフト	具体的取組	実施主体	主な実施地域	実施時期の目標 短期（～５年）	中期（～10年）	長期（～20年）
早期避難のための環境・仕組みの充実	低減	ソフト	ICTによる災害予測や防災情報の取得、発信手法の研究と導入	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	防災行政無線を含め、あらゆる手段による防災情報の発信	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	防災情報を発信できるアプリなどの導入	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	ハザードマップの更新	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	「新・地域見守り安心ネットワーク」と連携した要配慮者の把握と迅速できめ細やかな対応	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	自主防災組織の強化に向けた研修会等の開催によるリーダーの資質向上	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	企業など各種機関との連携強化による避難場所の確保	市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	マイ・防災マップづくりの支援、マイ・タイムラインづくりの支援	国県市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	地域住民や小中学生等を対象にした防災教育の推進	国県市	市全域	継続的に実施		
	低減	ソフト	避難確保計画の策定と避難訓練の実施	国県市	市全域	継続的に実施		
	低減	ハード	学校等公共施設の改築と併せた避難空間の確保や避難生活機能の充実	市	市全域	継続的に実施		
国・県・市の連携による流域治水の展開	低減	ハード	河道掘削、堤防整備・強化、堤防復旧	国	千曲川	緊急治水対策プロジェクト（～2027年度）		完了（2052年度）
	低減	ハード	支川、水路における氾濫抑制対策	県市	千曲川流域	必要な箇所について適宜実施		
	低減	ハード	排水機場の整備、排水能力増強	国県市	千曲川流域	完了（2028年度）		
	低減	ハード	雨水の敷地内処理	市	千曲川流域	継続的に実施		
	低減	ハード	浸透性舗装、側溝、ますの設置	県市	千曲川流域	継続的に実施		
	回避	ソフト	家屋倒壊等氾濫想定区域の開発許可の厳格化	県	市街化調整区域	継続的に実施		
	回避	ソフト	家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深3.0m以上の区域に立地する要配慮者利用施設の移転促進	市	市全域	継続的に実施		
土砂災害対策の基盤整備とリスク回避	低減	ハード	自然災害による被災箇所の復旧	市	都市計画区域外	必要な箇所について適宜実施		
	低減	ハード	予防治山としての防災減災措置の実施	県	都市計画区域外	必要な箇所について適宜実施		
	低減	ハード	支流域の森林整備	県市	都市計画区域外	継続的に実施		
	回避	ソフト	土砂災害（特別）警戒区域の開発許可の厳格化	県	市街化調整区域	継続的に実施		
	回避	ソフト	土砂災害（特別）警戒区域に立地する要配慮者利用施設の移転促進	市	市全域	継続的に実施		

第７章　計画の進行管理

立地適正化計画の推進にあたっては、概ね５年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討します。また、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定し、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析及び評価を行います。

1　目標値

本計画の進捗と達成状況を評価・管理するための目標値を以下のとおり設定します。目標年次は居住及び都市機能の目標が本計画の目標年次である2040年とします。公共交通の目標は、須坂市地域公共交通計画との整合を図り2027年度とします。なお、計画目標は、中間年での調査・分析・評価や、上位・関連計画の見直し等を踏まえて、適宜見直します。

（１）居住の目標

居住誘導区域の人口密度（可住地ベース）を指標とします。2020年における人口密度は69人/haですが、現状の傾向で推移した場合は2040年で年59人/ha（14%減）まで低下することが見込まれます。

一方、「須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創成総合戦略」（以下、「人口ビジョン等」）及び2020年の国勢調査の実績値を踏まえた本市の2040年の人口※は、現状の傾向で推移した場合で40,563人（対2020年比で18%減）となることが見込まれる中、社会増減の均衡を維持しつつ、自然増減の改善などにより、44,259人（対2020年比で11%減）とすることを目指しており、減少率を6割程度抑制する目標となっています。居住誘導区域の人口密度においても、人口ビジョン等と同様に減少率を抑制（８%減）することとし、目標人口密度を63人/haとします。

※人口ビジョンの推計値は、初期値を2015年とした推計値であるが、既に2020年の実績値が確定しているため、2020年の実績値を再現できるように人口ビジョンの2040年の推計値を補正

■総人口の将来目標と居住誘導区域の人口密度の目標

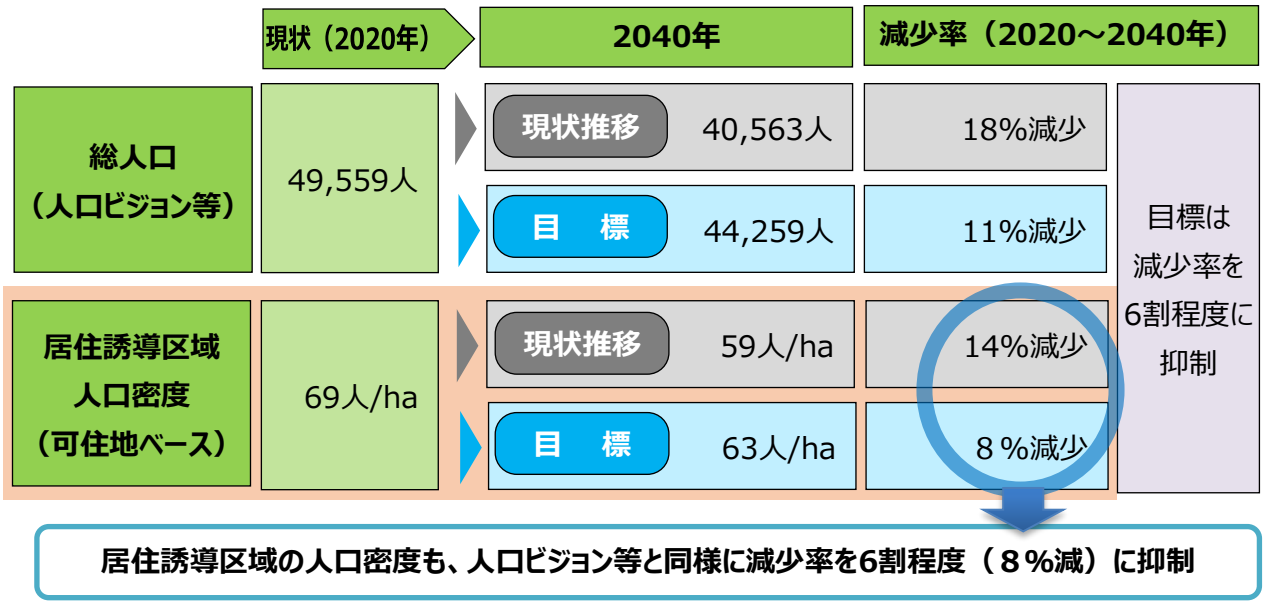

※現状値（2020年）は、国勢調査（令和2年）の値

（２）都市機能の目標

都市機能誘導区域では、誘導施設が44施設立地しており、これらの施設立地を維持します。なお、福祉会館及び図書館は、都市機能誘導区域外に立地しており、福祉会館は築37年（1986年：竣工、2020年：長寿命化改修工事）、図書館は築42年（1981年：竣工、2023年：長寿命化改修工事中）となっています。築60年を耐用年数の目安とした場合、本計画の計画期間内に建替えの必要性が生じる可能性があることから、その際には都市機能誘導区域での移転建替えを目指すものとします。将来の誘導施設数は、既存の44施設に移転建替え検討の2施設を加えた46施設とします。

■都市機能の目標

区分	指標	現状 （2023 年）	目標 （2040 年）
都市機能	都市機能誘導区域内に立地する誘導施設	44 施設	46 施設以上

（３）公共交通の目標

公共交通の目標は、須坂市地域公共交通計画との整合を図り、鉄道及びバスの利用者数を指標として設定します。

■公共交通の目標

区分	指標		現状 （2021 年度）	目標 （2027 年度）
公共交通	公共交通の利用者数	長野電鉄（須坂駅利用者数）	4,950 人/日平均	5,947 人/日
		すざか市民バス 4 路線	73,456 人/年	94,364 人/年
		すざか乗合タクシー	1,913 人/年	2,846 人/年
		長電バス 3 路線	426 人/日平均	577 人/日

※公共交通の目標は、須坂市地域公共交通計画を基に設定。同計画では、基準年を2021 年度、目標を2027年度としている。

（４）防災の目標

防災の目標は、取組方針の中でも「早期避難のための環境・仕組みの充実」を重視し、「防災体制の充実」の満足度、「災害に対する備えを行っている」人の割合を評価指標として設定します。

■防災の目標

区分	指標	現状 （2023 年）	目標 （2040 年）
防災	「防災体制の充実」の満足度※	42.4%	50%
	「災害に対する備えを行っている」人の割合※	40.8%	50%
	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地数	9 施設	全施設について 移転又は対策を実施

※現状値（2023年）は、2023年度市民総合意識調査の値

2　施策の達成状況の評価方法

本計画は社会・経済情勢等の変化を確認しながら、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、概ね５年ごとに、計画に記載した誘導施策の実施状況や目標値の達成状況について調査・分析を行い、須坂市都市計画審議会にその結果を報告するとともに、必要に応じて本計画や施策などの見直しを検討します。

また、本計画の見直しは、須坂市都市計画マスタープラン、須坂市地域公共交通計画などの上位・関連計画の見直しと連携することで、計画間の整合を図ります。

■ＰＤＣＡサイクルのイメージ

【調査内容のイメージ】

- 上位・関連計画の改定の有無、方針等の変更の内容
- 人口、経済、都市等の変化の有無（データ分析）
- 施策・事業の実施状況、実施概要、効果・成果、課題、今後の方針　等